

会 期 日 程 表

平成18年 3月

会 期	日	曜	開議時刻	摘 要
第 1 日	9	木	午前10時00分	開 会 会議録署名議員の指名 会 期 の 決 定 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 請 願 ・ 陳 情 上 程 趣旨説明・委員会付託
第 2 日	10	金		休 会
第 3 日	11	土		休 会
第 4 日	12	日		休 会
第 5 日	13	月		常 任 委 員 会
第 6 日	14	火		常 任 委 員 会
第 7 日	15	水		常 任 委 員 会
第 8 日	16	木		常 任 委 員 会
第 9 日	17	金		常 任 委 員 会
第10日	18	土		休 会
第11日	19	日		休 会
第12日	20	月		休 会
第13日	21	火		休 会
第14日	22	水	午前10時00分	一 般 質 問
第15日	23	木	午前10時00分	一 般 質 問
第16日	24	金	午前10時00分	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開 会

(10時00分)

議 長 (大谷内義一)

ただいまから、平成18年第1回能登町議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員数は40人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議 長 (大谷内義一)

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、22番久田良平君、23番石井良明君を指名いたします。

議 長 (大谷内義一)

日程第2「会期の決定」の件を議題にいたします。お諮りします。本定例会の日程は、本日から3月24日までの16日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月24日までの16日間に決定いたしました。

議 長 (大谷内義一)

日程第3「諸般の報告」を行います。地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿としてお手元に配布しましたので、ご了承をお願いします。

本定例会に、町長より別紙配布のとおり、議案57件が提出されております。また、監査委員から、平成17年度11月分、12月分、1月分例月出納検査の結果についての報告がありましたので、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承をお願いします。これで諸般の報告を終わります。

議 長 （大谷内義一）

日程第4議案第6号平成17年度能登町一般会計補正予算から、日程第60議案第62号能登町教育委員会委員の任命についてまでの57件を一括議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。町長持木一茂君。

町 長（持木一茂）

本日、ここに平成18年第1回能登町議会定例会が開催され、平成18年度予算案をはじめ、条例及び公の施設の指定管理者の指定その他の案件のご審議をお願いするにあたり、まず、私の町政に対する基本方針及び施策の概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さまのご理解と、より一層のご協力をお願い申し上げる次第です。

この1年、海外から大地震や巨大ハリケーン、大規模な地すべりなど天災による被害が相次いで伝えられ、災害列島と称されるわが国では、普段からの防災体制の充実を改めて感じた年でありました。

国内でも、大惨事となった電車転覆事故やアスベスト被害、振り込め詐欺、子どもや弱者を狙った凶悪犯罪など、大きな社会問題が次々とひき起こされた、心の痛んだ年でした。

能登町では風水害で道路等の施設の決壊があったり、また、例年にない大雪の影響で、2名の方がお亡くなりになりました。

心から犠牲となられたお二方のご冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

こうした災害や犯罪被害を目のあたりにし、耳にするたびに心穏やかで安全な町づくりに全力で取り組む必要性を思うものです。

さて、今年の町長選挙においては、町民の皆さまからの温かいご支援を賜り、新しい町の舵取りという重責を担わさせていただき、おかげをもちまして無事一年間を乗り切ることができました。

あらためまして、この場をお借りし、心からお礼を申し上げます。

自治体運営を取り巻く情勢は年々厳しさを増し、誠に多難な時代を迎えています。

特に、地方分権の進展に伴い責任負担が増大し、三位一体の改革でその方向性はさらに加速するものと思われます。

私は、社会経済を取り巻く環境がいかに変わろうとも、能登町に暮らす全ての町民が、健やかで安心して日々を暮し、皆それぞれに幸せと生きがいを感じることで、できる地域社会をつくりあげることが、行政に課せられた使命であると認識してお

ります。

今後も日々努力を重ね、町民の皆さまや議員の皆さま方と心をひとつにして、将来に向けた確かなまちづくりを着実に進めていく決意を新たにしておりますので、皆さま方にはなお一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

さて、政府の18年度の経済見通しによりますと、雇用や所得環境の改善などを通じて、企業活動の好調さが家計へ波及するなど、景気は民間需要を中心に緩やかな回復基調にあります。

しかし、原油価格や世界経済の動向などの要因が、わが国経済に与える影響は大きく、未だ予断を許さない状況が続くものと考えられます。

特に奥能登地区の経済の沈滞は、皆さまご承知のとおり、地方交付税や補助事業の縮小により、自治体の活力が削られ、誠に苦しい台所事情を露呈するなど、地域経済の牽引役もできない困窮した状況にあります。

また、2005年国勢調査の速報によると、わが国の総人口は2004年をピークに約1万人減少するなど、国の総人口も予想より数年早く減少の局面に入りました。

能登町の総人口も2万1千7百93人と、5年前と比べて8%弱減り、本町の計画将来人口推計でも2014年には2万人程度まで減少するものと思われます。

こうしたことから、現役世代の社会保障負担の増大や労働力不足の深刻化、さらには生産・消費活動の規模の縮小により、経済や地域の活力の低下が危惧されています。

また、これからの町政を進めるに当たって重要な点として、地方分権改革の動向が挙げられます。

いわゆる「三位一体の改革」によって、18年度までに総額3兆円の税源移譲が実施されることになり、国から地方への道筋がついたという点では、一定の評価がある一方、国庫補助負担金の廃止・縮減といっても、国の関与を大きく残したままであり、特に当町のように過疎化や少子高齢化で人口減少一方の財政基盤の弱い公共団体にとっては、財源の極端な減少につながるものが明らかとなっております。

真の地方分権の実現という趣旨に立ち返った改革が求められると考えています。

平成18年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資である国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が高い水準で推移することや社会保障関係経費の自然増等により、依然として大幅な財源不足が生じると見込まれております。

このため、国が示した地方財政計画における歳出につきましては、「経済財政運

営と構造改革に関する基本方針2005」に沿って、国の歳出予算と歩みを同じくして見直すこととし、定員の純減や給与構造改革等による給与関係経費の抑制、さらには地方単独事業費の抑制に努め、財源不足額の圧縮を図るとしています。

他方で、国と地方の信頼関係を維持しながら、「三位一体の改革」を着実に推進するため、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保することを基本として地方財政対策を講じていくこととしております。

このような中、本町の財政状況は、歳入面では税制改正の影響により、町民税は一定の伸びを示したものの、以前の税収水準を回復するまでには至らない状況となっています。

また、国の「三位一体の改革」により国庫補助負担金の一般財源化が進められ、歳入の確保は到底困難な状況が続いています。

一方、歳出面においては、高齢化率の高い我が町にとり、社会保障関係経費である扶助費の増加や、地方債の償還金に充てる公債費などの義務的経費が歳出の大きな割合を占めるとともに、老朽化した施設の改修や改築幹線道路の整備などに多額の経費を要し、大幅な財源不足が生じています。

これらの財源不足を補うために、特別職を含めて職員人件費をはじめ補助金等の経常経費の削減に努めているところであります。

また、今回、能登町行政改革大綱の策定に向けて審議を重ねておりました行政改革推進委員会から、本年3月2日に洲崎一男会長と数馬雄晴会長代理のお二方より答申をいただきました。

計画の実施にあたっては、極めて困難であっても、新たな町づくりのため、ぜひ実現していただきたいと要望されるとともに励ましのお言葉をいただきました。

この答申を受け、実施計画の最終調整を行い、期限と目標を明確にした行政改革実施計画を今月末までに策定する予定にしています。

地方分権型社会にふさわしい行財政運営を実現するため、職員全員が一丸となって、簡素で効率的な行政運営を全力で目指す所存でありますので、議員各位には、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日まで提案いたしました議案57件につきまして、逐次ご説明いたします。

議案第6号から第16号までは、平成17年度一般会計、特別会計及び公営企業会計予算の補正であります。事業費等の変更や確定により、予算の調整を行い、今回補正予算として提案させていただきましたので宜しくお願いいたします。

議案第6号「平成17年度能登町一般会計補正予算(第7号)」は、15億1千3百85万9千円を追加し、予算総額を、百83億8千25万8千円とするものです。

歳出の主な内容は、総務費において合併振興基金17億1千百万円の積立金の他、交通対策費として、路線バス運営や能登有料道路通行料金軽減対策補助金の追加を行いました。

民生費におきましては、国民健康保険特別会計への繰出金の他、国の補正予算による、「しらさぎ保育所大規模修繕事業」や、大雪の犠牲者に対する災害弔慰金の追加が主なものであります。

衛生費では、上水道事業会計に対する老朽管更新事業に関する出資金を追加いたしました。

農林水産業費については、農業施設の除雪経費を追加し、商工費では観光施設の修繕費を支出するため観光施設特別会計への繰出金を追加いたしております。

土木費では、「県営道路整備事業負担金」、「道路整備交付金事業費」及び「新町通り線街路事業費」について事業費確定に伴う追加を行い、住宅費では、有線テレビ関連の住宅改修費や下水道加入負担金の追加を行いました。

消防費では、非常備消防費において年度末までの出場費が不足する事態が生ずる可能性がありますので予定額を追加しております。

教育費では、小学校費において学校建設費を追加いたしましたが、国の補正予算を受けて小木小学校体育館の大規模改造事業を実施するものでありますので宜しくお願いいたします。

この他、各款項にわたり決算見込みに基づく調整を行い、財源として、地方債、地方交付税、国庫支出金等を追加し、財政調整基金を調整して収支のバランスを図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第7号「平成17年度能登町有線放送事業特別会計補正予算(第2号)」は、2千4百36万4千円を減額し、予算総額を、3億3千5百65万2千円といたしました。その主な内容は工事費等の確定によるものであります。

次に、議案第8号は「平成17年度能登町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」です。保険事業勘定においては、1千8百50万円を追加し、予算総額を、26億4千5百86万1千円とし、直営診療施設勘定では、94万円を減額して、予算総額を8百60万7千円といたしました。

その内容は、決算見込みに沿って職員人件費や国庫支出金等の返納金、直営診療

施設への負担金、繰出金等の調整を行ったものであります。

次に、議案第9号は「平成17年度能登町介護保険特別会計補正予算（第3号）」です。サービス事業勘定で、6百35万4千円を減額し、予算総額を、1億1千4百43万円とするものです。

その内容は、決算見込みによりデイサービスセンター委託料、基金積立金の調整を行ったものであります。

次に、議案第10号「平成17年度能登町観光施設特別会計補正予算（第2号）」は、3百37万3千円を追加し、予算総額を、7千百16万3千円とするものです。その内容は、観光施設の運営費や修繕費を計上したものであります。

次に、議案第11号「平成17年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳出予算の組み替えと歳入の調整を行ったものであります。

次に、議案第12号「平成17年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」は、9百22万4千円を減額し、予算総額を、5億6千7百73万3千円とするものです。内容は、決算見込みにより管理費や建設改良費の調整を行ったものであります。

次に、議案第13号「平成17年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」は、百6万9千円を減額し、予算総額を、1億8千6百万9千円とするものです。内容は、決算見込みにより管理費や建設改良費の調整を行ったものであります。

次に、議案第14号「平成17年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）」は、25万円を追加し、予算総額を、3千6百98万2千円とするものです。内容は、決算見込みにより管理費や建設改良費の調整を行ったものであります。

次に、議案第15号「平成17年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、1千百60万2千円を減額し、予算総額を、3億4千百48万7千円とするものです。内容は決算見込みにより管理費や建設改良費の調整を行ったものであります。

次に、議案第16号「平成17年度能登町水道事業会計補正予算（第4号）」は、「浄水場設備改良工事費」と「未給水地区解消事業費」等が確定したため、資本的収支について所要の調整を行ったものでありますので宜しくお願いいたします。

次に、新年度の具体的な取り組みの概要ご説明いたします。

はじめに「人づくりのまちづくり」についてであります。

まちの魅力は、町民の皆さまがここに住むことに誇りと喜びを感じ、生涯を通じていきいきと暮らしてこそ醸し出されるものであります。

少子高齢化が進む中、本町におきましては、次代を担う子ども達や町の人々が生涯を通じて、心豊かに学び合うことができるまちづくりを進めてまいります。

学校教育につきましては、基礎学力の向上を始め、心豊かで調和の取れた人間形成を目的に各学校の実情に応じた総合学習活動によって特色ある学校づくりを進めると共に、教育の機会均等を図り優秀な人材を育成するため奨学金制度やスクールバスの整備に配慮し、特に、本年度はALTを1人増員して3人体制とし、外国語教育の推進に一層取り組むなどの他、中学生のオーストラリア派遣事業などを通じまして国際社会に通用する人づくりに資することといたしております。また、地域コミュニティの推進のため、本年度は野田集会施設の整備を行い、文化財保護事業につきましては、新たに松波城・珠洲古窯跡群調査事業を実施したいと考えております。

次に、「福祉のまちづくり」についてであります。

少子高齢化の進展に伴い、各種福祉制度の充実のもとより、地域福祉施策へ取り組む必要性は、ますます高まっております。

ところが、長期にわたる景気低迷と財政事情の悪化によって、低負担・高福祉という理想がままならない現状となってしまいました。

このような状況の中で、本年度は単なる交付金的な制度の見直しを余儀なくされ、やむを得ず補助制度への改変として提案するところであります。

しかしながら、従来のデイサービス事業やショートステイ、老人憩いの家や「ささゆり荘」等の高齢者福祉施設、また、「さくら工房」や「しらさぎ作業所」等の障害者福祉施設の安定的運営に配慮した他、新たに、「手話通訳設置事業」や「第二長寿園」へのデイサービス事業の委託等を行うとともに、国民健康保険、老人保健、介護保険特別会計への繰出金を増額し、従来一般会計で行っていた事業の一部を介護保険特別会計で行う地域包括支援事業として統一し、事業費を増額して高齢者福祉サービスの進展を図ることといたしております。

さらに、次の世代を担う子ども達の福祉施策については、財源を重点的に配分し、対象年齢の拡大という児童手当制度の改正に対応する他、新たに、出産前に保育士の支援を受けながら育児体験が可能となる「マイ保育園登録事業」や、日中に保護者がいない低学年児童の子育て支援対策として「くぬぎ学童クラブ学童保育事業」

の実施を予定しています。

地域福祉の積極的推進を図り、町民一人ひとりが心豊かに暮せるまちづくりの実現に向けて、町民との協働や関係機関・団体等との連携を強化することによって、多様な福祉サービスの提供と各種施策を展開することが必要と考えておりますので宜しくお願いいたします。

次に、環境に配慮した循環型のまちづくりについてであります。

ゴミのRDF化施設を運営している奥能登クリーン組合に対する負担金を1億9千5百47万7千円増額した他、内浦クリーンセンター焼却炉や、能都埋め立て処分場貯留施設等の環境関連施設の改修を行い、豊かな環境の維持保全を行う所存であります。

また、上水道事業会計において、本年度は「時長・山中地区未普及地域解消事業」の本格着工を行うことといたしております。

次に、産業活性化のまちづくりについてであります。

定住対策として団塊の世代をターゲットにした「石川の暮し促進事業」を新たに実施することといたしました。

また、農地の減少や農産物の価格の低迷、就業者の高齢化や後継者不足など、本町の農業を取り巻く環境は、厳しい状況にあり、地域の特性を活かした新たな農業のあり方が課題となっております。そこで、本年度は新たに、JA内浦が実施する「農産物直販加工施設の建設に対する補助金」を計上して地産地消を推進する他、土地改良事業では「新保地区、不動寺地区の用排水路整備」、農村振興総合整備事業では「金山地区の集落道や営農飲雑用水施設整備」を、また、県営中山間地域総合整備事業では「当目地区ほ場整備事業」を実施することといたしました。

林業関係事業では、新たに、菌床椎茸栽培の規模拡大等を目的として「特用林産物活用施設等整備事業費」を計上した他、林道宮地線の整備を予定しております。

水産関連事業では、「小規模近代化施設整備事業」として能都漁協・小木漁協が実施する冷蔵庫保管施設やベルトコンベアの整備費を計上した他、「沿岸遠洋漁業振興対策事業」に担い手確保漁船建造推進事業補助金を計上し、漁船のリース事業に関する調査を実施し、今後の漁業振興を模索することといたしました。

「漁村活性化推進事業」では、本年4月に予定されている金沢港での鯨類捕獲調査船団歓迎事業費を計上し、また、「漁港施設改修事業」を積極的に実施することといたしましたので宜しくお願いいたします。

商工関係事業では、「商工振興対策費」として、新たに「いしり」のブランド化

を目指すジャパンブランド育成事業費を計上した他、「海洋深層水振興事業」では深層水の畜養・商業利用のための計画作成費を、「観光振興対策事業」では合併後の能登町の観光地としての魅力創出を目的とした計画書を作成することといたしております。

次に、交通・情報のまちづくりについてであります。

少子・高齢化が進み、情報化社会が進展する今日、交通手段の確保と情報の過疎化の回避は当町にあっては大きな問題であると考えています。

昨年度に引き続き生活交通対策事業として路線バス運行や、有料道路軽減対策に要する経費を計上した他、本年度は、継続事業の道路財源の確保に努めるとともに、先の大雪の教訓から除雪対策事業として歩道除雪機の整備を進めることといたしました。また、有線放送事業特別会計では、昨年引き続き内浦地区での整備を進め、年度内の完了を目指しておりますので宜しくお願いいたします。

その他、有線放送施設の整備に併せて内浦地区での防災告知施設整備事業や、消防施設整備事業では防火水槽や消防ポンプ自動車の整備を進めて安全安心のまちづくりを進めたいと考えております。

以上、平成18年度における取り組みの概要についてご説明いたしました。

新年度の予算編成にあたっては、税制改正による税収増を見込むとともに、各事業内容の精査を行い、国及び県からの補助金等の財源確保に努めたものであります。

新年度は、一般会計のほか、特別会計10会計、企業会計2会計となっております。

この全会計の予算の合計は、2百98億8千9百67万8千円で、前年度に比べ、4.6%の減といたしました。

このうち、一般会計につきましては、百38億9千万円で、前年度に比べ13.2%の減、特別会計の合計は、百18億1千9百31万5千円で、前年度に比べ5.0%の増、企業会計の合計は、41億8千36万3千円、前年度に比べ2.5%の増となったものであります。

行財政運営にあたりましては、町民と行政が、互いにより良い関係を築き、主体的な役割を担い合いながら協働していくことが重要であります。

この意味からも、行政は町民の視点に立って、より一層の行政情報の公開と効果的なサービスの提供を行うことが肝要であるとともに、常に自己改革を進めていく必要があります。

今後は、行政評価の視点を導入した事務事業の見直しを行い、将来のあるべき町

の姿を展望しながら、引き続き行政改革の取り組みを進めてまいります。

以上、平成18年度に臨むうえでの施政方針を申し上げます。

今後とも町民の皆さんとともに、明るい未来を切り拓くまちづくりに邁進してまいります。

引き続き、町民並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

次に、議案第30号「能登町名誉町民条例について」ですが、この条例は、本町の発展に貢献し、町民が郷土の誇りとして敬愛する方のうち、その功績が特に顕著である方を、議会の同意を得て、能登町名誉町民の称号を贈り、その功績をたえ広く顕彰するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第31号「能登町顕彰条例について」につきましても、本町の振興発展に永年寄与した個人や団体を表彰し、広く顕彰するため、条例を制定するもので、公平かつ適正を保つために審議会に諮って決定するよう定めたものであります。

次に、議案第32号「能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について」ですが、木住多目的集会所については、3月末に工事が完成する予定ですので、今回能登町地区集会所等条例に追加するものであります。

次に、議案第33号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、町の財政状況は、危機的な状況にあるとの認識のもと、財政再建団体とならないために、平成18年度予算は、財政の健全化のため人件費の削減にも踏み込まざるを得ない状況であります。

特別職の職員で非常勤のものの報酬については、やむを得ず一律10%削減することに致しましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第34号「常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」につきましても、厳しい財政状況により、自らの給料を財源確保の一端としてカットするもので、町長、助役、収入役及び教育長の期末手当を30%削減するものであります。

次に、議案第35号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」につきましても、非常に厳しい財政状況とはいえ、職員の給料をカットすることは苦渋の選択であり、財源確保ができずやむを得ない措置であるということをご理解願います。

削減の内容につきましては、全職員の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ20%削減するとともに、管理職手当を削減し定額化するものであります。

次に、議案第36号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、本手当については、危険や不快な業務に就く際に支給されるものですが、給与適正化の重点事項として、制度の趣旨に合致しないものやその支出方法が不適切なものについては、早急に見直しを図るよう要請されており、他の市町村との状況分析を行い、支給額や支給要件を検討した結果、対象業務の整理と見直しを行うものであります。

次に、議案第37号「能登町税条例の一部を改正する条例について」ですが、前納報奨金制度は、戦後の混乱した社会情勢のなかで、納税意識の向上とともに、早期財源確保を目的として昭和25年に全国的に創設されました。

創設当時に比べると現在の社会情勢も大きく変化し、口座振替制度の普及などで創設当時の目的は達成されていること、又、多額の報奨金を交付し続けることは、限られた税収の中では、困難な状況にあります。

そこで厳しい財政状況や他市町村の交付状況等を調査した結果、平成18年度より町税の前納報奨金制度を廃止することに致しました。

これまで、この制度の運用にご協力をいただきました皆様にお礼を申し上げますとともに制度の廃止につきましては、何とぞご理解のうえ、今後も納期限内の納付になお一層の協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第38号「能登町合併振興基金条例について」ですが、合併に伴う地域の振興及び住民の一体感の醸成のため、基金条例を制定するもので、標準基金規模の上限17億1千百万円を基金として積み立て、この95%に合併特例債を充当するものであります。

次に、議案第39号「能登町国民保護協議会条例について」ですが、国民保護法では、武力攻撃等において国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃に伴う被害を最小限にすることができるよう、国や地方公共団体等の役割分担やその具体的な措置を規定しています。

市町村の国民保護計画は、国民保護法や基本指針などのほか都道府県の国民保護計画に定められた「計画作成上の基準」に従い作成することとされており、策定に当たっては関係機関との意見交換や協議会を設置して、広く住民の意見を求め、国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するものであります。

平成18年度に「能登町国民保護計画」を策定する必要がありますので、今回その計画策定に先立ちまして、協議会の設置条例を上程するものであります。

次に、議案第40号「能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について」で

すが、より多くの生徒数の環境の中で教育を実施することにより、児童生徒の人格形成や視野を広げ、能力向上を図るため、学校の再編を行うものです。

小学校及び中学校の統廃合につきましては、平成18年4月から瑞穂中学校は鵜川中学校へ統合し、三波小学校及び瑞穂小学校は鵜川小学校へ統合することになりましたので、条例を改正し対応を図るものであります。

次に、議案第41号「能登町心身障害児福祉金条例の一部を改正する条例について」ですが、厳しい財政状況により、重度障害児の福祉金支給月額を4,000円、それ以外の障害児の福祉金支給月額を2,800円とし、一律20%の減額をするものであります。

次に、議案第42号「能登町在宅長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について」ですが、財政事情逼迫折り、近隣市町の状況を考慮致し、米寿者及び満百歳者の支給内容を大幅に見直しするものであります。

次に、議案第43号「能登町敬老祝金条例の廃止について」につきましても厳しい財政事情によるもので、満90歳以上の方に支給しておりました祝金をやむを得ず廃止するものであります。

次に、議案第44号「能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」につきましても、厳しい財政事情によるもので、身体障害者手帳3級の方への医療費の助成をやむを得ず廃止するものであります。

次に、議案第45号「能登町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例について」ですが、身体・知的・精神障害者への福祉サービスや制度を一元化する障害者自立支援法が制定され、同法に定める「市町村審査会」を平成18年4月1日に発足させるため、委員の定数を定めるものであります。

なお、市町村審査会とは、市町村が障害福祉サービスの支給決定を行うに当たり意見を聴くために設置する町の附属機関であります。

次に、議案第46号「能登町介護保険条例の一部を改正する条例について」ですが、平成9年に制定され、平成12年よりスタートした介護保険法は、平成17年6月に大幅に改正されることとなり、介護予防サービスの導入、地域支援事業の創設、地域包括支援センターなどが新たに盛り込まれ、これらにより、町がより主体的に保険運営できるよう地域福祉における町の役割が強化されました。介護保険事業は、3年間で1つのサイクルとして介護サービスの内容や見込み量、保険料の見直しなどを行い、また、事業計画をつくり、この計画に沿って以後3年間の介護保険事業を運営しております。第3期となる平成18年度から20年度までの3カ年

は、制度改正による新たなサービスを盛り込んだ内容となっており、第3期介護保険事業を円滑に執行するため、今後3ケ年の必要経費を見込み、保険料の改正を行うものであります。

次に、議案第47号「能登町多目的交流センター条例の一部を改正する条例について」ですが、第2多目的交流センターの整備に伴い、使用料の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、全館使用の場合、昼夜を問わず第1センターは1時間当たり7千円、第2センターを1時間当たり8千円とし、通夜葬儀を通して使用した場合、第1センターは17万円、第2センターを19万円とするものです。また、祭壇使用料を現行の2万円から3万円に引き上げ、通夜葬儀を通しての使用料は、祭壇使用料を含めると20万円から22万円となり、全体では、約4万円の引き上げとなるものであります。厳しい財政状況や他市町村の状況等を調査し検討した結果、本施設を維持管理するためやむを得ず使用料を値上げするもので、何とぞご理解のうえ、能登町多目的交流センターの運営に一層のご協力をお願いいたします。

次に、議案第48号「能登町体験交流施設条例の一部を改正する条例について」ですが、旧宮地小学校の位置は、周囲を山に囲まれた中山間地域にあります。

急激な過疎化の進行により平成13年度に廃校となっておりましたが、当地域は「春蘭の里」として、石川グリーンツーリズム促進特区に認定され、以後村おこし活動に積極的に取り組んでいます。体験メニュー等の充実や地域活性化を図るために、今年度農林事業のやすらぎ空間整備事業で、旧宮地小学校の改修工事が行われ、簡易宿泊型の施設として完成の運びとなりましたので、能登町の体験交流施設条例に付け加えるものであります。

次に、議案第49号「能登町浄化槽市町村整備推進事業の整備に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、浄化槽市町村整備事業は、旧内浦地区で実施していた事業で、公共下水道や農業集落排水などの集合処理計画の区域以外において、合併浄化槽の設置を希望する世帯に対し、町が事業主体となって浄化槽を設置する事業です。

この事業は国が事業費の3分の1を補助する事業で、住民の負担金は25万円、使用料は浄化槽点検手数料相当額の月額千5百75円となっております。

今回の条例改正については、未整備地区の整備方法についてコスト比較などの調査を実施した結果、合併処理方式より浄化槽での整備が有利な地区について、浄化槽

市町村整備事業の区域として追加し、整備の促進を図るものであります。

次に、議案第50号「能登町水洗便所等改造資金融資のあっせん及び助成金交付に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、水洗便所等改造資金融資のあっせん及び助成金交付については、現在、対象処理区域が宇出津処理区と旧内浦地区の各処理区だけとなっているので、他処理区との格差を解消するため対象処理区を全町に拡大するものです。

また、対象者、条件及び金額等も宇出津処理区と旧内浦地区の各処理区の取り扱いの統一化を図るものであります。

次に、議案第51号「能登町消防団条例の一部を改正する条例について」につきましても、町の厳しい財政状況により、年額となっております消防団員の報酬をやむを得ず10%減額するものであります。

次に、議案第52号「公の施設の指定管理者の指定について」ですが、指定管理者制度の導入・移行に関して、地域住民のコミュニティ活動の基盤施設である公民館や集会所などについては、これまで実質的な管理を地域住民で行ってきたところであり、今後とも関係住民の方々に管理をしていただくことが望ましいと判断いたしましたので、関係住民で組織する団体を指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第53号「公の施設の指定管理者の指定について」ですが、廃校舎を、簡易宿泊施設に改修した宮地交流宿泊所については、体験交流施設条例の一部改正の中でご説明いたしましたように、本地域は、滞在型農村体験システムを地域で構築する活動を積極的に行っていますので、「特定非営利活動法人コブシ」を指定管理者に指定するものであります。また、能登町農林産物処理加工施設ですが、地域密着型である本施設につきましても、現在、地元住民で管理をしております「農事組合法人のと夢づくり」の方に引き続き管理をしていただくことが望ましいと判断いたしましたので、指定管理者として指定するものであります。

次に、議案第54号「公の施設の指定管理者の指定について」ですが、ご存知のように内浦スポーツ振興事業団は、昭和53年に設立以来、地域住民の健康、体力向上はもとより、地域づくりの拠点として、その果たしてきた役割は大きく、文字どおり地域密着型の団体であります。

また、内浦総合運動公園としてみた場合、本案件の町所有の体育施設と当該事業団所有の体育施設とが混在しており、事業団による一元化した管理がより効率的と思われる。

以上の理由から、内浦総合運動公園体育施設の指定管理者として財団法人内浦ス

スポーツ振興事業団を指定するものであります。

次に、議案第55号「能登町病院事業会計の欠損処理について」ですが、公立宇出津総合病院では、職員一同地域住民の健康管理と医療福祉の向上に、そして安心と信頼される病院となるよう努めてまいりました。

しかしながら病院事業会計の財務状況は、経営の効率化、健全化に向けた努力にも関わらず、毎年度損失が生じ平成5年度から平成16年度までの病院医療活動による累積欠損金は、17億5千3百99万4千百31円となっております。

能登町合併前及び合併後においても欠損処理の取扱いについて協議を重ねさせていただきました。このたび、累積欠損金の処理については、資本剰余金で処理させていただきたいと思いますので、地方公営企業法施行令第24条の3第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第56号及び議案第57号をご説明する前に、辺地に係る総合整備計画の概要を説明させていただきます。

辺地地域の指定を受けるには、その地域の中心を含む5平方キロメートル以内の面積の中に50人以上の人口を有し、かつ、役場医療機関、郵便局、小・中学校、バス停留所等までの距離が遠隔であることなど辺地程度を示す点数が100点以上であることが条件となっており、地域指定を受けますと、有利な辺地対策事業債を活用し、公共的施設の整備を行うことができます。

それでは、議案をご説明いたします。議案第56号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」ですが、旧内浦町や旧柳田村で策定されておりました10辺地の総合整備計画につきましては、平成16年度で計画期間が終了しております。今回、平成17年度事業で、町道・林道の整備、スクールバスの購入、コミュニティ施設の建設などの事業を行っておりますが、その事業に、平成17年度辺地対策事業債の充当が確定したこと、また、平成18年度に予定しております各事業を辺地対策事業債の対象といたしたく、平成17年度から平成18年度までの2年間を計画策定期間として策定するものであります。

次に議案第57号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」ですが、現在、旧能都町で9辺地の総合整備計画を有しておりまして、計画策定期間が平成14年度から平成18年度までの5年間となっております。

今回、宮地辺地におきまして、平成17年度事業で、当地区の廃校舎を、簡易宿泊施設などに改修を行いまして、グリーン・ツーリズム体験を通して都市住民との交流を図るべく事業を行っておりますが、その事業に、平成17年度辺地対策事業

債の充当が確定したこと、また、平成18年度に予定しております町道や林道整備事業を辺地対策事業債の対象といたしたく、計画変更を行うものであります。この計画策定によりまして、19の辺地に係る総合整備計画を有し、計画策定終了年度が平成18年度となりますので、平成18年度中に、辺地地域の見直しを行いまして、今後の計画策定期間を平成19年度から平成23年度までの5年間とする予定であります。

次に、議案第58号「町道路線の認定について」ですが、「鶴川38号線」については、民有地でありました用地の寄付行為によります手続きが、このたび完了したことによるものです。

また、「宇加塚11号線」については、農村住環境整備事業で整備しておりました工事の完了によるもので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第59号「請負契約の締結について（17年災5号波並漁港災害復旧工事）」ですが、本工事につきましては、去る3月2日に指名競争入札を行いましたところ、5千5百65万円で、株式会社共立建設が落札致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号「平成17年度防災行政告知整備事業機器設置工事請負契約について」の議決の一部変更についてですが、平成17年第3回定例会において議決をいただいた工事請負契約の一部変更であり、小木、市之瀬及び越坂で進めてきました告知機器の設置工事が、当初の整備対象世帯数1千76世帯から1千4世帯に減少したことなどにより、当初契約額8千8百20万円から4百20万円を減じた額、8千4百万円に変更するものであります。

次に、議案第61号「能登町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について」の議決の一部変更についてですが、平成17年第2回定例会において、当初7千2百万円で議決をいただいていたものですが、日本下水道事業団において実施設計を作成し工事発注を行ったところ、予定価格を大幅に下回る価格で契約を行うことが出来たため、平成17年第4回定例会において1千万円を減額する一部変更の議決をいただきました。

そして今回工事完了に伴う出来高及び監理諸費等の精査を行ったところ、さらに百33万円の減額が図られることとなったため、6千67万円に変更するものであります。

次に、議案第62号「能登町教育委員会委員の任命について」ですが、この度、任期満了を迎えられます「舩谷伸子」氏につきまして再度、選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます

以上、本定例会に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜われますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

議 長 （大谷内義一）

以上で提案理由の説明が終わりました。お諮りします。この際、日程の順序を変更し、日程第60議案第62号能登町教育委員会委員の任命についてを先に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって日程の順序を変更し、日程第60議案第62号を先に審議することに決定しました。

ただ今、審議することに決定しました、議案第62号を議題といたします。

お諮りいたします。議案第62号は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、議案第62号については、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

議案第62号能登町教育委員会委員の任命について、能登町字松波10字17番地舩谷伸子氏の任命につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第62号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。ここで暫時休憩いたします。

(11時01分)

議長（大谷内義一）休憩前にひきつづき会議を開きます。

日程第4 議案第6号から日程第59 議案第61号までの56件についての質疑を行います。

質疑は、前回も申し上げましたように大綱的な内容でお願いをいたしたいと思います。

質疑はありませんか。12番 石岡さんの手が早かったです。

12番（石岡安雄） それでは、17年度補正予算の中で第8款土木費、住宅建設費、公営住宅整備事業でお尋ねします。

60ページです。

この中で、町営住宅ストック総合活用計画策定業務が減額されております。私は去年、一般質問において公営住宅に関して質問いたしました。そのときに町長の答弁では、この町営住宅ストック総合活用計画策定をして住宅の需要にこたえたいという答弁をいただいております。なのに、ここで減額補正。その意味を知りたいと思います。

もう一つですが、18年度の予算の中で、この先、町職員数の削減を考えている中、そしてまた人件費のカットもされるわけですが、臨時職員、臨時作業員などの賃金、その雇用内容は前年に比べてどのようになっているか。人数に関しても、またお願いします。

もう1点ですが、少子化は全国的な問題ですが、第3款民生費予算の中で能登町としてこれぞ少子化対策と言えるものはあるのか。近隣市町と比較して特別違うものはあるのか。その辺を聞きたいと思います。

以上です。

議長（大谷内義一） 建設課長 井下勉君。

建設課長（井下勉） 予算60ページの公営住宅整備事業のことについて、石岡議員からお尋ねがございました。その中で、町営住宅ストック総合計画というのが減額になっているというお話ですが、この名称が変わったわけでございます。このストック総合計画というのがございますが、その2つ上に住宅基本調査というのがあると思いますが、そこで153万7,000円。この事業名が変わったことで△のやりくりをいたしました。そういうことでご理解いただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 臨時職員の件でご説明いたします。

18年度は全体で121人です。それで金額で2億3,622万8,000円となります。

〔ちょっとわかりにくいと言う者あり〕

議長（大谷内義一） もう一回。

総務課長（田下一幸） はい。18年度、ただいま予算に計上しているところの人数は121人です。金額で2億3,622万8,000円です。これにつきましては、一般会計、特別会計、企業会計を含んでおります。

そして、17年度と比較してどうだったかということですが、17年度の人員は106人です。ここでことし大きく変わったものは、教育委員会における学校給食員の取り扱いが3町それぞれ別々であった。旧能都では補助金で出していた。この給食員において臨時雇用するということで一本化したと。そういうことで18人、このためにふえております。実質的には、この18を加えますと昨年から見ても数人減ります。

そういうことで、よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 健康福祉課長 中口憲治君。

健康福祉課長（中口憲治） 石岡議員の能登町としての少子化対策ということですが、能登町独自というものは現在今、学童保育等を今回1カ所ふやします。というのは、三波、それから瑞穂小学校の統廃合によりまして鶴川小学校になります。それで鶴川小学校の保護者の方々からご希望がありまして……。

〔マイクの使い方もっといいがにしてと言う者あり〕

健康福祉課長（中口憲治） 聞こえませんか。

鶴川小学校の保護者のPTAの方々からご希望がありまして、学童保育を設置したいと思っております。

町長の説明にもありましたが、クヌギという名前ですが、それは鶴川小学校を対象とし

たものでございます。地名で言わなかったのでもっとわかりにくかったと思いますが、その対応をしております。

それと、マイ保育園ということで、これは県の方で事業化しておるわけですが、そのものを柳田保育所、それからひばり保育所、それから民間の松波保育園、小木保育園に導入したいと思っております。

あと、これは少子化対策ということではございませんが、要保護児童対策地域連絡協議会。これは児童福祉法で出ているわけなんです、その設置をしたいと。それはどういうことかといいますと、児童虐待など要保護児童の問題に対し、地域各機関及び団体間における連携及び連絡を密にして適切に対応を行うということで、そういうものを設置したいということを考えております。

以上でございます。

議長（大谷内義一） 12番 石岡君。

12番（石岡安雄） 総務課長にもう一度お尋ねしますけれども、昨年の臨時職員の賃金の合計は言われましたか。

総務課長（田下一幸） どうも申しわけありません。昨年は2億977万3,000円です。

議長（大谷内義一） ほかに。29番 室谷君。

29番（室谷賢一） それでは、町長にひとつ議案等に関連した質問をさせていただきます。

先ほど提案理由の説明の中で、これから行革に取り組む姿勢を述べられておりました。その点について、ひとつ生の声をお聞きしたいと思います。

今回提案されました議案第17号 平成18年度能登町一般会計歳入歳出、約38億9,000万円。また、特別会計、有線放送事業会計ほか9件、118億1,935万1,000円。また、水道事業会計13億3,506万円。病院事業会計28億4,530万3,000円。総額におきまして298億8,967万8,000円の予算が提出されております。大変厳しい財源の中で、大変ご苦勞があったことと思います。

また、平成17年度末の起債残高は総額455億6,928万3,000円の膨大な借金があります。人

口が減少している現況において、これは孫の代に先送りすることなく減額に最大限の努力をすべきであると思います。

さて、16年度普通会計における県内19町村の決算状況によりますと、自主財源比率においては22.9%、最下位です。次に起債制限比率においては17.3、これは最高です。また、公債負担比率におきましては28.9%、これも最高位です。また、経常収支比率におきましては102.1%、第2位です。県内19市町村の中において、能登町は最悪の財政状況であります。

この4点セットを町長はどのような施策をもって改善されるのか。財政の健全性と硬直化の歯どめに積極的に取り組む行財政改革の重要な課題について、町長はどのように対応されるのか。その点についてお聞きいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今の室谷議員のおっしゃるとおり、昨年ですか、12月に新聞紙上で発表がありまして、あらゆる点で能登町がワーストワンということでありました。非常に厳しい状況での18年度の予算編成でありましたが、そのために町民の皆様にも痛みを分かち合っていただきますし、もちろん職員にもその痛みを分かち合って、何とか立ち上がっていきたいというふうに考えております。

また、先般3月2日に行革の答申もいただきましたので、その答申を真摯に受けとめまして、18年度に向けて行財政改革を一生懸命取り組んでいかなければならないと思っております。それがひいては町民の幸せにもつながるのかなという思いでおりますので、確固たる信念を持って行財政改革に取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 議長の方から答弁者に注意しておきます。もう少ししっかりと、皆が聞こえるようにひとつ答弁をしてください。29番 室谷議員。

29番（室谷賢一） 先ほど町長は前向きの答弁をされたわけですが、再度お聞きいたします。

議案第33号から36号による特別職や一般職の期末手当、給与等のほか、一部改正案などにより2億4,000万円の一時的な人件費の削減措置が実施されております。実施期間につい

ては3カ年、状況によっては2カ年も考えられると。こういうことですが、果たしてこのような2カ年、3カ年で現在の財政状況が改善される見通しがあるのか。

私は、長期的な財源確保の意味から、現在の構造を改革することが一番重要な課題であると私は認識をしております。組織の見直しにより、人件費あるいは補助金あるいは物件費等の削減により、恒久的な財源を確保して現状を打開すべきではないかと私は思っております。

そこで、18年度の給与費は568人で41億7,200万。先ほど石岡議員の説明に対して、臨時職員で121名、金額にして2億3,612万8,000円と、こういうことになっております。

私は、町長は職員の早期退職などについてどのように考えておられるのか、その見解をひとつお聞きいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） もちろん今、室谷議員がおっしゃるように、人件費の占める割合というのも財政を圧迫する一因ではあります。そのために、やはり早期退職といいますか勧奨制度を利用して職員の減を見込みたいというふうに思っております。

それで、今年度に関しましては、55歳以上の方に勧奨制度の案内といいますか、それをさせていただきました。当然これは自分自身が決めることでありますので、もし早期にやめたいという方がいれば、こういった便利なのか得な制度もありますよということで、55歳以上の職員全員に勧奨制度の案内はしております。

議長（大谷内義一） 29番 室谷議員。

29番（室谷賢一） それでは、私、市町村合併は、小さな市町村を大きな単位として行政をスリム化、行財政の改革を推進するための合併であったかと理解しております。合併と同時に、特別職は3分の2減額されました。また、議会においては1年8カ月おくれの本年11月で20名の定数となり、52%減額されます。

一番おくれているのは行政の組織改革でなかろうかと私は思うんです。合併時における地域間のいろいろな話し合いによって副産物があることは、これは間違いございません。しかし、七尾市では行政の機構改革が積極的に取り組みをなされて、その結果が一昨日の

新聞等に報道されております。

当町においても、行政改革推進は町長の決断があれば私は前進すると思います。一日も早い組織改革に取り組まれることをご期待いたします。

そこで質問を終わりたいと思います。

議長（大谷内義一） 答弁要りませんか。

29番（室谷賢一） 今できるかできんか知らんけど、言われるがならまた。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 当然、組織改革といいますか、それもやらなきゃならないというふう
に思っております。合併しまして1年がたちましたが、分庁方式の弊害というのも出てき
ておりますし、職員間でもその不便さというのも感じております。

ただ、今現在、職員数が500人を超えておりますので、1カ所に集中というのは人数的に
も無理がありますが、18年度にはプロジェクトチームといいますか、それをつくって、い
ろんな見直しをやっていきたいというふうに考えております。ですから機構改革もそうで
すし、あるいは公社等の見直しも一つです。各種の補助金の見直しも18年度はそういった
プロジェクトチームをつくって徹底的に見直して、19年度に向かいたいというふうに考え
ております。

議長（大谷内義一） ほかにありませんか。15番 宮田君。

15番（宮田勝三） 総務課長に1点だけお聞きしたいと思います。

ページでいえば53ページになると思うんですが、2款1項の8目。この中に、たしか昨
年の6月ですか補正に、簡単にいいますと私もITに弱いので、もし話がずれていました
ら逆に教えていただきたいんですが、IP電話に関係する機材器具ということで試験的な
段階ということで、たしか流用までして七百数十万円を消化されておると思うんですが、
これは単年度で恐らくや終わるものではなかったと思うんです。ことしのこの8目の中に
工事請負費とかいろいろあるんですが、そういったものに関係したものがあるのかどうか。

まずお伺いをしてから、私の思いを述べさせていただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 17年度で補正させていただいた700万の調査の件につきましては、今年度、契約いたしまして400万程度で事業を執行しております。その内容につきましては、現在の光網で通っているところ、また同軸で通っているところをそれぞれ検索いたしまして検証、先日も検査をいたしました。いわゆるIP電話でお互いに通じるのかということの検証をいたしております。

また、現在、検証した段階でありまして、このことについて18年度予算では現在まだ対応しておりません。今後それらのものに基づいて、長期的に、総合的に計画を樹立する必要がある。基本的にかなり全部、町全体を網羅するときには費用も大きくなりますので、その実施に向けて、そういうことが可能であるかどうかの調査を17年度でさせていただいて、その成果を踏まえて今後に反映させていきたいと考えております。

議長（大谷内義一） 15番 宮田君。

15番（宮田勝三） 私から見れば、流用までという言葉遣いは適切かどうか分かりませんが、取り急ぎ流用して機材器具を購入して試験的なことを行う。段階を追ってIP電話を求めていく。確かに素晴らしいことだなという思いの中で、私お話しをさせていただきますが。

余談になるかもしれませんが、この能登町の過疎地域自立促進計画の中にもありますけれども、交通や通信体系をとにかく網羅するんだというような計画も立っておりますし、ましてや流用までされたのであるならば、少しでも。今年度全くすることがないのかどうか。あるのでしたら逐次進めていっていただきたいなと。

それは何でかということ、きょうの所信表明や今回の議案の説明にありましたけれども、町民には非常にすこぶる我慢をしていただくことが多くなる。そんな中で少なくともIP電話となれば、家庭における経費削減にもなりますし、当然のことながら3町の連絡体系の経費削減にも多額の金額になっていくんじゃないかな。そういうことを考えたり、当然、携帯のIPも考えるならば不感地帯を解消し、能登町さんの方でもお話ありましたが、非

常に不感地帯が多いから1秒とめることができるものもできなくなるような地域もあるよと。そういうことを考えていくなれば、ぜひ一日も早く確立に向けてやっていただきたいなど。

ことは全くすることがなくて予算をつけなかったのなら、それでよろしいんですが、緊縮財政の中で我慢をしたというならば、一步でも半歩でも前進するような予算の組み立てができなかったのかという思いの中で話させていただきましたので、いま一度思いを述べさせていただければありがたいんですが。

今後の計画を踏まえて、よろしくお願ひしたいなと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今、議員さんのおっしゃる今年度の調査に関しましては、結果を踏まえて18年度以降の整備になろうかと思ひます。ただし、携帯電話の不感地帯の解消にしましても、光ファイバーを敷設しないことには使うことはできませんので、そういった工事費はもちろん18年度盛っていませんけど、その結果を踏まえて全町的に光ファイバー網を張りめぐらされて、その上での携帯電話の不感地帯解消だというふうに思っております。

ただ、IP電話に関しましては、小木の方でもIP電話になりますし、来年度、松波地区でもIP電話をやります。その次に旧の能都地区をIP電話の活用ということでやっていきますので、携帯電話に関してはもう少し先の話になろうかと思ひますが、まず光ファイバー網を全町的に敷設することが先かなというふうには思っておりますので、若干時間的にかかるかもしれませんが、将来に向けての通信網の整備は行っていきたいというふうを考えております。

議長（大谷内義一） ほかにありませんか。4番 市浜君。

4番（市浜等） 私は、経費の節減になればと思ひて、ちょっと一言お聞きします。

下水道課長にお伺ひいたします。

合併浄化槽整備事業の関係なんですが、特別会計の500ページですが、委託料、浄化槽保守点検料の158万3,000円というのがございますが、内訳というのは大体どんなふうになっておるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

議長（大谷内義一） 下水道課長 浜中工君。

下水道課長（浜中工） 市浜議員さんの質問にお答えします。

委託料につきましては、本年度、20基分の経費を見込んだものでございます。

よろしくお願いします。

議長（大谷内義一） 4番 市浜君。

4番（市浜等） この158万3,000円というのは、浄化槽の何か検査ですか。それとも水質の検査ですか。

下水道課長（浜中工） 保守点検です。

4番（市浜等） 保守点検ですか。そうすると、この保守点検というのは個人負担の1年の1万8,700円のほかにこの158万3,000円が支払われているということなんですか。

下水道課長（浜中工） そうです。

4番（市浜等） 私がお尋ねしたいのは、合併浄化槽を設置しますと法定検査と称しまして、まず浄化槽を設置してから6カ月たってから2カ月の間に法定検査をやれということが1件7,000円になっているはずなんです。8,000円ですか。この費用とはまた別個なわけですか。

下水道課長（浜中工） そうです。

4番（市浜等） この費用というのは、どこに出ているんですか。

議長（大谷内義一） 個人的なやりとりはやめてください。

4番（市浜等） ごめんなさい。どうも議長、失礼いたしました。

それも踏まえて、私はこの浄化槽の法定検査、水質検査、そういうことについて下水道課長はどのような思いでおいでになるのか、少しお願いいたします。

議長（大谷内義一） 下水道課長 浜中工君。

下水道課長（浜中工） 市浜議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

先ほどご質問のあった浄化槽法の7条の関係かと思えますけれども、この浄化槽の7条の、これは水質検査を指しておりまして、浄化槽を設置した後に、その使用を開始してから6カ月以内に都道府県知事が指定する指定検査機関というのがあるんですけれども、これはつまり石川県は浄化槽協会になるんですけれども、そういった7条では水質検査を受けなければならないという規定がございます。この検査につきましては、浄化槽が正しく設置されたかどうか、また正常に機能しているかどうか、また正しく使用されているかどうかというようなそういった判断で、一定期間を経過した早い機会に行うものが適当という理由で実施されております。

そういった中で、多分、市浜議員さんのちょっと思いというのは、設置から正常に機能するまでの責任は製造者と設置した業者にあり、この7条検査手数料の関係については設置した業者にあるのではないかなというご質問かと思えます。この検査につきましては、6カ月以降に実施されることと、先ほど言いましたようにその設置された方が正しく使用されているかどうかというような、そういう判断材料になるものですから、そういった側面もありまして、今現在設置された家庭の方が水質検査料8,000円を支払いしている状況だと思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（大谷内義一） 4番 市浜君。

4番（市浜等） 私は、この予算書に盛ってある予算と個人が払う管理費用ですか、これがダブっておるがでないかなというふうな思いがしてならないんですよ。これはやっぱり個人負担が多いということになると、やっぱり町民の方も物すごく負担になるかなと。これは予算というものは恐らく税金から出てるんでしょうさかい、そんなふうな思いがしてならないわけです。その辺も少し答弁お願いできれば。

議長（大谷内義一） 下水道課長 浜中工君。

下水道課長（浜中工） お答えします。

特別会計に計上されておる予算につきましては、そういった年4回分の保守点検料だけでございます。

4番（市浜等） 私とすれば、しつこいですけれども、保守点検も、それからやっぱり浄化槽を使用してやったときも一緒に検査するのではないかなという思いがありまして、そういう発言をさせていただいております。また今後善処していただければありがたいなというふうには思うんですが、できなければいたし方ないなというふうに思います。

引き続いて、もう1点いいですか。

総務課長にお願いいたします。

予算書に分担金というふうな項目がたくさん出てくるんです。これは名目で協会拠出金が至るところに何万円とか出てくるんですね。この性質、それから何で必要なのか。それから、例えば県の統計協会9,000円とか、能登地区統計協会1万円など。最近話題の防衛庁の施設協会とか。こういうふうな談合とか税金のむだ遣いの温床になっているようなところへ、私は何か公然と予算が向いているというふうに感じるんですが、私の言っていることが理解できますかね。

総務課長、よろしくお願いします。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 19節の中で負担金補助及び分担金とかという項目があるほどのいわゆる負担金とか分担金とか同じたぐいになるんですけど、まず負担金、分担金というのは、その組織の町が一員である場合は分担金、負担金として支払う。補助金になれば、その団体に対して助成するという感覚になりますね。要するに町がその組織の一員じゃないと。こういう形の中で、組織の一員、例えば今言われた何々協会をつくる中の能登町がその中の一員であるといった場合は、分担金、負担金という名目でその会費を納める。そういうことでありまして、補助金は、例えば、例えて言えば何々団体へ補助するということで、その使い分けでそういう違いが出てくることになります。

議長（大谷内義一） 4番 市浜君。

4番（市浜等） そうすると、小泉構造改革の中の役人の天下り先へ、内閣が大声で叫んでいる、削減をしようということを言っておりますが、地方の自治体がそういう場所を、そういうところに金を出しておるということは、私とすれば天下り先を支えておるというふうに感じるんですが、これは私の見識の違うところでしょうか。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 天下り先の云々ということは別としまして、今後、18年度、先ほど町長も申しました。あらゆるものについて見直しをするということでありまして、したがいまして、市町村が先ほど申しました構成しておる団体においても、その団体の活動そのものが必要なのかどうか。その活動範囲が適切なのかどうかということも検証していくことが必要になります。ということで、行政改革の中で当然そういうものを一つ一つ見つける。

ただ、この場合は能登町だけが加入者でない。県内の各自治体が加入している場合がありますので、そういった合意を経ながら進めていくことが必要になるかと思います。

4番（市浜等） 議長、もう1点いいですか。

議長（大谷内義一） 市浜さん、ほかにも手がたくさん挙がっておるので、ひとつお願いいたします。

4番（市浜等） どうもありがとうございました。

議長（大谷内義一） 済みません。23番 石井君。

23番（石井良明） 8款の除雪対策事業について、町長並びに担当課長にお尋ねいたします。

予算書には3,477万9,000円計上されておりますが、地球温暖化の影響のため積雪量に比例して膨大な除雪費が予想されますが、財政圧迫を少しでも削除するため、中長期的な展望に立って、水と財源が確保されるものなら生活道路をすべて融雪化にしてほしいと思います。いかがに思いますか。お願いいたします。

議長（大谷内義一） 建設課長 井下勉君。

建設課長（井下勉） 石井議員から、除雪対策費に3,480万くらいの予算があるが町道をすべて融雪装置をつけられないかというすばらしいアイデアではございますが、大変到底これは今、補助事業も抑制されておる中、なかなか難しいのではないかなというふうに思っております。

ただ、ご指摘のようにそういった町内といいますか能登全体の中で、急な坂があつて、そしてその調査をし、水源が確保できれば、国の方あるいは県へ通じまして要望して、できるだけ、例えば1線でもいいからという努力は私どもの課で一生懸命させていただきますので、全町すべてということについてはちょっと無理があるのかなというふうに今思っております。

そうということで、よろしくお願いします。

23番（石井良明） 町長のご意見も。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今、建設課長が申したとおりだと思います。全町的には非常に難しい事業でもありますので、そしてまた本当に危険な箇所では水源が確保できれば順次やっていかなきゃならないのかなというふうには思っております。

また、除雪費用に対しましても非常に今年度もたくさんかかっておりますので、来年度は逆に町民の方にも町民除雪デーなんかを設けて、総出で除雪を行っていく人海戦術も必要かなというふうにも考えておりますので、また皆さん方のご協力もいただきたいというふうに思っております。

23番（石井良明） わかりました。

議長（大谷内義一） 暫時休憩いたします。午後13時から再開いたします。

午前11時55分休憩

午後0時58分再開

議長（大谷内義一） 少しご案内の時間に間がありますけれども、全員おそろいなので、ただいまから会議を再開いたします。

一つお願いをしたいんですけれども、議員の皆さん方には、できればページをおっしゃっていただければ答弁しやすいというお話でございますので、またひとつよろしくご協力のほどお願いいたします。

質疑ありませんか。31番 新平君。

31番（新平悠紀夫） それでは、平成18年度の予算書の115ページ、6款農林水産業費、1目農業振興費の方でお尋ねをいたします。

体験交流施設事業費として、恋路のラブロ体験農園並びに七見の体験農園が予算化の中で105万5,000円の委託料を支払われております。その中での17年度の利用率、それから参加されている体験農場の人数等、また、その負担額につきましてお尋ねをいたしたいと思っております。

議長（大谷内義一） 農林課長 元谷猛君。

農林課長（元谷猛） ただいまの新平議員のご質問にお答えいたします。

体験農園の利用率と参加者でございます。七見の体験農園、10区画中7区画を現在利用されておいでます。利用率にいたしまして38.8%でございます。それからラブロ恋路でございますが、40区画中11オーナー、11人の方が……。

議長（大谷内義一） もうちょっと大きい声で。

農林課長（元谷猛） ラブロ恋路ですけれども、40区画中11オーナーでございます。11人

の方が現在利用されておいでます。利用率で27.5%となっております。

以上、ラブロ恋路の方は1年間2万円でございます。七見の方は、ちょっと後で資料を調べてお答えいたします。

議長（大谷内義一） 31番 新平君。

31番（新平悠紀夫） 今ほど利用状況を聞かせていただきましたけれども、大変25%強ということですから半分も行っていないような状況でもあるし、七見におきましても同じような15区画の7区画ということで半分、5割ちょうどだろうと思いますが、この利用率を開発、今後どのように進めていかれるのか。大変今後、団塊の世代がふえてくる状況の中での取り組み姿勢がもう少し宣伝その他におきましても不足している部分があるのではないかという思いもいたしますので、農園、いわゆることしあるいは来年にかけての団塊の世代が700万人を超えるような退職者を迎える時期に来ておりますので、この3割、約30%の方が農漁村に住みたい、そしてまた来たいというふるさと志向が大変アンケートの中でも取り組まれておりますので、その辺を踏まえて、なごみ、あるいは七見の方、それから恋路ラブロにおいての農園体験、大いに今後取り組むべき状況ではないかと思われるので、農林課といたしましては今後の計画その他がありましたら、つけ加えてお答えをしていただきたいと思います。

もう1点伺いいたします。140ページにおけます7款商工費、1目観光費の中で、イベント助成金といたしまして1,500万円盛られております。昨年、イベントが各地で行われておるこの3町間におけるたくさんな行事がありました。1,500万円の中のイベントのことしにかかる体制はどのようにとられているのか。同じようないわゆるイベントが行われるのか。あるいは、その中でどのような形で取り組む大きなイベントがどれなのか。そのあたりも担当課の課長の方でお尋ねをしたいと思います。

議長（大谷内義一） 農林課長 元谷猛君。

農林課長（元谷猛） ただいまのご質問の補足でございます。ラブロ恋路、なごみの体験農園等について、もう少し振興を図れないかということでございます。

現在、申し込み等については広報を通じて申し込みを現在準備いたしております。それ

からまた、もちろんグリーンツーリズムとか体験交流関係の方でいろいろおいでる方がおいでればということで、あちこち話しかけもいたしております。なごみにつきましては、また地元の方、町内の方を広報を通じてお願いしているという現況でございます。

これから、おっしゃられるように退職される方とかふえておいでるということは事実でございます。そんな大きい農園ではありませんけれども、そういったことも含めて推進を図っていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 商工観光課長 竹下正雄君。

商工観光課長（竹下正雄） 新平議員の質問にお答えいたします。

イベントはどのようにやっていくのかというようなことでございますが、前年度比で約1,000万円の減額をいたしております。当然、その趣旨並びにその規模等をこれから検討しながら、統廃合を含めまして検討して実施してまいりたいと。かように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 31番 新平君。

31番（新平悠紀夫） 今ほど課長のお話でありますと、1,000万円の減額がされたということでもありますけれども、これから今までの従来のイベントに対する取り計らいを考えるというならば、1,500万円を盛ったその重点的なイベントは何なのか。それもお尋ねをしたいと思えますし、これから考えるというのは予算の上においては非常に変な、私らにすれば考え違いじゃないかなという気もいたしますが、一体どれが重点的イベントと思っておりますのか。それを何点かありましたら、その事業をお知らせをしていただければと思いますが。

議長（大谷内義一） 商工観光課長 竹下正雄君。

商工観光課長（竹下正雄） お答えいたします。

イベント、これは地域にとっては非常に活性化あるいは交流人口の拡大というような意味では非常に重要なイベントであると、かように思っております。その中で、町をアピー

ルできる、あるいは町を宣伝できるようなイベントに重点を置きながらイベントを進めてまいりたいと、かように思っておりますので、今ここであれこれというわけにもなかなかいきませんので、ひとつご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 31番 新平君。

31番（新平悠紀夫） じゃ、いわゆる商工観光課がそれに取り組んでいくのかということになるんですけども、これに参画をする観光協会なりその他のいわゆる協会そのものの思いが全く外れてくる可能性も出てくると思うんですよ。やはり町民それぞれの中で取り組む協会があります。その協会にバックアップをしていただかなければいけない体制にあるはずなので、やはりもう少し早くその事業に対する思いを示していただかないと、中途半端な中で取り組まれるとほかの協会なり何なりの参加人数の集約も何もできなくなるし、手だてもできない、そういう心配が起こると思いますので、事業はやはり早目にお示しをしていただき、これから協会そのものの総会等がありますので、その総会に対するイベントの取り組み、年間計画を立てる上においてもお示しをしていただきたいという思いがありますので、その辺を担当課といたしましては各協会その他におきましてもいち早くその事業計画を発表していただき、各協会の担当部門あるいはその催しに参加されるその人らのやはり盛り上げる上においても必要かと思っておりますので、できるだけ早急な提案をしていただき、各協会のご協力を得なければいけないという思いがいたしますので、お示しをしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします、質問を終わります。

議長（大谷内義一） 8番 奥野君。

8番（奥野清） 今の新平議員の関連の質問になりますイベントの補助金について、町長にまずお尋ねをしたいと思えます。

昨年、この議会に私の方から質問させていただきまして、3町村のイベントの引き継ぎをぜひ町長に見ていただいて18年度の予算の査定をしていただきたい。私はそういうふうに言ったことでもございますが、私が見た限り、町長は積極的にイベントに参加することをまずもって感謝を申し上げたいと思えます。

先ほど担当課長からの答弁の中で、中身は決まっていないうこと。要するに、この

イベントには幾らという予算配分がないのか。それは後から担当課長にひとつお願いしたいと思います。

町長、そういうことで、イベントはやはり交流人口並びに町のPRにもなりますし、能登町のように高齢化が進んだ折、年寄りが参加したり見たり、やはり楽しんでおりますので、私の少しそういうことにかかわりながら、1,000万、900万の減ということは大変痛いんですが、財政のことを考えるとやむを得んかなと思いますが、ただ、補助金を垂れ流してイベントをやっているイベントもありますし、やはり例えば1,000万要るんやと。しかしながら、その中に例えば半分がその実行委員会で予算をつけて、いろんな企業の方とかそういう方でそういう支援を受けながらやっていることもあるし、100%町の補助金でやっている方もありますので、町長は、その査定のときにそういうめり張り、17年度のイベントを見た感じで、その辺の査定をどう展開されたのか。まず町長にお尋ねします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今、奥野議員のご質問ですが、昨年1年間通して、すべてのイベントを見させていただきました。イベントごとにそれなりに盛り上がっているイベントもありますし、少しどうかなという考えさせるイベントもあったのは事実であります。ですが18年度に向けましては、やはりそのイベントの開催日程、あるいは住民がどれくらい参加して盛り上がっていただけるか。また、町外からどれくらいの人に来ていただいて盛り上がりを見せるイベントかということも判断させていただきたいなというふうに思っております。

しかしながら、今担当課が言いましたように、どれというのは今難しいかもしれませんが、この1,500万円の枠内でイベントを開催していただきたいというふうに思っておりますし、また、そういった実行委員会の方の努力で寄附を集めるなりのももしていただいて、イベントを盛り上げていただきたいなというふうに思っております。

ただ、今私の私見ではありますが、やはり例えば夏のござれ祭り、あるいは秋のイカす会、そして冬のしかたの風というのが能登町らしいイベントでもあろうかと思ひますし、また能登町PRもしやすいイベントでもあろうかというふうにも考えておりますので、それらを中心として、他のイベントも考えていきたいなというふうに思っております。

議長（大谷内義一） 8番 奥野君。

8番（奥野清） わかりました。今の町長の答弁で、1,500万円の枠があるが、まだ配分されていないから、どのイベントに幾らということはないのか。もう一度、担当課長にお尋ねしたいんですが、それはいつにやるのか。やはりこれから4月になりますと、皆さん予定もありますので、その辺いつごろまでにそういう配分をするのか。ひとつ担当課長にお願いいたします。

議長（大谷内義一） 商工観光課長 竹下正雄君。

商工観光課長（竹下正雄） お答えいたします。

予算のイベントに対する配分でございますが、一日も早い配分をしまいたいというように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 32番 竹中君。

32番（竹中初男） ちょっと議案37号に関して確認いたしたいと思います。

前納制を廃止するということは、前納の割引をなくする、こう解釈すればいいのかということと、もう一方では、納税奨励金1,417万6,000円というのは予算に乗っているわけです。これはいわゆる税の完納した人たちに若干還付しておる、そういうことであるのか。その辺の確認をひとついたしたいと思いますし、さらに予算書を見ておまして全体的に、これは町長にお尋ねしたいんですが、合併は、負担は低くサービスは高くというんですけど、この予算を見る限り全く逆でありまして、決して合併してその目的は何も達成されておらんと。こんなふうに思いますが、大体、財政計画を見ておったときに、多分20年ごろから安定するような方向になっておりましたけれども、今年度予算が一番ピークなのか、そのあたりをはっきりご返答願いたいと思います。

議長（大谷内義一） 税務課長 藤村秀雄君。

税務課長（藤村秀雄） それでは、竹中議員のご質問にお答えいたします。

第37号の条例の改正でございますが、前納報奨金、一括で前納された場合、今回、合併をしまして5%の交付を行っておりましたが、今年度限りで一応廃止をしたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

もう1点の能登町の納税奨励金でございますが、旧町村ではそれぞれ納税の奨励規定がございます、それぞれ異なっておりましたが、能登町納税奨励金の規定に従いまして、奨励規定につきましては1世帯1組合、年間50万円を限度としておりますが、毎年度の予算の範囲内で奨励金を交付することにしております。

それで、世帯割としまして20世帯以下から100世帯超までの世帯割で交付し、また納税割額で納税の取扱高で奨励金を交付するというところで計画をしておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 竹中議員がおっしゃるように、サービスは高い方に、負担は軽い方というのが合併のうたい文句でありました。しかしながら、今現状の能登町を考えますと、それをやっていると町が破綻してしまうというのが現状であります。ですから、18年度から3年間、集中改革期間ということで取り組みたいというふうに思っております。そして、3年後には何とか立ち直るめどが、あるいは光が少しでも見える状況をつくりたいという思いで18年度から取り組んでいきたいと思っておりますので。

また18年度は、そういった意味では徹底的にあらゆる面から見直しをかけて、財政再建に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野君。

18番（鶴野幸一郎） 一般議案の17ページ、議案第38号合併振興基金で質問したいと思います。

この合併振興基金、17億ございますが、この積み金はいわゆる合併特例債から一部を積立預金とするというものでありますが、一つは、どんな目的を持って積み立てをするのか。また、その金利は何%かかるのか。そして、償還について、返済ですね。何年間で返していくものなのか。また、この積み立てた基金を取り崩して財政運営資金に使う計画もある

ように聞いておりますが、それは事実であるかどうか。この点について、まずお聞きをしたいと思います。

議長（大谷内義一） 企画財政課長 坂口良生君。

企画財政課長（坂口良生） 今ほどの鶴野議員の質問にお答えをいたします。

どんな目的かということですが、これにつきましては合併した市町村の振興を促進するために合併振興基金を設置するものであります。利率につきましては、今のところ普通会計の方では一応0.01%という形になっておりますが、それは少し変動するかと思いますので、そういうことでご理解を願います。

償還期間におきましては、これはちょっと勉強不足で、後でお答えいたします。

それと、もう1点ありましたね。取り崩しの方ですね。取り崩しに関しては、この18ページの処分のところに書いてありますけれども、地域住民の一体感の醸成に資すると認められる事業の財源ということで、イベントの開催とかそういう形もあるかと思いますが、今のところ基金の利息運用だけではなかなか金額が上がらないということで、国と県の方の動向を見ながら地域振興をどのように使うかという形の中で、私の方でまだしっかり定まっておりますので、そういうことでご理解を願いたいと思います。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野君。

18番（鶴野幸一郎） まず一つは、こういう形での積み金、基金といいますか、全く異例の基金ですね。普通は預金が自然に繰越預金という形で、繰越金という形で残ってきたものを預金に回していく。いわゆる完全な財産なんですけど、この場合の基金というのは借金をして、そして積み立てる。こういう趣旨のものです。

そして、もっとまずいのは、一般財源からも8,500万入れておりますね。この先ほど来の資金難、財政難というときに、一般財源からそれを積み上げるだけの余裕がまずあるのかどうか。無理して積んだんでしょうけれども、そして借金をした。ルール分入れたんでしょうけれども。そういう形で基金をつくって、それを問題は、この前の全協での説明で、私、ほかの議員からも若干異議があったと思うんですが、それを取り崩しながらこの運営

に当たっていくと。財産運用をしていくということになれば、一般家庭でいいますとこれは大変なことですね。入ってくる金よりも出ていく金が完全に多いということを前提で考えていらっしゃる。

これやってみなければわからんとおっしゃるかもしれませんが、だんだんだんだん償還ということ、さっき聞きましたが、それを返す金も必要になってくるわけですから、そうすると足りない金の上にまた返す金が増えさせるわけで、ますます苦しくなっていく可能性はあるわけですね。よく言う、一般家庭でいうカードローン地獄みたいな形に陥ってしまうんじゃないかなと、こう心配するわけですが、この点ひとつ聞かせていただきたい。

それから、先ほどもちょっと申しましたが、入金よりも出る金が多い。経常収支比率が100%を超えている。本当にワーストワンかワーストツウの町でございますけれども、完全に出る金の方が多いわけです。

こういう状況の中で、果たして行革、相当の覚悟で行革に取り組まない限り、そんな簡単に改善できるようなものではないなと。そういうふうに感ずるわけですが、この点もちょっと、もう一回聞かせてください。

議長（大谷内義一） 企画財政課長 坂口良生君。

企画財政課長（坂口良生） 初めに、さっきの償還金の期限なんですけれども、15年のうち3年据え置きということで理解をお願いします。

それと、合併特例債におきましては、95%が合併特例債を借りられまして、そのうちの70%が交付税算入されるということでご理解をお願いします。

18番（鶴野幸一郎） 肝心のことに答えていない。これで果たして財政運営が将来的に可能だと財政課長は考えていますか。

議長（大谷内義一） 坂口良生君。

企画財政課長（坂口良生） 財政上、可能だというふうに思っております。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野君。

18番（鶴野幸一郎） 財政課長としてはそう言わざるを得ないということなんですけれども、私は大いなる疑問を呈しておきます。これはまた後ほど、一般質問等にもこの問題についてはお話ししたいと思います。

もう1点、済みません、お願いしたいんですが。

ページ226ページですね。有線放送の取り付け工事。今、松波の方面へ行くことではないかと思うんですが、4億5,000万。この有線放送事業、いわゆるCATVですね。この敷設工事につきまして補助金が出ることになっているわけですが、その補助金が取れる予定になっているのかどうか。この点、お聞かせをいただきたい。

それから、行きます。もう一つ。商工費、ページ134ページ。工事委託237万2,000円とございますが、この商工の工事委託、何をする工事なのかお聞かせいただきたいと思います。

もう1点。町長交際費、ページ45ページ。340万。これは昨年よりも20万ふえている。町長の交際費だけが20万アップになっている。そう私は理解するんですが、この点についてもお聞かせをいただきたい。以上です。

議長（大谷内義一） 広報情報推進課長 小西和夫君。

広報情報推進課長（小西和夫） 鶴野議員にお答えいたします。

18年度の補助金がつくのかということなんですけれども、昨年12月に議長さん初め総務常任委員会の皆さん方と総務省の方へ陳情に行っていました。その折なんですけれども、課長としましては補助金から交付金に18年度は変更になるということで、補助がつく確率が大きくなりましたので。折衝したおかげで。農林水産業関係につきましても、補助金がつくということで確約をいただいておりますので、大丈夫と思っております。

以上です。

議長（大谷内義一） 商工観光課長 竹下正雄君。

商工観光課長（竹下正雄） ご説明いたします。

商工業振興費の工事費の237万2,000円はとのことですが、これにつきましては商工会の入っただけで共同福祉会館の屋上の補修を行いたい。このような工事内容でございます。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 町長交際費につきましては、全体の数字で50万入っております。そういうことでご理解いただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野君。

18番（鶴野幸一郎） これで最後です。

有線放送の件につきましては、補助金がつくということであれば、これはいいと思います。以前、去年は危ないんじゃないかというお話でございましたので、その点を確認したかったわけでございます。

それから、商工会の共同福祉会館ですね。この屋上補修ということなんですけれども、ちょっとこの辺、私、委託料の問題で疑問に感じているんですが、商工会あるいは病院の管理等に定額で200万とかあるいは1,000万とか管理委託しているものと、それから公社みたいな組織ですね。財団法人等に委託する場合は、そうじゃなくて出来高払い、決算払いというようなやり方と、どうして違ってくるのかなということなんです。どういう観点でそれが違わせているのか。この点、本当は突っ込んで聞きたいと思うんですが。

特に商工会の場合、ことし180万で委託料を支払っている。これは建物もすべて管理を含めて、建物の補修等も含めてしていたのではないのかということなんです。とすれば237万というこの工事費はどういうことなのか。商工会で幾ら出して、町で幾ら出しているのか。商工会は全く出さないというのか。その点も本当は。ちょっと1点だけ、済みません、聞かせてください。

そして町長交際費ですね。昨年、私、一般質問で取り上げたわけですが、このときに320万が町の交際費、70万は町長交際費、こう区別をされておったわけですが、その際に総務課長、70万については使っていない、一銭も使っていないと、こう言っておられたんですが、私はてっきりそれはもう使わないのかなと、こう判断したもので、これ以上言うつもりはない、言いませんと言ったんですが、今回それが同じ懷の中、財布の中に入れた形で、そして340と、こういうふうになっているんですが。そうすると、ちょっと総務課長の言った答弁と私ちょっと異議が出てくるわけで、この点もひとつもう一回聞かせていただきたいというふうに思います。

あと、今言ったご答弁をいただいて、ちょっと商工関係のそれはもう一回だけさせていただきます。

議長（大谷内義一） 商工観光課長 竹下正雄君。

商工観光課長（竹下正雄） お答えいたします。

商工会館の経費につきましては、あの施設自体は、階段を境にしましてちょうど半分が共同福祉会館、正面に向かって左側が共同福祉会館、右側が商工会館でございます。今回委託料として出しております金額につきましては、商工会にあそこの管理委託、光熱水費あるいは軽微な修繕等々につきましては、その委託料の中で管理していただくというようなことでございます。共同福祉会館の管理につきましては、商工会の方からは経費は出ておりません。あくまでも町の委託費の中で管理並びに運営をやっているということでございます。

18番（鶴野幸一郎） 了解いたしました。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 先ほどの町長交際費と説明し間違えました。町の交際費で言葉を間違えましたので、訂正させていただきます。

それで340万で、去年から見て、そこの書いてある字句だけで見ますと20万ふえたのではないかというご指摘であります。先般の議会でも説明いたしました。町長自身が交際費をかなりポケットマネーを使って活動していらっしゃる。そのことは、町の交際費の中の性質のものも多々あります。そうした中で、町長にはこれから領収書をもらってくるようにということで、旧能都町の例でありますと領収書をもらわずして町長交際費の中から逆に支出していた面もありましたが、17年度については町長自身、本当に自分のお金を使って、本当に町のための交際活動になっていったと。そういうこともかんがみまして、町長交際費という項目を改めまして、町交際費全体で今後その交際活動を積極的に行っていた、町の発展に寄与していただくためにそういうふうな計上の仕方をしたものであります。

議長（大谷内義一） 質疑ありませんか。16番 山本一朗君。

16番（山本一朗） 3点ほどお聞かせ願います。

まず、農業関係で、ページ117ページ。19節の農業振興費で、補助金でモデル観光農園協議会に50万補助になっておりますが、その補助の事業の内容は、課長の目的はどのようなものか、まず一つご説明願いたい。

それと、議案の一般議案じゃなくて別の議案で、48号、53号。全協で説明不足でわからなかったもので、本番でやりますとお伝えしてあったんですが、48号と53号の件でございます。

この件で、48号では体験交流施設の条例として大人3,000円、小学校2,000円と規定してあります。そして一方、53号では、特定非営利法人コブシさん、理事長宮田さんの方にお任せするということになっておりますが、この金額の限定ということになりますと、運営されるコブシさんの方で苦勞されると思うんです。これが説明では後で、あれは3,000円以内なんだと。2,000円以内。このページ、38ページに書かれている金額のところに以内がつくんだという説明受けて僕は理解したんですけども、それだったら、このここに以内ということをしちっと今のうちにつけておくべきでしょう。その辺のご見解をお示し願いたい。

それともう1点、町長にお聞きしたいんですが、財政一般で先ほどから室谷議員、竹中議員等の質問でもかなり本当に財政は厳しいということがなされ、町長自身も何とか頑張ると言われておりますが、一般企業に例えるならば死に体、倒産寸前のような企業体なんだと。そうすると、やはりそこで生き返る3年間計画でと町長は言われましたが、生き返る上において、まず人件費の削減、そして投資の抑制、そして公共財産の売却、この3点セットをもってすると少しは楽になると思うんです。

特に人件費の抑制で、我々ももうすぐ抑制される、人件費の方で淘汰される身なんです、町職員が非常にふえた。そして先ほど総務課長が臨時職員はカットしたと言いながらも多少のカットに済んでいる。だからこれは臨時職員、一般職員55歳を退職勧奨しながら、臨時職員に対してはそういうことは全くしないのか。臨時職員は聖域なのか。その辺がわからないのと、それとも町長の戦略として、高い給料の一般職をどんどん早くやめさせて、賃金の安い臨時職に仕事をさせていくという民間企業の発想的な方法で、余り臨時職員の整理をされないのか。その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思うんです。

議長（大谷内義一） 農林課長 元谷猛君。

農林課長（元谷猛） 山本議員の質問にお答えいたします。

まず1点目、予算書の117ページで、能登開発地有効利用促進事業の中のモデル観光農園協議会というのはどういうことをするのかというお尋ねでございますけれども、17年度に能登開発地有効利用促進事業といたしまして立ち上げをいたしまして、ソフト事業として現在取り組んでおります。その中身につきましては、開発地の農業者の方、酪農の方とか花卉組合、クリ組合、春蘭の里の方がおいでます。その方らの開発地の中で、最近よくカキもぎ取り体験とかございます。そういう方がよくおいでるので、皆さんこういう方で集まっていいただいて、開発地における農業の新たな取り組みとして、観光農園的なものの副収入は得られないかということのソフト事業として立ち上げたわけでございます。現在、協議会をつくりまして、その中で協議を行いながら、視察を行いながらということで進めていこうということで、ことしは協議会へ50万という予算をつけさせていただいたわけでございます。

よろしいでしょうか。

続きまして、もう1点でございます。指定管理者制度についての件でございますけれども、まず全協でも申し上げましたけれども、この指定管理者制度の制度でございます。コブシでございますけれども、まず条例を定めるに当たりまして、自治法第244条の2で、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるということがございます。その9項で、前項の場合、利用料金は、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとするとなっております。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について普通地方公共団体の許可を、承認を得るというふうになっております。それで条例を策定いたしましたわけでございます。

この後の問題ですけれども、もし指定管理者を指定した段階におきまして、宮地交流所コブシの指定管理者として指定されました特定非営利法人さんで、コブシさんでございますけれども、一応料金を定める場合においては町の許可を得て、その条例の範囲内で定めるということでございますので、3,000円と決めましたけれども、それ以下の段階のような形の中で利用料金を定めていただく。定めるに当たっては、町の許可を得ていただく。その上で運用していただくということでございます。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今回の山本議員の例えば人件費の削減、投資的経費の削減、あるいは公有地の売却というものも財政再建の一つの方法だというふうに思いますし、また臨時職員121名おるわけなんです、その中にはやはり資格を持った臨時職員もいるわけで、今すぐにその人がいなくなれば非常に事務的に困る部分もあります。そしてまた、民間会社的に考えますと正社員を少なくして臨時職員を多くすれば経費的には非常に助かるんですが、それが行政に当てはめると余りにも短絡的過ぎないかな。やはり責任という問題もありましょうから、必ずしも経費だけを考えて正職員を少なくして臨時職員を多くするというのもできないんじゃないかなというふうに思いますが、ただやはり今後を考えますと人件費というのも非常に財政を圧迫する一つの要因でもありますので、臨時職員も含めて18年に見直していかなきゃならないのかなというふうに思っています。

ただ、18年度からもある臨時職員をやめてもらうということも考えなくもなかったんですが、やはり1カ所だけに集中するわけにはいきませんので、全体を見て臨時職員の本当に必要な臨時職員かどうかというのをもう一度検証して、その辺も含めて18年度で徹底した見直しをしていきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 16番 山本一朗君。

16番（山本一朗） 以上の答弁でわかりました。

観光農園の件で、農業課長にもう一遍お尋ねいたします。この事業は観光とつく以上、商工観光課のだれかにもプロジェクトに入ってもらっているのか。それとも農林課長、あなた一人ががむしゃらにやっておられるのか。それだったら、ちょっと私はかわいそうだと思うんです。もう少し横の連絡をしているのかいないのか。いなかったらいいでいいですよ。端的にお答え願いたい。

あとは、コブシの件は、私はこれはこじているわけでもないんです。最後、受けた方がご迷惑になるようなことになると困ると。珠洲市のように、受けた方が撤退されていかれるようなことがあったでしょう。そういうこともあるし、昨年度、議会で条例で塩の値段決めて、日本で3番目か4番目に高い塩の設定値段にしたでしょう。キロ5,000円とって。ところが今になって、あなた方は、キロあれば5,000円以内なんだと。だから幾らでも値引

きできるといいながら、ずっとキロ5,000円のまま販売している。だから売れないと。非常に担当者は困っていますよ。

だから以内であるならば、条例を決めるときに、今のこのコブシの件でも3,000円以内とか2,000円以内という漢字2つを打っておけば済むんですよ。それを打たないから、受けた者が3,000円、3,000円とか5,000円、5,000円と固定してしまうんです。その辺もう少し頭柔軟にして、以内と入れるのか入れないのか。それもお答え願いたい。

あと、町長に随分ちょっときついようなことも言いましたが、心を鬼にしてこの3年間頑張ってもらいたい。財政改革において。小さな城から大きな城の殿様になったら大変になったわいと思われておると思うんですが、めげずに心を鬼にして頑張ってもらいたい。

あと、農林課長の答弁もう一回だけお願いして、質問は終わりにします。

議長（大谷内義一） 農林課長 元谷猛君。

農林課長（元谷猛） 今ほどの観光農園の取り組みですけれども、対応には大変会議しておっても苦勞いたしております。そんな中で幅広く、また観光協会さんとか観光課の方にも話しかけて協力をお願いしていきたいというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

それから、コブシの件でございますけれども、一応この料金につきましては地区の方と協議いたしております。そしていろいろ了解を得ながら話を進めておりますので、1年かかりまして。

その以内をつけるかつかないかということでございますけれども、条例については別に3,000円でいいと思います。その中で利用料金を定めるに当たって、私らと協議して、そして定めていただきたいと。それを町として許可をしてやっていくわけですから、別に以内はつけてもつけなくても問題はないと思います。

よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 3番 向峠君。

3番（向峠茂人） 款全般の11節の需用費にひとつお伺いさせていただきます。

予算書全般を見ていますと、かなりの額になります。特に消耗品と燃料費ですか。物品

購入に当たって、民間だと必ず価格交渉します。請求書というか、これだけの値で来ると、これだけにならんかと。そういう交渉を必ずしますが。燃料費においても、年間の取引量とか現金払いとか。民間でいうと現金払いは1カ月後の決済です。現金。そういう場合と、能登町においてもかなりの公用車もありますし、燃料費もばかにならないと思います。そういうわけで、メーカー希望価格どおりに支払っているのか。そこで価格交渉をして支払いをしているのか。そこをひとつ答弁願います。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） ご指摘のとおり需用費、各費目に分かれてかなりの金額になります。今まで従来のやり方では、物を買うときには基本的には限度の、例えば10万円を超えた場合、見積もり3社から出していただいて、その中の安い人と契約するというような基本原則になっております。ただ、個々のことについて日々毎日そういうことをやっているかということについては、再度また検証いたしますが、そういった議員発言の趣旨のもとで今後もやっていきたいと思えます。

議長（大谷内義一） 9番 志幸君。

9番（志幸松栄） 1ページから614ページまでの問題についてお尋ねしたい。予算一般でございます。町長並びに財政課長にお尋ねしたいと思えます。

先ほど29番 室谷議員が、やはり先輩ですが、いいことを言われたと思えます。皆さん多々人数の方が言われましたけれども、それについて。私は一番思ったものは、12月のあの起債制限比率、いろんな問題、ワーストワンでございます。その問題を町長の意気込みを聞いておりますと、私は不十分でありました。答弁は。だから、このあなたの任期のうちに、ああいう辱めを受けている数字に対して、必ずいいところへ行くよという意気込みを聞きたい。財政課長と町長に、その意気込みを聞きたいと思えますので、答弁願います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 先ほどから答えております。集中改革期間を3年間というふうに決め

させていただきました。私の任期もあと3年間ありますので、この任期期間中に何とか少しでも明るい日差しの見える状況に立て直したいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 企画財政課長 坂口良生君。

企画財政課長（坂口良生） 今ほど町長が申されたとおり、私もその町長の持木丸のもとに一生懸命財政再建のために頑張りたいと思います。

議長（大谷内義一） 9番 志幸君。

9番（志幸松栄） そういうものを具体的に言うてくだされば、私も安心したなということで。必ずやはり上にだれかがおるといような考えの中で、単純にお答えしていただきましたけど、結構やっぱり気持ちが入っておいりましたので感銘を受けました。

それから、一つこういう問題、各論に入ります。生涯学習課長、ページ数でございますけれども、140ページの遠島山公園管理費。それから羽根万象美術館運営費。この問題について説明ちょっと願います。管理費はいいです。これはいいですけれども、173ページの羽根万象美術館運営費1,361万2,000円の詳細をひとつお聞かせ願います。

議長（大谷内義一） 生涯学習課長 西戸人志君。

生涯学習課長（西戸人志） 志幸議員のご質問にお答えをいたします。

ページ173ページの羽根万象美術館運営費の件でございますが、まず13節の委託料でございます。1,240万4,000円。この件につきましては、現在、ふるさと創生公社に羽根万象美術館ほか4館分を管理委託を実施するものでございます。詳細につきましては、公社の方から当初の委託料の予算要求を生涯学習課の方へいただきまして、内容を精査しまして予算要求を実施しているところでございます。

参考までに申し上げますが、17年度には1,385万1,000円、現在、18年度の予算要求では1,240万4,000円と144万7,000円の減額。これは管理委託の経費につきまして節減を図り、公社との内容を精査した上で委託を実施する予定にあります。

その中身ですが、現在のところ管理人2名ですね。これは17年度は公社の職員が2名お

りまして、年間を通じて管理を実施しているところでございます。その2名のほかの経費につきましては、施設の維持管理費等でございます。

以上です。

議長（大谷内義一） 9番 志幸君。

9番（志幸松栄） ちょっと言い忘れました。利用者数をちょっとその場でお答え願えればと思います。

議長（大谷内義一） 西戸君。

生涯学習課長（西戸人志） 質問にお答えいたします。

利用者数と言われたんですが、平成17年度ですが、現在ですね。2月末現在で958名でございます。参考までに16年度ですが、16年度は合併する前なんですが、これは大きな事業があったせいですか、3,100名ほど利用をされております。

以上です。

9番（志幸松栄） 現在までに958名ね。1月から。

生涯学習課長（西戸人志） 2月までです。

9番（志幸松栄） 2月までで。1月、2月。

生涯学習課長（西戸人志） そうです。

議長（大谷内義一） 9番 志幸君。

9番（志幸松栄） 結構、私、想像以上に動員数が、観客数が多いということで。

ただし、この美術館について羽根万象さんのみ数えてあるんです。この予算について、私は矛盾していると前々から思っておったんですけれども、やはり町民の美術館として変

更していったらどうかなと私は思うんですよ。

そういう格好の中で、この美術館については、羽根万象さんとお互いにお話をして、やはり小学生の子供、一般人、美術の好きな人、そういう人たちの絵も飾りながらやっていけばいいなということで、利用していけばいいなと思うんです。

それに併用しまして、皆さん、140ページの、質問じゃないんですけれども見てくだされば。議員の方、並びに執行部の方。遠島山公園管理費が620万円ついているんですよ。そういう中で、この公園管理ということで、私たち子供のときは遠島山は物すごく人が、観光客等が出入り。今は閑古鳥が鳴いております。そういう中で、せっかく620万円もかけながらやっておるのに、美術館と併用しながらやはりお金の有効性をこれから考えていくべきじゃないかなと執行部に対して言いたいわけでございます。

課長、併用しながらやっていけば、私はまだまだこの地方が観光客の誘致にいい方向に向くんじゃないかなと思います。課長、答弁願います。

議長（大谷内義一） 生涯学習課長 西戸人志君。

生涯学習課長（西戸人志） 志幸議員のご質問にお答えいたします。

私も全く議員のおっしゃるのと同感であると考えております。17年度につきましては、事業予定をしておりました万象美術館の展示会等はご本人の方から健康の理由でご辞退がありまして、急遽執行できなくなったということで、18年度は健康そのものは今のところは聞いておりませんが、町の方では、先ほどおっしゃいましたように生涯学習並びに学校関係の行事も含めて、今後積極的に万象美術館を利用しながら、その利活用に図りたいと考えております。よろしくお願いします。

議長（大谷内義一） 9番 志幸君。

9番（志幸松栄） 学校教育の問題で、もう1点だけお願いいたします。

予算の適正化を図るように、課長ひとつ啓蒙に励んでください。

ページ数は165ページでございます。学校管理費でございます。

いろいろと全協の中でも説明を受けましたけれども、小学校が結局、現在は18年度は7校の計画というようなことでございます。19年度は6校、20年度は5校という計画でござ

いますけれども、管理費のこの問題がマイナスになったということについて、一つの学校が廃校になるというような計画でございますので管理費が少なくなった。こういう問題をやはりこうやって、今現在、ゼロ歳から9歳までの人間で平成17年4月1日現在の統計でございまして1,399人ということでございます。結局、たとえ5校になってもこの1,399人の方が一斉に分かれたら、10分の1に分かれれば139人なんです。130人割る結局5校という二十数人の生徒が、一つの大きな学校に二十数人しか入校しないというようなことになるんです。

そういうこともかんがみながら、結局、私の思いは、管理費も増大してきます。学校教育の経費を削れというんじゃないでして、生徒に対しても、今スクールバスの予算もついております。そういう問題もセキュリティの問題も父兄に対して申し分立てていけます。

そういう中で、思い切ったことは7校でございましてけれども、最低でも20年度には旧町村長、柳田さんはもう終わっておりますけれども、旧能都町、旧内浦。中学校1校、小学校1校というような管理費、並びにそういうようなやり方で思い切った行政改革が必要じゃないか。これは生徒のためにも必要じゃないかと私は思います。

二十数人で6年間を過ごすんじゃないでして、やはり百数十人で友達が多くふえて、また生徒が少なくなれば郷土愛というものもなくなります。出ていけば。帰ってくれば一人も知った人がいないという郷土という郷土愛がなくなるんじゃないかなと思いますので。

教育長にお尋ねしたいと思います。こういう問題を思い切った政策の中で、生徒数を結局ふやすような学校教育をできないのかどうか、お尋ねします。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 志幸議員のご質問にお答えいたします。

学校の統合実施計画につきましては、この間、教育委員会でも議論を重ねてまいりました。そして、先ほどおっしゃったように神野小学校は18年度をもって、19年4月1日で宇出津小学校に統合するという決定を先般、教育委員会で行いました。また、真脇小学校においても19年度をもって真脇小学校を閉校し、小木小学校に統合するという部分を決定いたしました。

とにかく今学んでおる児童生徒に、よりよい教育環境で学ばせてやりたい。やはり一期一会ということで、その時々児童生徒に最善の最もよい教育環境で学ばせてやりたい

い。こういう部分が当然のこととございまして、そのようにしてまいりました。

そして、今ほどのさらに児童が減少すると。この状況についても今後さらに見通しを持ちまして、やはりよりよい教育環境で学ばせるという視点で前向きに検討してまいりたい。そのように思っております。

以上でございます。

議長（大谷内義一） 9番 志幸君。

9番（志幸松栄） 私、教育長の意見を聞いていますと前向きにということで、そういう同調されたのかなと。私は前向きに考えます。しかし、やっぱりもう少しちょっとその1校にする問題を父兄の皆様、テレビ放映しますので。私はやっぱり生徒のために、最低でも139人の方、そういう時代が来るんですよ。平均にして。28名なんですよ。同級生。都会へ行ったらぎょうさんの人がおるんですよ、卒業していても。そういう中へこの生徒たちを出すんですか。人間を見たことのない人たち。何万人の人間を見たことのない人たち。そういうような学校にオーバーに言うとなるんですよ。

だから、せめてもやはり多くの人たちと教室をともにして、同級生をつくり上げて、それで郷土愛を持たせるのも必要だと思いますよ。25人で郷土から中学校を卒業して、このごろ高校は金沢へ行きます。北辰高校でもいいです。そういう子供たち。少ない友達しかいない子供たちが仕事がないから都会へ出て行って、帰ってきても恐らくは郷土愛というものを持たれないんですよ。友達がいないから。

だからそういうものを考えながら、教育長、せめて5校じゃなくして、平成20年にはせめて3校にする。教育管理費が余ったら生徒のために使えばいいじゃないですか。そういうことで意見を述べさせていただいて、私の議案質疑を終わります。

以上です。

議長（大谷内義一） 10分間休憩いたします。

午後2時08分休憩

午後2時20分再開

議長（大谷内義一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど新平議員の質問に対して農林課長が答弁漏れがあったので答弁をさせていただきたいということと、鶴野議員の質問に対しての答弁漏れがあったので町長が答弁をしたいということで、質疑の先にさせていただきます。 農林課長。

農林課長（元谷猛） 先ほどの新平議員の答弁の中で、体験農園の利用料の件について答弁漏れをいたしておりましたので、お答えいたします。それから訂正もいたしたいと思います。

先ほど答えた中で、ラブロ恋路の利用料が2万円とお答えいたしましたが、1万5,000円の間違いでございます。訂正して、おわびいたします。

それから、なごみの利用料でございますけれども、2口ございまして50平方メートル分が5,000円、80平方メートル分が8,000円となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 先ほどの鶴野議員の例えば商工会への委託料が定額で、そしてまた公社への管理部門の委託料が細かい数字までなっている違いとおっしゃるんですが、公社に関しましては人件費も一部入っていますし、あと光熱水費あるいは燃料費、それからもろもろの原材料費等も含めた金額で委託をしております。ただ、商工会に対しましては、あの建物自体が商工会の持ち分と、そして共同福祉会館という町の持ち分とがあるわけなんです、それを光熱費と燃料費を折半するのは非常に難しい状況にありますので、200万円の定額で、それ以内で管理をしてほしいということでありますし、軽微な修繕に関しましてはその200万円に含まれております。ただ、来年度行う屋根の修理代が少し大きな額になりますので、それは町として発注をして修繕をしたいということで、商工会の方へは定額での委託をお願いしているのが現状であります。

議長（大谷内義一） 31番 新平君。

31番（新平悠紀夫） 今ほど農林課長からのお話がありましたが、8,000円という年額、それから1万5,000円が年額ですね。年に納める金額が8,000円ですね。となれば、年額とい

うのもわかるんですけども、年額に体験農園をつくって芋なりネギなりにしても1年で終わるのか。やはり計画性があるってこそこの意味合いがあると思えるので、その辺も踏まえて今後の取り組みをしていただきたいというのが私のお願いです。1年きりで終わるというのではなくて、やはり3年なり5年の経過をしてほしいというのが私のお願いです。その辺もそのオーナーの方にぜひご協力をしていただくような形をとっていただくよう希望いたしますので、よろしくお願いします。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野君。

18番（鶴野幸一郎） 私の申し上げたいのは、委託料、特に公社に対する委託料を出来高払いというか、決算して、それでその結果によって支払いされている。こういうやり方は、私は根本的にやりかえる必要があるなと、こういうふうに思うんです。特に一番問題なのは、町長持木一茂が理事長持木一茂に委託するという、こういうことは根本的に間違っているのではないかと。この辺を改めないことには、まず公社において生産もしくは運営、売り上げ、これの目標がどうもしっくり定まらない。頑張りが、踏ん張りがきかないという気がしてならないんですね。だから毎年何となく繰出金という形の補助もしくは今の委託料、こういうものが垂れ流されていくのではないかなと。こういう心配をするわけで、こういう制度そのものを根本的に改革をしていただきたいと、こう特に強くお願いをしたいということでございます。

以上です。

議長（大谷内義一） ほかにありませんか。39番 山崎元英君。

39番（山崎元英） それでは、マイクが通じましたので質問をさせていただきます。

きょう本会議の冒頭に配付されました提案理由説明というこの冊子の内容につきまして若干の質問をさせていただきます。

大変読んでいきますと崇高な理念といたしますか、そういうものが述べてあるわけなんですけれども、若干抽象的な面がありますので、少し具体的にお尋ねしたいというふうに思います。

まず中身でございますけれども、能登町の現在置かれている状況につきまして冷静に見

詰めながら、取り組むべき施策につきまして説明されております。その中には、地域経済の沈滞、あるいはまた人口の減少と少子・高齢化の進行、それに伴います行財政改革が必要であるということで、まず人件費の削減をうたわれておりますけれども、これは評価すべきものであらうと思っております。

ただし、現在いろんな報道を見ますと、職員の給与の決め方は人事院勧告によってなされておりますけれども、人事院では今まで100人以上の事業所、企業を対象にして給与調査をしていたけれども、これからは50人以上を対象にして調査するということが報じられております。そうしますことによって、地域の経済あるいは働く人たちの人件費との格差、言うてみれば官民格差というものを是正していこうという方向に近づいているのではないかなと思っております。

そういう意味で、これが3年間で目的を達成できるかどうかということは、大変疑問にも思うわけですが、ぜひこれは推進していただきたいというふうに思っております。

次に、この12ページの提案理由説明の中身でございますけれども、そこで出てくる言葉の中で三位一体の改革という言葉が括弧書きで4回出てきております。これを見ますと大変、三位一体の改革というものが地方自治において重要な役割を果たしているということのご認識があるからだと思っております。また、その三位一体の改革によりまして地方分権の進展と責任の増大ということ、それから総額3兆円の税源移譲の実施があり、地方分権への道筋がついたが、国の関与はまだ残っている。それで基盤の弱い自治体は財源の極端な減少につながってきている。そしてまた、地方で地方交付税の総額を確保することが重要であるということをされております。

それで、その中で町長に一つお尋ねしたいんですけれども、7ページには、三位一体の改革につきまして「一定の評価がある一方」という文章がございます。一定の評価があるということは、客観的に見てこれはそういう評価がされているということのとらえ方であらうと思いますので、町長自体はどのように三位一体の改革を地方自治体の6団体のメンバーの中の一人としてとられているかということもお聞きしたいと思います。

それで、地方税の確保というものが非常に厳しくなっていることで、それを示してありますのが10ページにあります。10ページの上の3行目から、国の三位一体の改革により国庫補助負担金の一般財源化が進められ、歳入の確保は到底困難な状況が続いていますということが書かれております。これは具体的にどういうことを示すのか。将来的にどういうふうな方向に向かっていくのかということも十分とらえながら財政運営をする必要がある

と思いますけれども、ここにつきましてどのようにとられておいでるか。あるいは具体的にどういうものがあるのかということをお示し願いたいと思います。

以上です。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今ほどの山崎議員のご質問なんですが、やはり三位一体の改革、地方にとりましては非常に厳しい改革であったと思います。ただ、例えば東京なんかの都市部では非常にいい改革だったというふうに思います。その中でも補助金の縮減、廃止、あるいは地方交付税の減額ということにあわせて、本来ならば税源移譲ということがついでに三位一体の改革であったと思います。ただ、やはり我々みたいな地方の弱小の自治体にとっては、税源移譲というのはまだまだ完全になされていない状況でありますので、そういった面では一定の評価しか今のところは私自身もできないというふうに思います。まだまだ完全な三位一体の改革の完成ではないというふうにとらえております。ですから、一定の理解しか示されないのかなと。もっともっと地方への税源移譲というのが深まれば、それも完全な三位一体の改革の完成品と言えるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、10ページの国庫補助負担金の一般財源化ということですが、例えば公営の保育所の補助金がなくなりました。それが一応国の方では地方交付税に算入されているということですが、どれだけ算入されているという金額がわからないものですから、減ったのかふえたのかということもはっきりしません。ですから、そういった意味では収入的には非常に困難をきわめる状況ではないかなというふうに思っておりますので、それが国庫補助金の一般財源化というふうにとらえております。例えばの例であります。

議長（大谷内義一） 39番 山崎君。

39番（山崎元英） ただいま町長のご答弁で、三位一体の改革はまだ道半ばであると。これにつきましては、都会の方と地方の方では若干の受け取り方が違ってきているんじゃないかなと思っております。そういう中において、地方6団体の一人のメンバーとして、ひとつ気構えを持ってこれの推進に、本当に十分満足できるようなところになるように

町長としてご努力、ご精進いただきたいと思います、願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（大谷内義一） 28番 小路礼一郎君。

28番（小路礼一郎） 議案第6号の一般会計補正予算（第7号）について、関連的な質問を行いたいと思います。

この補正については、事業費確定とか計数調整など、ほとんど決算見込みに近い補正だと思ふんですが、それに関連して、一般会計の最終的な見込み予測で結構ですけども、形式収支、そして実質収支、単年度もわかれば結構なんですけども、もし、予測値でも結構ですから、わかったら提示をお願いしたい、そう思います。

それから、本年度予算の一般会計なんですけども、町税の方で固定資産の算出の根拠ですけども、固定資産の評価については、土地については一応、土地も家屋もそうですが3年度ごとの見直しがあります。多分18年度の予算については昨年度に見直しが行われたものと思ひます。

ただ、この見直しについての評価レベルなんですけども、土地については路線価格の6割以内におさめなさいという旧自治省の通達があります。今でも総務省でそういうふうに行っていると思ふんですが。能登町における評価のレベルがどれくらいなのか。それから、家屋評価です。これも非常に問題なんですけども、旧3町村の固定資産、初めて一括して課税されているわけなんですけども、旧3町村時代では家屋の評価のレベルがすごくばらばらだったわけですね。高いところと低いところ、かなりあったんです。ということで、税の一番の基本は公平、公正、均衡ということなので、18年度の家屋の課税に当たっての評価の調整はどのようになされているか。レベルについてもお知らせ願ひればと思ひます。

あと1点、住民税の件なんですけども、これはまだ確定的ではないんですが、最近テレビ、新聞に盛んに言われています。住民税についてはフラット化であると。税率を10%で全部フラット化しなさいということなんです。それになると非常にまた格差社会、また弱い者いじめの税率になるわけなんですけども、例えば200万円の課税所得者に対しては多分3%だったものが一挙に3倍以上になる。逆に700万円以上の所得者に対しては13%のものが3%低くなる。こんな強い者を助け弱い者をいじめるようなことになるわけなんですけども、そのフラット化について、18年度4月1日にさかのぼって施行になるのか、それとも19年

度以降になるのか。いま少しはっきりしておりません。ただし、17年2月には当時総務大臣だった麻生総務大臣から各県の地方課にフラット化は実施するという通達が行われておりますので、この住民税のフラット化についてどのように見通しがあるのか。

以上3点について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 企画財政課長 坂口良生君。

企画財政課長（坂口良生） 16年度の状況からちょっと説明させていただきます。16年度の決算収支では、形式収支では2億5,230万2,000円で、実質収支が2億5,003万2,000円がありました。17年度におきましては、今回の補正で183億25万8,000円という予算をお願いしておりますが、形式収支と実質収支におきましては起債の額の確定もまだいたしておりませんし、不用額もはっきりしておりません。特に特別交付税の額がはっきりしておりませんので、未確定ということで正式な数字はここで言いあわせません。ただ、赤字にならないようにしたいと思っております。補正にかなりの減額をしておりますので、昨年のような形は出ないかなという形は思っております。

以上でございます。

議長（大谷内義一） 税務課長 藤村秀雄君。

税務課長（藤村秀雄） それでは、小路議員さんにお答えをいたします。

町税の固定資産税の方でございますが、評価額の決定についてどういう格好でやっておいでるかとお聞きしたんですが、旧3町村同じような形で進んできたわけですが、平成18年度評価がえということで、各町村の課税標準額に対して決定をしてきております。

それで、平成21年度に向けて評価がえが3年に一度あるわけですが、その評価がえに向けては能都町、小木地区、松波地区については路線価を引いて見直しをしていきたいということが一つ計画をしております。それと固定資産税の課税標準額についてでございますが、17年度の総評価額に対しまして、17年度課税標準額を割り返しまして案分率を出しております。その案分率で18年度の総評価額を割り返して課税標準額、こちら17ページの方であらわれております123億1,544万5,000円という形であらわしておりますので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

それともう1点でございますが、地方税法の改正により、先ほどご質問がありました所得税のフラット化についてご質問がありましたが、今の段階で地方税法の改正についてでございますが、私、手元の資料によれば、現行、所得税に対しては今まで200万円以下の金額に対しては標準税額5%、200万円から700万円につきましては10%、700万円以上につきましては当初では12%の標準税率でございましたが、19年の6月徴収分からフラット化ということで聞いております。今度16日に詳しい説明がありますので、その辺も踏まえてまた答弁をしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（大谷内義一） 小路議員、よろしいですか。

28番（小路礼一郎） はい。

議長（大谷内義一） 6番 奥成君。

6番（奥成壮三郎） 予算書の歳入の19ページ、町たばこ税についてですけれども、一昨日の説明によれば、この757万2,000円、これは7月1日からの分を見込んでおると、値上げの。これは昨年実績の販売に基づいての1本10円とかいう値上げをただオンしただけの金額なのかということをお聞きします。

もう1点は、これは総務課長にお伺いしますけれども、ちょっと揚げ足を取るようになって申しわけないですけれども、46ページ、負担金及び補助金、交付金のところで、補助金で職員自主研修での5万円。自主研修という言葉にちょっとひっかかる。ひっかかるという言葉は申しわけないですけれども、この件についてご説明願います。

3点目が、やはり商工会費の136ページ、委託料。先ほど話も出たかな。利用促進事業の109万2,000円。これもう一度、申しわけないです。説明願います。

以上です。この3点お願いします。

議長（大谷内義一） 税務課長 藤村秀雄君。

税務課長（藤村秀雄） 奥成議員にお答えいたします。

町たばこ税でございますが、この課税に対する本数でございますが4,387万8,360本を一

応課税の対象としております。7月1日からたばこ税が値上がりするわけですが、旧の税率でしますと、紙たばこの分につきましては1,000本分の2,977円、それから旧3級品の紙たばこにつきましては1,000分の1,412円ということで税金が交付されておるわけですが、7月1日以降、紙たばこ等につきましては1,000本分の321円値上げ、それで旧3級品の紙たばこ分につきましては1,000本分の152円多くなっております。

6番（奥成壮三郎） 去年の時点からの販売実績に応じた増額を見込んでいるかということ。

税務課長（藤村秀雄） 少し本数的にはふえております。こちらの方の収入につきましては、旧税率で4カ月分を見まして、値上げの分で8カ月分、12カ月で計算しております。それで昨年度の予算に対してでございますが、757万2,000円の一応たばこの税の値上げによる増額となっております。

6番（奥成壮三郎） 課長、そのままおいでください。いいですよ。

先ほど7月1日から1年分、12カ月分の値上げ。何かそういう発言だったと思いますけれども、7月から数えれば、7月までの、この予算書の1年分の範囲でいうと12カ月計算するわけにもいかんでしょうし、3年ぐらい前ですか、一度たばこ値上げしたときには何割か売り上げが下がるでしょう。そういうことを考えての増額の予算を計上したのか、単純に、いや去年の実績のままにプラス10円足しておけばそれでいいかという発想でやられたのか。予算を組むときにはいろんな計算方法があるでしょうし、そういうこと。

税務課長（藤村秀雄） この本数の計算につきましては、平成15年度、16年度の実績を見まして、その減収分で本数が4,387万8,360本という本数にしております。実質的には、たばこの本数は減少しております。

6番（奥成壮三郎） 減少しておるといのが現在進行形でしょう。値上げた年には必ず1割とか15%ぐらい売り上げが下がるはずでしょう。そういうことも見込んだこの予算計上されたのかと聞いているんです。

税務課長（藤村秀雄） 値上げに当たりまして、少しその分は本数的には実質的に実績を見ておりますが、その分についても下がるという形で少し減額した形で本数は見ております。

6 番（奥成壮三郎） わかりました。

税務課長（藤村秀雄） 失礼いたしました。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 職員の自主研修5万円についてであります。これは職員が自主的にいろいろな提案をして、例えば先進事例の団体、また、こういうことを研究したいからということで企画書を出していただくことになります。そして、例えば個人、またはグループで行政の改革の一助になると町が認めた場合について、そのかかる費用の一部を助成して研究をしていただくということでもあります。

議長（大谷内義一） 商工観光課長 竹下正雄君。

商工観光課長（竹下正雄） ご説明させていただきます。

深層水振興事業の中の13節で利用促進事業業務ということで109万2,000円の内容でございますが、これは現在、原水の方を何とか利用できないかというようなことで、畜養、養殖等に、要するに水産利用の方で利用できるような何か方策がないかというようなことで、利活用の計画書をつくって、この活用に向けて取り組む計画をつくりたいというようなことですので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（大谷内義一） 6 番 奥成君。

6 番（奥成壮三郎） 原水の利活用のお話でしたけれども、深層水の施設の中に脱塩水から始まっていろんな販売機ありますね。販売機は自分で100円でペットボトルを買って、100円で2リッターでしたかお持ち帰りすると。これだけでは町内の人たちだけの利用状況に

なっておるわけなんですね。例えば金沢の方とか東京の方で知人、まだ知人ならいいんですけれども、恐らくこちらの方にも10本、20本まとめて送ってくれんかとかいう話があるかと思うんですけれども、今現在そういうボトリングをして送るということは今現在できない施設だと思う、だと思ふんじゃなくて、実際そのとおりになっているはずですが、非常にそれではこれから深層水を伸ばしていこうという中では、なかなかスケールもでかくなれないなど。できたら小さい会社でも、探せば無菌ペットボトルのボトリング、自動ボトリングのライン。1時間に13本とか20本程度しかつくられんような小さいラインの会社もありますし、無菌室で。

今現在のは自分でペットボトル等に栓をしても10日間の使用期限、賞味期限。やはりちゃんとしたラインでいけば1年とか1年半の賞味期限で販売ができるはずなのに、町外、県外から問い合わせ来るんですけれども、それも送ることはできんということを私自身も経験あったものですから。将来そういう自動ボトリングの計画も考えておいでなのか、ひとつお聞かせ願います。

議長（大谷内義一） 商工観光課長 竹下正雄君。

商工観光課長（竹下正雄） お答えいたします。

現在、あそこで施設でペットボトル、2リッターのペットボトルを自動でペットボトルに注入してやる関係は、保健所の営業では喫茶店営業という形での営業方法なんです。これを今ペットボトルに入れて販売するに当たっては、ラインの中で完全に密封まで、人に触れない製造、詰める過程でないと、なかなか清涼飲料水としての許可はなかなか出ないというようなことで、確かに議員おっしゃるとおり、ペットボトル化して販売すれば一番深層水のPRになると思うんですが、なかなかライン化をしたり、それまでの経費はなかなか町の方ではできないというような考え方になります。

ただ、将来的に何とか脱塩水をもっと利用できるような方法がないのか検討して、利活用の部門でも広げていきたいというように思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（大谷内義一） 6番 奥成君。

6 番（奥成壮三郎） 最後になりますけれども、もう一度。

先ほど保健所の話も出ました。確かに私も珠洲の保健所へ行って話を聞いてきました。そういう保健所の喫茶店営業の話を聞く前に施設の方へ行ったら、頭から、できません、やる気ありませんという答えが返ってきたものですから、それから保健所を行ったりしていろいろ聞いて、そういう無菌室のボトリングのラインをつくらんといかんということで話はわかってきたんですけれども。

これをまた町長に。最後になります。将来に向けて、お考えをひとつ伺います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今の奥成議員のボトリングして販売ということなんですが、今現在ある金沢のメーカーが能登の海洋深層水という形で販売していただいております。ただ、どうしてもコスト的に合わないということで、その事業から撤退したいというようなお話がありました。それで先日、たまたまある場面でその社長にお会いすることがあったんですが、何とかラインだけ能登町で使わせてもらえないかというお話もさせていただきました。どうぞ使ってくださいということで、もしそれほど町の持ち出しがない状態で、あるいはお客さんに安く提供できる状態であれば、ラベルを変えて、そこで充てんしてもらって販売という形もできるのかなというふうにありますので、その辺も含めて18年度で協議したいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） ほかにありませんか。7 番 石田博之君。

7 番（石田博之） 議案第54号の公の施設の指定管理者の指定についてということなんですが、今年度から新たな試みとして出てきたわけなんですけれども、今後こういった形の指定管理者制度というのはふえてくるというふうに思うんですけれども、現在、内浦スポーツ振興事業団に対しては指定期間が1年ですね。53号の指定管理者は指定期間が5年。私もこの指定管理者については少し勉強不足なんですけれども、内浦スポーツ事業団に対して一応教育費から保健体育総務費から補助金として2,156万9,000円の補助金が出て運営をするということなんですけれども、ただ、この補助金の金額ですね。これがどういった根拠で算出された金額なのかなということを担当課長から説明を受けたいんですけれども。

単年度、単年度の契約期間となれば、そういった事業団の方から、今年度はこの金額が決まっていますけれども、来年度の申請する際に、事業団の方からこういった金額を町に補助金としてお願いしたいというような申請のもとで、それを決定をして町から補助を出していくのか。そういった形じゃなくして、この2,156万9,000円に際してもなんですが、前年度、内浦スポーツ事業団の事業費というのは幾らだったのかということをお聞きしたいんですけども。

その金額の中身でもって当然、一般管理費、人件費等が中に入っているわけなんですけれども、その内訳等も少しお聞きしたいということと、そして、仮にこういった施設を、6つの施設をこれから委託管理をしていくわけなんですけれども、いろいろなスポーツ施設というのはいろんな老朽化のもとでの修繕費等というのも当然出てくるというふうに思うんですけども、修繕費等もその年度年度、補助金にある程度は含まれているのか、それとも修繕はすべて町の方へまたお願いをして、その都度補正を組んでやったりしていくのか。このシステム自体が新たなものですから、そういった補助金の金額の決め方と、ちょっと少し。

それともう一つは、一番大事なことですけれども、指定管理者制度を取り入れることによって、この施設の今まで利用されている方がこういった形で違ってくるのかなという点と、こういったメリットもあるのかなということもご説明のほどお願いします。

議長（大谷内義一） スポーツ振興課長 町端一男君。

スポーツ振興課長（町端一男） 内浦スポーツ振興事業団に対する委託という件で質問がありますが、町からスポーツ振興事業団へは、その公園にかかる経費を算定していただきまして、それに対してうちの課の方でチェックをしまして、そして補助金なり、あるいは委託料なりを決めていたということでもあります。

全体に事業費は17年度、前年度では3,138万9,000円というふうになっております。それから18年度につきましては2,978万4,000円というような全体の経費でありまして、これがすべて事業団の事業費というふうになります。事業団への補助金と町の施設の委託料、合わせた経費が事業団の事業費というふうになっております。

それから、この事業団にその施設を指定管理者として委託した場合のメリットということですが、基本的にこの指定管理者の制度自身、私自身も勉強不足なんです。ただ、こ

の事業団はあの運動公園においては長い間、町民の運動の施設として管理しておりまして、それから内浦地区においても親しみがあるということで、事業団に引き続き管理をしていただきたいということで予定しております。

ただ、1年という期限なんですけど、これも様子を見てやっていきたいということで1年にした。ということは、ほかに体育施設が能都、柳田にありますので、今後どういうふうにするか。全体の体育施設の管理をどういうふうにするか。そういうこともありますので、とりあえず1年様子を見たいということで1年にしたということですので、ひとつよろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 7番 石田君。

7番（石田博之） 事業費の私、内訳もお聞きしたいというふうに話したんですけども、そのお答えがなかったんですけども。そうすると、先ほどの説明からしますと、今まで事業団に対して補助金が3,138万9,000円ですか、そういった形で17年度運営をされた。今年度が2,900幾らでしたか。この補助金が教育費から2,156万9,000円プラス700万くらいは別項目から出ているということですね、課長。さっきおっしゃった金額で。そして、先ほど私聞いた内訳、少し。

この事業団で職員が正社員、嘱託含めてどれぐらいの人員で構成をされているのかということ、もう少しちょっとお聞きしたいんですが。

議長（大谷内義一） スポーツ振興課長 町端一男君。

スポーツ振興課長（町端一男） 済みません、どうも。事業費の内訳という形でありませうか。

まず補助金なんですけど、18年度の金額でお答えしたいと思います。18年度につきましては2,332万6,000円ということで、これは補助金になります。全体の事業費の。その内訳なんですけど、人件費、職員が2名おります。その人件費が990万3,000円というふうになっています。あとは簡単な維持管理費ということで205万1,000円、それから庶務的な金額で16万8,000円という金額あります。

それから事業団の所有の施設があるんですけど、その施設に関する経費。一応施設ごと

それから事業団の所有の施設があるんですが、その施設に関する経費。一応施設ごとに言いますけれども、体育館については338万1,000円。それから陸上競技場あります。これは58万というふうになっています。それから第二体育館、武道場がありますけれども、これは98万1,000円。あと、その他の償還金等を入れて626万2,000円という形で、これは事業団の所有する施設の管理に対して町が補助金という形で流している、出しているということです。

それからもう一つは、今度、町の施設、要するに委託料の内訳なんですが、野球場、相撲場、テニスコートなどあるんですが、これの施設管理費が749万というふうになります。それから体育館の横にスポーツ研修センターがあるんですが、これの管理費が82万1,000円ということで、さっき言った経費の内訳というふうになります。

それから、職員数はさっき言いました事業団の職員が2名、それから臨時職員が1人、それから嘱託1人。計4名で運動公園の管理をしているということです。ひとつよろしく願いいたします。

7番（石田博之） ありがとうございます。

議長（大谷内義一） 17番 鍛冶谷さん。

17番（鍛冶谷眞一） まずは総務課長に確認したいんですが、先ほど来から何人かの議員から臨時職員の7節の賃金についての質問があったと思います。これまで19節の補助金で見ていた学校給食費、これが今回7節の賃金として出たと。そうすると、その金額が5,750万4,000円ですね。そういうことで予算書が作成された。ということは、17年度の2億977万3,000円に単純に5,750万4,000円を乗せれば2億6,700万を超えるところを、今回2億3,622万8,000円で予算を組めたというふうに考えてよろしいのか、まず確認したいと思います。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 補助金も入れれば、議員ご指摘の数字になります。

議長（大谷内義一） 17番 鍛冶谷君。

17番（鍛冶谷眞一） であれば、3,100万ほどの削減がなされたというふうに考えることができると思います。そして、きっとこの3,100万の削減というのは臨時職員に対してもっともっとできるんじゃないかなというふうに私は提案したいと思います。

それは、3つの自治体が一つになって、事業が一元化していくならば、職員の数は仕事量に対して少しオーバーぎみになるかというふうに考えるのが当たり前だろうと思います。ただし、そのことを非難するのではなくて、でき得れば週に1回ですか、課長会議ございますね。そういうときに、課内を横断して仕事をすれば臨時職を雇わなくてもやっていける事業がいっぱいあるんじゃないか。言ってみれば仮称でピンチヒッター事業とか、庁内派遣事業とでも申しますか。そういうことを努力されたら、もっともっと歳出が抑えられるのではないかなというふうに提案申し上げますが、ご検討願えますでしょうか。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 職員がこれからますます少なくなっていることは再三申し上げているところであります。それでは現施設全体をどう管理するのかということになってきますれば、今持っている管理についても本来、行政改革で必要なのか必要でないのか、その定めをまずする必要があります。そこで必要なものについてどう管理していくかと。全部職員で管理すべきなのかということになれば、職種にもよりますけれども、今、臨時職員の大半の方が職種でいえば給食調理の方の部門が120の中にかかなりのウエートを占めます。それを職員のやっている仕事をいわゆる地方公務員でやるべき仕事なのかどうかということについても検討する課題であります。

また、議員ご指摘の1人3役とでも申しますか、1人の職員がこの係だけ私の仕事の守備範囲ですと。こういうことにはこれからいかないのではないかと。そこで、議員提案の横断的役割という一つの提案であります。そういうことも含めて当然、例えば私は総務係なんだけれども農林係もするんだと。いわゆる私は役場職員であるという観点に立って仕事をしていく必要があるのではないかと思いますので、またそういったことも研さんを積みながら実施していきたいと思っております。

議長（大谷内義一） 17番 鍛冶谷君。

17番（鍛冶谷眞一） 次に、18年度の予算書の90ページ、ここで同じく7節賃金について。臨時職員572万1,000円、嘱託職員2,401万3,000円、こういう金額が出ておりますが、これについて健康福祉課長の方から、この内容について少し教えてください。

議長（大谷内義一） 健康福祉課長 中口憲治君。

健康福祉課長（中口憲治） 鍛冶谷議員の質問にお答えします。

予算書の90ページです。公立保育所運営費の中で、7節の賃金の中の臨時職員572万1,000円、嘱託職員2,401万3,000円ということです。再三、総務課長の方からも臨時職員、嘱託職員の区別が前からされていると思いますが、この保育所関係のまず臨時職員の金額に関しましては、職員が産休、例えば育児休暇、それから介護休暇、いろんな病気休暇等がたくさん、全体で70人おりますので結構あります。そのために想定して一応盛っております。その金額がこの臨時職員の金額になっております。

それから嘱託職員ですが、嘱託職員が現在12名おります。保育士4名、調理員が8名でございます。月額払いでございますので、その金額が乗っているわけでございます。

以上です。

議長（大谷内義一） 17番 鍛冶谷君。

17番（鍛冶谷眞一） よくわかりました。この中にも調理職員がいるということで、臨時職の中にどうしても調理員とかそういう外せない方がおいでるのは認めます。

ただ、4名の保育士の方、恐らく年齢も少し行った方だと思います。よく保育の世界で言われることですが、幼児は若い先生を好みます。そして、うちの町では短大で保育資格を持った女の子たちがいつときでも帰ってきたいというふうに考えております。その大半の方がうちの町に勤められないで、金沢であったり遠方で仕事をして、親と一緒に過ごしておりません。そういうところで嘱託職員の中でも保育士の方らに少しずつそういうことを勘案して、若い方を登用するようにお願いしたいと思います。

以上です。

議長（大谷内義一） ほかにありませんか。26番 田上君。

26番（田上賢一） ちょっと時間が長引いて、余分なところを見て申しわけございませんが。例月出納検査、先ほどから見せていただいておりますが、これは補正の方から絡んで、土木費の方の明許繰り越しが1億102万5,000円、明許繰り越しになっておるわけで、例月決算、1月末現在の結果を見ますと、8款土木費で18億の予算が計上されておりました、これは明許を含んで。そのうちの明許を引きましても執行率、支出済み額が36.7%にしかならんわけですね。繰り越しを除いてもその程度の支払い状況である理由と、これは豪雪の点多々あったかと思うんですが。こういう点が。まだ低いのは災害ありますけれども、災害はまだこれから発注過程もありますので、全体を眺めた上では土木費の支出状況が悪いというような見方になるんですが、この辺何か理由ありましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

全体的でいいですよ。土木費です。

議長（大谷内義一） 建設課長 井下勉君。

建設課長（井下勉） 支払いの執行が悪いというお尋ねでございますが、私ども発注はすべて終わっております。そういうことで、お答えを先に田上議員が言ったように雪のせいもあろうかと思えます。3月をめどに頑張っておりますので、支払いは5月という、その3月から5月の期間ということでご理解いただければ大変ありがたいと思えます。そういうことで。

26番（田上賢一） 一応皆、発注ですね。

建設課長（井下勉） はい、発注は済みました。

26番（田上賢一） 結構です。わかりました。

議長（大谷内義一） ほかにありませんか。25番 多田君。

25番（多田喜一郎） 一つお願いをいたします。

予算書に全体にかかってくるかと思いますが、例えばのページに例えますと165ページ。電算機器借上料というような言葉が載っております。能登町全体でこの借上料というのはどれくらいになるのか、ひとつお聞かせ願います。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 全員協議会するときでもたしか申し上げたかと思いますが、全体で8,200万ほどだったと思います。

議長（大谷内義一） 25番 多田君。

25番（多田喜一郎） これはリースと解釈してよろしいですね。借上料ですからね。

そうすると、きのうも少し話の中に出てきていたんですが、例えば5年契約ということで借上料を計算するならば非常に高いような感じがするんですが、先ほどの8,200万。これの改善の余地、考え方を考える余地というのはあるのかなのかということをお聞かせ願います。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） お答えします。

今、地方自治法が改正されまして、複数年の契約のものを、例えば5年リースといったものを今後一括して契約できるというような趣旨の法改正がなされておるようです。そうしたことをかんがみ、一括で例えば契約するならば、今の金額よりもさらに安く契約できるという可能性が出てくるような制度改正が最近なされたようですので、そのところを研究いたしまして有効的な財政運営に当たるべきだと思います。

議長（大谷内義一） 25番 多田君。

25番（多田喜一郎） では、この8,200万、例えば庁舎の中の機械の借上料となるのは1年

に1台につき幾らになっているのかということをひとつお聞かせ願えませんか。
恐らく契約ということになっておりますので。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 済みません。多数の機器類がございますので、その明細については今手持ちに資料がございますけど、例えて言えばパソコン、これだけでも500台ほどあります。また、それに関連したいろんな機種がございますので、ここで全部詳細なご説明はできかねますので、また後日、説明する機会があれば説明させていただきたいと思えます。

議長（大谷内義一） 25番 多田君。

25番（多田喜一郎） ぜひこれを教えていただきたいと思えます。きのうは学校関係でパソコンのリースを調べてみたんですが、非常に私たちが思っているような金額とほど遠い金額が出てきております。よって、庁舎内のパソコンの借上料についてもどのような金額が出てくるのか調べてみたいと思えますので、ひとつできましたら二、三日中のうちにお知らせをいただければ幸いかと思えます。

それともう一つは、臨時職員が121人おるということですが、恒常的にずっと雇っていらっしゃる臨時職員、定数に入るような臨時職員の数は何名なのかということをお知らせ願います。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 私、先ほど121名とご説明いたしましたのは、1年を通じて常時、平均的に雇用すると。ただ、いわゆる定数にカウントする職員ということになりますと、定数になる、ならないについては若干も仕分けしてございませんですけど、基本的には一般職員の90%を超えると本来定数化すべきであるという一つの凡例というか実例がありますので、そこまでには全員が達しているものではありません。

25番（多田喜一郎） ぜひ、これが定数管理、定数の中に入るのか入らないのかということもひとつお知らせ願いたいと思います。

それからもう一つは、行政改革ということで厳しい判断をしておられます。では一体、この能登町の中の実態はどうなのか。例えば1次産業の皆さんがいただいております給与体系はどうなのか、商業関係はどうなのかというような能登町のデータを把握をしていらっしゃるならば、それもお答え願います。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） これまで人事院の要するに参考とする給与については、民間企業の100人以上ということは先ほどの議論の中にもあり、近年50人程度になるということであります。ただ、今私どもの今までのあり方については人事院勧告に準拠しながら行っていたということでありまして、実態、能登町地内の給与実態というものを正確に把握したものは持っておりません。

議長（大谷内義一） 25番 多田君。

25番（多田喜一郎） この給与実態の把握がないということですが、私に言わせれば、やはり何かの方法で調べることができるはずだと思います。能登町の実態の経済がどうかということを役場の方々がやはり知っていただいて、それから行政改革に踏み込んでいく。厳しい行政改革をしていってもいいのではないかなということを思っておりますので、ぜひそれをできることなら調べていただきたいと思います。

それだけです。

議長（大谷内義一） ほかにありませんか。22番 久田君。

22番（久田良平） 担当課長に2店ばかり質問をいたしたいと思いますので、お願いいたします。

88ページをお開き願いたいと思います。児童福祉総務費すこやかあかちゃんお祝い金600

万円が計上されているわけですが、昨年度は1,150万計上されていたのですが、これだけ大きな減額の理由をお聞かせ願いたいと思います。

さらに、355ページをお願いいたします。サービス事業費の七見デイサービスセンター事業費でございます。これは補正予算でも予算が588万4,000円、収入不足のため追加補正がなされております。また、18年度においては2,586万7,000円の予算が計上されております。昨年度の平成17年度の予算においては2,131万3,000円が計上されております。

そういうことをかんがみまして、今年度は今この事業に対して、いわゆる通所者の人数をどれだけ見込んでこれだけの予算を組まれているのかお聞きしたいと思いますし、17年度の予算を見ていったときに、いわゆる2,719万7,000円が計上されておるわけです。また18年度は2,588万7,000円が計上されています。そうしたときに、18年度の予算が一貫性がなくなってくるんですね、私自身に見ますと。17年度が2,700万かかっていたのに18年度は2,500万でいい。17年度事業をやってみて、2,700万収入不足が生じたのに18年度が2,500万でいいとなれば、それだけ収支のバランスがよくなるんだと、営業利益が上がるんだと。いうことの予算かなと思うんですけれども、その辺も含めてお聞きしたいと思います。

議長（大谷内義一） 町民課長 新出豊君。

町民課長（新出豊） 久田議員さんにお答えをいたします。

すこやかあちゃんお祝い金600万の予算でございまして、昨年から見るとぐっと少なくなっており、大変心苦しく思っておるわけでございます。今回はお1人5万円掛ける120件を計上してございます。

隣接町村申し上げますと、7日の新聞ですか、穴水町、皆さん各奨励金を交付したということで記事になっておったわけでございます。しかし、今の新輪島市ですか、珠洲市においても、奥能登でそういった出産お祝い金を今も出しておるところは少ないわけでございます。輪島もないし、珠洲も廃止されておるわけですね。

そういった隣接町村の奥能登の絡みも見ましても、今の大変予算組むにも逼迫した状況だということから見ても、無理を言ってまだ5万円残していただいたというのが現状でございます。少子・高齢化、少子・高齢化と言いながら、手厚い保護をしてあげたいのは皆同じなんでございますけれども、そういったところでとめていただいたというのが現状でございます。ご理解をいただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 長寿介護課長 志幸幸三君。

長寿介護課長（志幸幸三） 今ほどの久田議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、七見デイサービスの金額の委託料の関係の話なんですが、1日当たりどれだけ今通所されているのかということで計算、今は現在は9名から、あるときには10名来られておられます。そういうことで、予算書の中の351ページですけれども、七見デイセンターの介護収入、並びに次の項で1目のところで通所収入381万1,000円、これと基金繰入金で18年度対応しようという考え方なんです。それと、昨年より、昨年は補正をして少し多くて、今回は少ないんじゃないかという話なんです。通所者を少し余計目に見ているわけでごさいます。それと、どうしても施設管理がマイナス状況、減ってもできるんじゃないかということなんです。

いろいろ努力をいたしましてこういう金額の予算計上をいたしたものですので、よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 22番 久田君。

22番（久田良平） 課長の答弁たいへんよくわかるんですけどね、平成17年度に補正組んで2,719万7,000円が最終的な恐らくは決算見込みの予算だと思うんです。そのときに588万4,000円からのいわゆる補助金をやらなきゃ七見のデイサービスは運営できないわけなんでしょう。この数字が一つの基本じゃないんですか。そうならば当然、平成18年度にもこの予算というのが当然本年度予算に上がってくるべきじゃないんですか。そうしなかったら当然、例えば通所者が今現在、いわゆる補正予算の説明のときにも現在7名が通所されると言われておった。今度10名にふえておるでしょう。そういうふうになると、ちょっとおかしいんですね。だからその見込みが、事業の見込みが余りにもずさんじゃないですかということを私言っている。そして、12月行って、また3月行って補正を補助金を盛るような予算の組み方はいかがですかということなんです。その辺をどう課長たちはとらえて事業計画を組まれたのかということ。

それと、この施設そのものに対して、施設管理費そのものが2,577万1,000円かかるわけです。その辺、大部分が私は人件費だと思うんです。これがまた所長そのものなんです。石川県福祉事業団のいわゆる鳳寿荘から出向されてきておるんでしょう、所長は。その人

の人件費はどれだけなんですか。

また、今町長が言われるように、いろんな方々の議員さんの質問の中において、志幸さん初め、山本さん、また室谷議員さん初め議員の中から、行財政改革なり、また町の財政事情を述べられて、大変不退転の決意を持って臨まれていることは十分伝わってきます。私らにも。だけど、これだけ大きな一般職員571名ですか、今現在おる中で、これだけの運営はできる職員は私はあると思うんです。当然そういうものを出向してきている職員は帰っていただいて、恐らくはそういう行財政改革に寄与することが、この人員を適材適所に配置するのが思い切った構造改革じゃないんですか、行財政改革じゃないんですか。それを既存のものをそのままつくって、予算がないから安易に補助金を流すというのはいかがかなと思うんです。

町長と課長に、その辺の答弁をひとつお願いいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） デイサービスの方の所長の給与というか金額に関しては担当課からご説明させていただきますが、七見デイサービスをオープンさせるときに、当然職員も公募しました。その中で、初めてデイサービスを町が手がけるということもありまして、やはりベテランの方に指導を願わないことにはうまく運営ができないんじゃないかということで、事業団の方から出向という形で来ていただいております。たしか3年契約で来ていただいております。

確かに今の現在の1年少したちまして、職員もそれなりになれてはきているんですが、やはりまだまだベテランのといえますか、完全なデイサービスの体制というのはとれていない状況ではないかなというふうに思いますので、もうしばらく事業団の方のお手伝いも借りながらしていかなければならないというふうにも思っておりますし、来年以降は指定管理者制度の導入も検討しながら七見デイサービスにも取り組んでいかなきゃならないというふうに思っております。

議長（大谷内義一） 長寿介護課長 志幸幸三君。

長寿介護課長（志幸幸三） 七見デイセンターの所長の給料関係、いろいろ手当関係も含めまして800万強ちょっとの金額でございます。

それと、この2,500万の中身は大半が人件費じゃないかという話なんです、確かにこの2,500万の約70%が人件費でございます。

以上です。

議長（大谷内義一） 22番 久田君。

22番（久田良平） 答弁をいたわけでございますけれども、いわゆる財団法人の方から3年という計画で人員を派遣してもらったんだという中ですが、これだけ厳しい当初、財政事情だと私らだれも思ってなかったと思うんです。合併当初は、少なくとも3年間はおまぐせ見デイサービスを運営するために当然、財団法人のそういう職員を派遣していただいて運営するのも大事だと私は思うんですよ。だけど、これだけ大きな財政事情が逼迫してきた以上は、やっぱりそういう思い切ったことをいただくんだと。また人材、恐らく能登町に571名も職員おるんですから、少なくとも立派に七見デイサービスを運営するだけの職員が私いると思うんです。それだけの気概を持って行財政改革に臨んでいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（大谷内義一） 41番 道下君。

41番（道下豊一） 昨年の2月26日であります、能都町の最後の議会が開かれました。そのときに町長は、このような言葉をおっしゃったのでございます。「人生50年、下天の内をくらぶれば夢幻のごとくなり」という戦国時代の武将の織田信長が好んで舞いながら歌った歌でございます。さまざまな思いの中でこの町長の言葉を私たちも聞かせていただきましたし、また、能都町の町民の方々もそれぞれの思いの中で、この町長の最後の能都町の言葉を聞かれたと思うわけでございます。

そして4月26日に第2回の議会が開かれました。そのときには能登町の町長であったわけでございます。町民は、ひとしくその町長の施政方針に対してかたずをのんでその耳を傾けたのでございます。

その言われるところの第1番目は、新しい町の人づくりでございました。2番目は、産業の活性化されたまちづくりでございます。3番目、福祉の町でございます。だれもが住

みたくなるようなまちづくり、そういうキャッチフレーズの中でこの福祉のまちづくりを町民、我々に、また議会に対しても訴えられたのでございます。4番目は、文化の発展する町でございましたし、5番目は情報のまちづくりでございました。

この18年度の当初議会に当たります本議会におきまして、先ほど来、町長は私たちに提案理由の説明書をいただきましたし、町長は町民にこのたびの議会の、また議案の提案理由を説明なされました。その議案138億円余の中におきまして、私たち議会や、また町民に対して訴えるものが何もない。光るものが何もない。8日の北國新聞の記事の中で、漁業振興のためのリースの問題が取り上げられておりました。私もこの138億の予算の中に、町振興のために、産業の発達のために、過疎防止のために、一体このたびの議会において何ができるんだろうか、何を取り上げられるんだろうかというような中におきまして、新聞社の記者の方が取り上げられましたこの小さな30万円の予算でありましたけれども、きらりきらりとダイヤモンドのように光り輝いたことを私もその朝の新聞を見て感じましたし、また、その中におきまして、議場に参りまして予算の説明を聞きました中において、先ほど来皆様の言葉の中にもありましたけれども、議案第41号から45号を除く46号までの議案というものに対して、本当にこの恵まれない方々のために議会というものがあるのか、執行部があるのか。私は、町民の方々は本当に失望しておいでになると思うんです。

先ほど来、久田議員や、また鶴野議員が厳しくこの問題に対し指摘されました。私もまた、この問題に対して、恵まれない児童の方々や、また老いたる方々、やがて米寿を迎える私ですら、やはりもう間もなくできるならば元気で白寿を迎えて、そして100万円のお祝い金をもらって、そしてこれが楽しみにして生きていきたいがなというような言葉をすらしておったわけでございますけれども、その夢も希望もなくなってしまうました。もう希望じゃない、全くチボウです。

こうした予算に対しまして、私は幾つかの問題について町長や、また助役に対してお尋ねいたしたいと思うわけでございます。能登町が発足いたしました当時におきましての人口は、昨年3月1日付で2万3,636人でございました。先ほど企画室長にこれを承知したわけなんでございますが、それからちょうど1年。350人余の人が減っております。言うなれば1年に過疎が進んでまいりまして、300人から400人の方が年々歳々減っていくのは、これは寂しいけれども現実でございます。

そんな中におきまして、能登町の先ほど町長の説明の中にもありましたけれども、行政改革大綱というものが答申をされたそうでございますが、また片や町長は、当局が能登町

の振興10カ年計画なるものを今着々として作業されているようでございますが、今、私たちが住んでいるこの町は、先ほども申しましたように年300、400の人が減っていく現実の中において、どのような町の振興10カ年計画というものがなされているのか。その大綱をお示し願いたいのでございますし、先ほど申し上げました進む過疎の中のそれに対する対応というものも、先ほど私は辛辣に申しました、このたびの議案そのものが138億の予算の中において、町振興になるような議案がないということを厳しく申し上げましたけれども、これに対してどのような感じを持っておいでになりますか。町長を補佐する助役からも承りたいのでございます。

まず、助役のそうしたご返事と答弁と、そしてまた町長の答弁をお願いいたしたいと思っております。

議長（大谷内義一） 助役 山元淳二君。

助役（山元淳二） ただいまの道下議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員ご指摘のように、非常に合併当初からの能登町の町民の思い、そして議員の皆さん、そして町長初め我々執行部も現在の財政状況等を改めて認識いたしまして、大変なことだと思っております。そういう中において、18年度予算編成において、じゃ夢のある能登町の計画は何だというふうなことを言われます。こういう中において、本当にそういうことを思いながら町長初め職員も新しい施策を求めて予算編成に当たったわけです。しかし、限られた財源の中で何とか今までのサービスの低下に結びつかないように極力努力をした予算編成をしたと思っております。そういう中において、きょうも皆さん方、非常に熱心にご指摘、ご議論をいただき、今後の18年度執行に私なりに当たりたいと思っております。

ご指摘の総合計画の中の基本構想においては、17年度から着々と計画を進めております。そういう中において、10年間の基本構想をこの議会の24日に、皆さん方に途中といいますか原案を見ていただいてご批判や意見をいただきたいと。そしてまた、その皆さんの意見を聞いた中で将来の展望をよりいいものにつくっていききたいと。そういうふうに思っております。

私、助役就任いたしましてまだ1年たちませんが、本当に3町村が合併したその現実をしみじみと、合併はしましたが、その町、村によって中身的にこんなにも違っていたのか

なというふうなことも実感しております。そういう中において、18年度においては今まで議論がありました、町長も所信表明で申されました、今やっている補助金、そして事業と、また施設等を徹底して見直ししながら、国が基本的な考えを示しております。しょせん地方分権といいましても国で法律をつくって、それに基づいて地方行政は進まざるを得ないという現実の中で、そういうものを踏まえながら能登町独自の新しい夢の持てるまちづくりに今後とも努力したいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今ほどの道下議員の議案に対する高齢者への福祉金を初めとする減額なり廃止なりという議案に関しましても、これも非常に苦渋の決断をしたということはご理解いただきたいというふうに思っておりますし、また、予算書をごらんいただくとわかりますように各種団体あるいは各種報酬等も減額させていただきました。その中で、やはり町民の方だけに痛みを分け与えるのではなく、職員も一丸となってこの時期を乗り越えなければならないということで、これも苦渋の選択で職員の人件費も減額というような判断もさせていただきました。

先ほど来申し上げていますように、18年度から3カ年を集中改革プランということで位置づけております。ですから、この3年間、何とか皆さん方のご理解をいただいて、我慢に我慢を、そして徹底的な見直しをすることによって4年以降の明るい日差しを見出したいというふうに思っております。さすれば、そういった福祉金等も復活させる可能性もあるかというふうに思っております。

ですから、この3年間は皆さん方には非常に残念な思いばかりをさせるかもしれませんが、皆さん方の協力をいただいて、能登町の行財政の再建に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 41番 道下君。

41番（道下豊一） 議案第38号でございますが、能登町合併振興基金条例についてお尋ねいたします。

総務課長、これはあれですか。この基金の金額は幾らですか。

議長（大谷内義一） 企画財政課長 坂口良生君。

企画財政課長（坂口良生） 基金の額は17億1,100万円でございます。

41番（道下豊一） 現在の振興基金が昨年度の……。いや、これは今度の予算に盛った金額ですか。

企画財政課長（坂口良生） はい。17年度の補正で盛らせていただいております。

41番（道下豊一） この基金の使い道が、第6条、地域住民の一体感の醸成に資すると認められる事業の財源に充てることとする。1、2、3と書いてありますが、(3)が町長が特に必要と認めるときというふうになっております。だから町長が認めたときには、その17億の基金はこれはもうどうなのかがにも使えるわけですか。

企画財政課長（坂口良生） 今のところ、合併特例債制度がつくられた時点での基金造成費については、その利用方法については、国の考え方は積立金から発生する運用利子を使用して合併後の振興に使用するというものでありました。ところが国のゼロ金利政策によって定期預金が極端な低利であり、各市町村から基金の元金を直接利用できるように考えるべきだとの意見が相次ぎ、一部、償還元金相当額は取り崩しをしてもよいのではないかという話が来ております。

ただ、正式に元金の取り崩し可能との通知はまだ国、県の方からは来ておりませんので、国、県の動向を見ながら地域の振興につながるように運用したいということで、具体的な町長が特に必要と認めるという形の中においては、まだはっきり定かではないということでご理解を願います。

議長（大谷内義一） 41番 道下君。

41番（道下豊一） 新町の合併協定書でございますが、その第4条に事務所の位置というのがありまして、そしてその3項の中におきまして、平成27年度をめどに新庁舎を建設し、業務を開始するため、平成18年度に庁舎建設資金（20億円）の財源となる基金を創設する

となっておりますし、なお、新総合庁舎の建設位置については2町1村の接点地周辺とする。ただし、交通の利便と将来を展望し、後日選定委員会を設立して協議するとなっております。ここに合併協定の中において2億の基金を積み立てするということになっておりますが、先ほど企画課長の説明のあった金の中から2億円を別途これに基金として積み立てていくことが可能なんですか。これは含んであるんですか、ないんですか。

議長（大谷内義一） 企画財政課長 坂口良生君。

企画財政課長（坂口良生） この基金につきましては、基本的にはソフトだというふうに私は考えております。

41番（道下豊一） ちょっとわからん。

企画財政課長（坂口良生） 基本的にはソフト事業だということで考えております。基本的には。ハードは合併特例債という形の中で、金額が……。

41番（道下豊一） 含まれているのか、いないのか。

企画財政課長（坂口良生） いや、含まれて私はいないと思います。

41番（道下豊一） 含まれていない。

企画財政課長（坂口良生） はい。20億ですね、そして。

41番（道下豊一） わかりました。

この新町が発足いたしまして、大変重要なこの合併協定書の第4項の事務所の位置でございますが、もちろんこの位置を選定するに当たりましては、先ほど私が読み上げましたとおり第3項の選定委員会というものが設けられなければならないわけでございますし、そういうものが設けられない中に、その17億の基金の中にその2億というものが含まれているのかどうかということの懸念があったわけですから、それは全然入っていないという

ことでございますね。はい、わかりました。

以上で終わります。

議長（大谷内義一） ほかになれば質疑を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、4番 市浜さん。1問だけお願いいたします。

4番（市浜等） 恐れ入ります。

先ほど来、先輩議員の方々が財政改革ということに対してたくさんのご意見があって、私もなるほどなというふうに感じておりました。ただ私は先ほどの質疑の中に、最後に質問させていただきたいなと思っておったことが1点ございます。これは財政改革の中で職員の前倒しということの考え方の中に、職員は近隣市町さんの例でいいですと国家公務員法に守られていて手がつけられないというふうな発言がありまして、また町長も財政運営効率化の職員数についてというふうなアンケートにおかれましても、よく似た発言をされていたなというふうに私は思っているのであります。

私は、この公務員法があって職員定数が削減できないのならば、例えば小泉構造内閣の一番目玉であります構造改革特区というものも当てはまることはないのかな。例えば、職員を減らすのに公務員法構造改革特区というふうなものが申請できないのか、研究できないのかということ、できるだけ早く財政を立て直して町民の負託にこたえるのが私たちの役目ではないかなというふうに思っておりますので、ひとつ財政課長、そういうこと研究とかできないか、お尋ねいたします。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 議員提案の公務員の早期退職とか公務員のそういうことで、国のいわゆる構造改革特区の制度を活用しながら、いわゆる財政改革に結びつけていけばどうかというふうな趣旨の質問であったかと思いますが、まだ公務員、いわゆる国家公務員とか地方公務員は法律の中でそういう定めがありまして、それがいわゆる特区の事項に当たるのかどうか、少し今勉強いたしたいと思いますが、若干特区の趣旨とはどうかということはまだ不勉強で、少し勉強させていただきたいなと思います。

4 番（市浜等） どうもありがとうございました。

議長（大谷内義一） 以上で質疑を終わります。

議 長 （大谷内義一）

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第6号から議案第61号までの56件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第61号までの56件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 （大谷内義一）

日程第61請願第1号から日程第62陳情第1号までの2件を一括議題とします。今期定例会において、受理いたしました請願1件、陳情1件は、お手元に配布してあります、請願陳情文書表のとおりです。局長に朗読いたさせます。

（局長朗読・別紙請願陳情文書表のとおり）

請願陳情文書表の朗読が終わりました。請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。請願第1号地積調査の促進について、25番多田喜一郎君

25番（多田喜一郎）

地積調査の促進については、国土調査法の施行や「国土調査事業10箇年計画」等の諸施策が講じられてきたところですが、平成16年度末時点の全国地籍調査進捗率は、調査対象面積に対して46%、特に都市部では19%に止まっております。又、当県の進捗率は13%と低く、全国ワースト11位に位置付けられております。この地積調査整備の遅れにより、取引現場では実際の土地面積や隣地境界線が不明確なため、度々紛争に発展しております。加えて、加えて、この不明確な面積や境界線は、固定資産税の不公平課税の要因ともなっており、消費者は多大な不利益を被っております。そこで我々宅建業者は、取引に際して境界確定調整作業業務等を行い、微力ではありますが消費者の利益保護のため、取引現場において地積整備の不備をかるうじて補填しているのが実状です。こうした状況の中で、地積調査の促進

は官民双方に別紙のような様々な効果が期待できることから社会的要請が強く、国土交通省も地積調査着手事業に取りかかり、地積調査の実施主体が市区町村の場合は事業費の負担割合が1/4となることや、平成12年度からは外注型地積調査事業が創設され、外部の専門技術者を活用して調査を実施することが可能となったこと等、地積調査を促進しやすい環境が整ってまいりました。このように、消費者の保護、取引の安全の確保、ひいては限りある国土の有効利用・土地資産の保全のため、地積調査の促進が必要であります。

以上、地方自治法第124条の規定によって請願いたします。

議 長 （大谷内義一）

請願の趣旨説明が終わりました。お諮りします。ただいま議題となっております、請願1件、陳情1件は、請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、請願第1号から、陳情第1号までの併せて2件を所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました請願1件、陳情1件の審査結果については、今期定例会会期中に報告をしていただきますようお願いいたします。

議 長 （大谷内義一）

日程第63休会決議についてを議題とします。お諮りいたします。

委員会審査等のため、3月10日から、3月21日までの併せて12日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、3月10日から、3月21日までの併せて12日間を休会とすることに決定しました。

次回は、3月22日午前10時から会議を開きます。以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。ご苦勞様でした。

(午後4時17分)

開 議

副議長（菊田俊夫） 第1回能登町議会定例会第14日目。ただいまの出席議員数は38名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

副議長（菊田俊夫） 日程第1 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、関連質問は能登町議会運営申し合わせにより原則として認められておりません。

また、一般質問の回数、発言時間についても、会議規則第63条及び議運申し合わせにより3回までとし、再質問を含め質問者の持ち時間は20分以内となっております。なお、再質問をする場合は、前の質疑席で行っていただくようご協力をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許します。

9番 志幸松栄君。

9番（志幸松栄） おはようございます。ただいまより9番 志幸、一般質問の許可を得ましたので質問させていただきます。今回は3点お願いいたします。

1点目、本年度の除雪と来年度の計画について質問いたします。

本年度の大雪は、近年にない大雪でございました。除雪に当たられた関係者の皆様方にご苦労が多かったと思います。降雪が余りに多かったため、住民からの要望にこたえ切れない点多々あったのではないかと私は思います。

それで、来年度に向けて、除雪は町内をくまなく除雪するのではなく、多少回り道になっても安全な除雪と通行を確保できる路線を選定して除雪を行い、地域住民に優先除雪路線の周知を図るなど徹底して行えば、除雪を行う作業の負担も減ると思います。除雪経費も削減できると思われますが、そのようなことは考えておられますかということを質問いたします。また、本年度の大雪を教訓といたし、各省庁や公共施設の連絡を一層高め、意見交換を行いながら来年度に向けての計画を行う予定があるのかないのかということを私はお尋ねしたいと思います。

2点目に移ります。2点目、今後の施策と町長の指導力について聞きたいと思います。

国の三位一体の改革によって地方交付税や補助金が削減され続け、厳しい財政事情に拍車をかけていることは理解できます。ですが、地方分権や地方の時代と言われている今日、今までのように何でもかんでも満遍なく事業を進められる時代ではないと私は思っております。そこで重要なことは、今後の能登町を見据えた事業の選択、町長はしなきゃならないと私は感じております。それと同時に、今後は特に予算が緊縮財政、町民参加型の予算に対して町民の納得がいく予算なのかどうなのかということも町長は責任を持たれてやっていかなきゃならないと思います。

町長は今後、指導力を大いに発揮し、重点施策を定め、事業の選択を行いながら町政に当たってもらいたいと思いますので、また町長の答弁もひとつお願いいたします。

3点目に移ります。3点目は、少子化対策及び団塊の世代の定住対策についてお尋ねしたいと思います。

財源的に厳しい今日、福祉対策についても国の制度改正による補助金の削減、町がすべて行っていたのではますます、ますます町政は厳しくなってくると私は思います。

そこで、先ほど申し上げましたとおり重点施策の選択と関係いたしますが、能登町の未来を担う若者、特に児童福祉に重点を置いて今後の福祉施策の方向性を変えていくことも必要だと私は思われます。自主財源が減少する傾向にある今日、今後を担う子供たちに対する福祉施策が特に重要だと私は思っております。また、全国的に団塊の世代をターゲットにした施策が開かれている当町では、この団塊の世代の定住にどのような取り組み方をされているのかお聞きしたいと思います。

以上3点、町長にお尋ねしたいと思います。

以上、答弁によっては再質問席で再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

副議長（菊田俊夫） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、議員ご質問の第1点目の除雪に関してであります。昨年12月から2月にかけて続きました大雪は、気象庁が平成18年豪雪と命名するほどの記録的な豪雪となり、能登町におきましても3カ所あります観測所の積雪量が警戒積雪深を超過するなどの積雪を記録いたしました。町民の皆様にはこれまでの体験や予想を覆す降雪状況が

続き、雪かきや屋根の雪おろしなど、大変ご苦勞なされたことと思います。また、一部町内会には排雪をお願いするなど町内会のご理解を賜ったことに対し、改めて感謝申し上げているところであります。

各庁舎間の連携につきましては、町村合併を経て初年度の除雪体制の万全を期すため、必要に応じて的確、敏速な対応が図れるよう各庁舎に除雪実施班を編成し、各庁舎間と連携しながら現場の状況に合わせた個別の対応が図れるよう連携強化に努めるよう努力いたしました。また、祝休日でも円滑な除雪作業が行えるよう除雪当番を配置し対応に当たりました。

ことしの豪雪は、町といたしましても異常事態と判断しまして、通常の除雪計画路線にかかわらず、できるだけ除雪するよう指示を出し、また通学路線、高齢者やひとり暮らしの生活道路の確保に努力いたしましたが、個人個人には十分満足でき得なかったかもしれませんが、できる限りを尽くしたつもりであります。

雪が消えますとそうした豪雪の記憶も消えがちですが、今冬のいろいろな雪対策を通して効果を発揮したものや解決した問題などを整理し、除雪、排雪路線を明確にするなど、能登町の実情に見合った除雪計画を策定していきたいというふうに考えております。

また、福祉行政の要望が高まる中、各地区民生委員などの協力をいただきまして、高齢者世帯を主に要援護世帯に対しまして優しい除雪に努め、ことしの豪雪の反省や教訓の上に立って、町民が安全で安心して生活を営めるそんなまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

次に、議員のご指摘の国の三位一体の改革によりまして、地方交付税や補助金が削減され続け厳しい財政事情に陥っていることはご理解いただけていると思っております。国は、地方分権や地方の時代と言い、地方の実情と状況に根差した行政を進めるようにしており、総花的な事業を進める時代ではなくなっていることは議員ご指摘のとおりであります。

当町が今、実際に進めてきています継続事業につきましても、事業の効果について再評価を行い、今後の事業を洗い直すということが必要になってきますので、これに要する経費を予算化したところでもあります。やはり重要なことは、まさに今後の能登町を見据えた事業の選択でありますし、地域住民との協働による行政運営であると考えております。

今、行政改革大綱や、あるいは策定中の総合整備計画の指針に沿って財政事情と相談しながら、早急に実施することが必要なものから事業の選択を行いまして町政に当たりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、少子化でありますが、当町の福祉施策の財源確保には非常に苦慮しているところ
であります。そういった中で、福祉というものを行政のみならず住民全体で再検討する必
要があるかと思っております。やはり自分でできることは自分でし、自分でできないこ
とは地域で、そして地域でできないことは行政が手助けするというのが本来の姿でありま
すが、昨今はそのような考え方が薄らいでいるようにも感じられます。

そこで、18年度の児童福祉施策につきましては、まず子育て支援サービスの充実として、
学童保育につきましては、学校統廃合に合わせまして鶴川小学校下で新たに1クラブ設置い
たしておりますし、地域子育て支援センターの充実のため、新たに柳田保育所に地域子育
て支援センターを設置しております。

また、子育ての経済的負担の軽減としまして、石川県が進めておりますプレミアム・パ
スポート事業の子育てにやさしい企業推進協議会へ補助もいたしております。また、協賛
企業は能登町内では15件が登録されておりますが、これから協賛企業がふえることを期待
したいというふうにも思っております。

また、新たにマイ保育園事業を実施しまして、出産前から子育て支援を実施していき
たいというふうにも考えております。

また、児童手当につきましては、小学校3学年までの対象年齢を小学校6年までに引き
上げて給付いたしますし、児童虐待防止対策としましては警察、医療機関、民生委員等が
連携し合いながら情報交換や児童相談所との調整を行うこととしておりますし、要保護児
童対策地域協議会を設置したいというふうにも考えております。

保育所におきましては、障害児に適切な保育を実施することにしており、平成18年度に
おきましては13名の障害児を保育いたします。

そのほか、ひとり親家庭への医療費の助成や放課後保育補助、あるいはこども未来セン
ターの運営、母親クラブへの助成、すこやかあかちゃんお祝い金、乳幼児医療助成、乳幼
児健康診査、離乳食教室などを行うこととしております。

また、能登七見健康福祉の郷なごみのプールを活用しまして、保育所児童の水泳教室な
どを行うなどしまして、児童の健全育成を重要施策と位置づけて推進してまいりたいとい
うふうに考えております。

次に、団塊の世代の定住対策につきましてお答えしたいというふうに思います。

団塊世代の大量退職は、ものづくりや教育、警察などの現場で高い技能、技術を持つ層
が抜けてしまうことを意味していることは志幸議員におかれましてもご承知のことと思い

ます。1947年から49年に生まれた団塊の世代、約680万人のサラリーマンが大量に退職します2007年問題を目前に控えまして、各自治体の対応が本格化してきておりますし、各県はふるさとへのU I Jターンを促進しております。

能登町におきましても、18年度にいしかわ暮らし促進事業を取り入れまして、初年度としましては首都圏に在住していらっしゃる能登町出身者へ田舎暮らしの体験ツアーなどを募集したいというふうにも考えておりますし、これがU I ターンの足がかりにつなげたいというふうにも考えております。

そしてまた、地元の空き家情報等、受入側の地元集落とのご理解、ご協力を得ながら、年間数組を目標にU I ターン希望者を定住できるよう体制づくりを推進してまいりたいというふうにも考えております。

また、農業の担い手になってもらうなどのほか、観光での団塊世代をターゲットにした戦力づくりにも乗り出したいというふうにも考えておりますので、ご理解いただきまして答弁とさせていただきます。

副議長（菊田俊夫） 9 番 志幸松栄君。

9 番（志幸松栄） 再質問席で再質問させていただきたいと思いますので。

許可を得ましたので再質問させていただきます。

今、町長の答弁、1点目、2点目、3点目ということについて、人間も多かったからか知らんけれども、きょうは結構具体的に答えて、ある程度の満足いきました、私は。それを有言実行していただければ私は大いに賛成、また我々自体も協力していかなければならないと思います。

ただし、除雪の問題に足らなかったことを1点述べさせていただきます。参考にしていただければ光栄なんですけれども、またそれによって答弁。

例えば、高齢化の時代が来ておるわけでございます。そういう中で、私はこの除雪に対して結構地方を回ったんですけれども、お年寄りの方が結局、屋根の雪おろしをしようかな、除雪をしようかな、どこへ頼むんかなというような状況が多々聞こえてきました。その中で私は、金銭的なものは行政はいかがなもんかなと思いますけれども、ある程度のあっせんというか、簡単なあっせん、こういう業者があるよとか、そういうものをお年寄りのためにやっぱり事前に計画しておくべきじゃないかなと私は思います。

ただし、そういうような大変な時代、お年寄りをだまかす時代も来ておりますので、またそういうことも頭の中に置いてやっていただければ光栄ですということであります。

2点目の点について、予算の問題について私の答弁をさせていただきます。

結構やはり町長、前向きに実行しておられるなと私は思います。やはり私の案としまして一言述べさせていただきますと、いろいろ1年の中には町民一体となった清掃ボランティアというものもあります。それをまた職員五百数十名おります。一日で出席してボランティアということも、やはり行政に町民の方の目を向けるような格好の中で、私は町長の一声で職員500人、私たち自体も協力をさせていただきなきゃならんと。清掃だけでも一つの事業の予算が減るといような細かな問題ですけれども、そういうことを町長の一声という指導力でやっていただきたいなと。

3点目のいろんな問題、少子化問題についてもいろいろな事業を計画しておられますし、団塊の世代の問題も結構前向きな格好でやっておられるなと感じます。

こんな再質問ではございますけれども、後ろもつかえておりますので、町長の一声をもって私は下がらせていただきます。再質問という形じゃないけど、もう1回意気込みということも答えていただいて下がりたいと思いますので、町長よろしく願いいたします。

副議長（菊田俊夫） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、そういった除雪の関係なんです、やはり高齢者世帯に関しましては非常に今回の大雪というのはお困りになったと思います。それで、この冬、急遽ではありますが、健康福祉課、そして介護長寿課を、そしてまたサービス課を中心にしてそういったお年寄りからの連絡を受けまして業者をあっせんする事業も進めておりますし、当然、土日の日直者に対しましても連絡がとれるような環境をつくりました。ですから、来年度以降もそういった体制で臨みたいというふうに思いますし、やはりひとり暮らしの高齢者の方のための施策もやっていきたいというふうにも考えております。

また、18年度、そういった財政の見直しということなんですが、清掃も含めましてあらゆる点を見直していきたいというふうに考えております。そのためにも、庁舎内でプロジェクトチームといいますかそういうのをつくって、あらゆる事業、そしてあらゆる業務を見直しをかけて、19年度へ向けての施策を練りたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

9 番（志幸松栄） 9 番 志幸、下がります。

どうもありがとうございました。

副議長（菊田俊夫） それでは次に、15 番 宮田勝三君。

15 番（宮田勝三） 私は、能登空港についてということで質問をさせていただきたいと思っています。

さて、過疎に悩む能登地域の振興を目的とし、観光行政の拠点として交流人口の拡大の役割を担った能登空港が開港して3年目を迎えております。私は、あの大観衆の目前に雨の中の滑走路におり立った1番機の姿を見て、感動に打ち震えた一人であります。今もあのときの光景は忘れることができません。

県と能登地域の市町村が一丸となって取り組み、多くの時間や経費を費やしなが、やっとの思いで手に入れた能登空港をいつまでも守り育てていきたいものであります。能登に住む者の使命でもあらうかと思ひます。

しかしながら、現在の能登空港の状況を見ますと、搭乗率が昨年比べて落ち込んでおり、目標搭乗率の64％に危険信号、黄色の点滅が光っておるわけでござひます。また、能登空港のにぎわい創出についてもいささか寂しい限りであり、このような状況が続けば、航空会社が減便あるいは撤退するやうな事態も予想されるのであります。

もしそのようなことになれば、少子・高齢化に悩み、過疎化に歯止めがかからず、財政状況の悪化に苦しむ、能登町はもとより能登地域全体の将来への明るい展望はないと思うのであります。が、いかがでありましようか。

のと鉄道が昨年3月に廃止されたことが今もって住民の心に暗い影を落としているのであります。が、能登空港を決してのと鉄道の二の舞にしてみはならないと考えるものとしてお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず、能登地域の住民の夢と希望を乗せて開港した能登空港の現状を、町長は今どのように認識されておられるのでしようか。また、能登町住民の能登空港の利用状況は。周辺の市町と比較してどの程度であるのでありましようか。果たして町として能登空港にどれだけ貢献をし、苦しいながらも頑張っていると自他ともに見られるやうなものがあるのでありましようか。

次に、能登地域の拠点として能登空港は私が見る限り開港当初のにぎわいもなく、航空

機の出発時刻や到着時以外は土日でも閑散とした空港の状況を目の当たりにして、とてもその目的が達成しているとは思えません。能登空港の能登は我が能登町の能登でもあり、当町の空港とも言えるようなくらいのものであります。住民の心から能登空港は自分たちの空港であるという認識が薄れつつある今、能登空港のにぎわいの方策を町から県に対して具体的に提言をし、能登町の存在感を示すお考えはないのでありましようか。お聞かせをお願いします。

あの開港時に抱いていた能登空港に寄せる熱い思いを忘れることなく、子々孫々まで能登空港が残り続けることを強く願って、質問を終わりたいと思います。

場合によっては再質問席より再質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

副議長（菊田俊夫） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 平成15年7月7日の能登空港開港以来、観光客を初め多くの旅行者にご利用いただき、能登地域の経済はもとより住民の意識面でもプラスの効果がもたらされているというふうに思っております。

能登－羽田便の利用状況につきましては、1年目は旅客数が15万1,015人、搭乗率にしますと79.5%と好調な滑り出しでありました。2年目は機体を120人乗りから170人乗りに変更されたことで4,608人多い15万5,623人、搭乗率にしまして64.6%という結果でありました。しかしながら、3年目を迎えて、愛知博覧会の開催や今冬の大雪による風評被害、また3割ほどありました地元利用者の減少などありまして、3月7日現在ではありますが旅客数が2年目を2,978人下回り、もちろん搭乗率におきましても目標をわずかに上回る66.5%と、目標達成にも危機的な状況が続いており、能登空港の利便性向上の可能性はもとより地域振興機能の低下を招きかねないというふうにも思っております。

町民の皆様には開港時の思いを再度呼び起こしていただきまして、年に一度は東京へということで、そういった合い言葉で各種団体や個人をお願いしているところであります。

また、町としましても能登空港利用促進同盟会と協調し、誘客活動を展開しているほか、能登ふるさと館謝恩セール、あるいは流山市民祭りや湯島天神の梅祭りなど、独自で出向宣伝を行っております。

17年度におきましては、能登空港を往路で利用した旅行者が約1,800人、里帰り者を含め

ますと3,100人が町に宿泊されたことになります。そして、昨年3回にわたり同盟会が旅行者にアンケートを実施した結果によりますと、当町は七尾市、輪島市、金沢市に次いで4番目に宿泊者が多いことから、来年度も積極的に誘客活動を展開したいというふうにも考えておりますし、また民間事業者の皆様にあっても能登空港就航の利点を大いに活用されるようお願いもしたいなというふうに思っております。

また、能登町の利用状況につきましては、担当課長の方より説明させていただきます。

議長（大谷内義一） 担当課長、企画財政課長 坂口良生君。

企画財政課長（坂口良生） ただいま宮田議員の質問にお答えいたします。

能登町の地元利用の状況でございますけれども、1年目の16年度でありますけれども、15年7月から、これは年度でいきません。済みません。16年度ということで、1年目は3,606人乗っております。内訳は地元利用者が2,778人、里帰り客が395人、観光客が433人。それと、17年度といいましてこれは16年になるんですけれども、全体で5,419人乗っております。地元利用客が3,628人、里帰り客が1,014人、観光客が777人です。

それで、3年目の18年の2月末までの状況で5,852人乗っております。地元利用客が2,887人、里帰り客が1,290人、観光客が1,675人という数字になっております。

以上です。

副議長（菊田俊夫） 15番 宮田勝三君。

15番（宮田勝三） それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず、空港利用状況のパーセンテージや人数等にはきめ細やかなご答弁をいただきましたのでわかりましたが、地元の人たちの利用は当然空港の搭乗率のパーセンテージも上がるわけですし、当然利用を促してお願いをしていかなきゃなんんですが、じゃ空港が搭乗率を上げる、空港を利用してもらうそれだけではいささか寂しい限りで、当然能登空港は羽田－能登を往復しているわけなんです、関東一円を中心にした旅の方がおいでるようなご努力をしていかなければ、空港の搭乗率は上がったけれども町に何ら潤いがないというようなところに尽きるわけでございますので、先日私も空港の中にあります能登旅の情報センターですか、ちょっとお伺いしました。いろんなところで町長ご自身がお願いを

しているそうでございます。

今の答弁でわかりましたが、そちらの方へ行きましたら、ある能登町の出身者で能登を非常に宣伝をしていただいている方がおいでました。それはターミナルの方なんです。その方の紹介で来たんだということで、そういったのはごく一部の例なんです。私の言いたいのは、先ほど答弁にもありましたが宿泊施設等々とかいろんなところでの調査がされておるそうですが、少なくともこういったところの情報センターや当町にある宿泊施設の中で、もう少しきめ細やかな調査をしまして、再度そういう人たちにお願いする。また、ご協力いただいた方には御礼を、個人的な御礼じゃないですが文書でもいいし、とにかく御礼を申し上げるという形の中で、もう少しきめ細やかな宣伝といたしますか、お願いといたしますか、PRといたしますか、そういったものやっていかなければ、町全体の人たちの空港利用者の数を求めても、町に潤いがないのではないのかな。交流人口を高めることが大事ではないのかなと思いますので、その点をいま一度述べていただきたいと思いますし、先ほどにぎわい創出ということで私お願いしたんですが、にぎわい創出について具体的なお話がなかったと思うんですが。

実はこのにぎわい創出ということも、空港の隣に道の駅ですか、ございますね。あそこに当初開港時に、いろいろな能登の特産物等々、土産品とかを販売するようなお話が盛り上がっていたそうです。非常にいろいろな問題が出てきて、それがかなわなかった。しかしながら、私の調べた限りでは、もうそれもやぶさかでない。とにかくにぎわい創出のためには町に力を挙げてやっていただきたいというふうな話も耳にしております。

そういった中で、例えば一例でございますが、たまたまあの空港の近くに週1回、愛菜市場ですか、っております。それとまた、旧能都町の本木地区の方で、生産組合の方が山里というような、あそこは穴水の此木近くに週1回、春になるとっております。そういった方々にも私はお話を聞きました。もし町が力を入れてやっていただけるなら、これから観光客の多いシーズンでもあるし、考えてみたい。

そういうことを含めて、町としてにぎわい創出、能登町がこれだけ空港に云々だよというようなものを考えておられるのかどうか。ぜひやっていただきたいということを含めて、ご答弁を願いたいと思います。

副議長（菊田俊夫） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、空港の利用につきましては、やはりそういったPRしていただける方がいらっしゃるの是非常にうれしいことだというふうに思っております。

また町としまして、能登町出身であります首都圏能都町会あるいはふるさと柳田会の方にもそういったPRを含めて口コミで広がっていけばなというふうにも考えておりますので、そういった方々にもお願いもしなきゃならないのかなというふうに思っております。

また、空港のにぎわい自体には、やはり今現在、空港ターミナルビルの所長もそういう考えでいらっしゃいます。ですから、能登町の人にもできるだけにぎわいを創出するようなイベントといいますか、そういうのも考えていかなきゃならないと思いますし、また支援をしていかなきゃならないのかなというふうに思っております。

去年はノトキリシマ展があので空港で開かれまして、ああいうことにもにぎわいの創出の一助にはなると思いますので、そういうものも含めてどういうものがあるのか、あるいはどういった人がどういうことをやっていきたいのかということも含めて考えていきたいというふうに考えております。

副議長（菊田俊夫） 15番 宮田勝三君。

15番（宮田勝三） 思いのほか十分理解をいただきました。

最後に、厳しいことですが一言言わせていただいて終わりたいと思いますが、今回の質問に少々離れたことを含めて私の思いを述べさせていただきたいと思います。

今回の当初予算を見ますと、めでたくして結婚された方のお祝い金は100%カットです。それで、めでたくして生まれた赤ちゃんに対しての助成は半額になる。そしてまた、先ほど福祉のことを町長は志幸議員のときにも申されましたが、例えば不幸にして心身障害児童の方ができたときの福祉金が20%カットになる。そしてまた、健康でめでたく在宅しながら長寿を迎えた方が100万円、きのうたまたま最後の人が新聞に出ておりましたけれども、これがなくなる。そしてまた、厳しいことを言わせてもらいますが、生涯を終えて斎場を利用しなきゃならん。そのときに、利用料金が今回は上がるような改正がなされております。

これはごく一部ですが、こういうようなことを見ますと、目の先の財政に非常に今とらわれておるんじゃないかなと。今何をしておかなければならないかということがおろそかになっているんじゃないかなと思います。

例えば、空港を核にした流動化人口の増大、そしてまた空港と町民、行政が一体となつてにぎわい創出を考えていかなければならない。また、その具体策を示す時期でなかろうかな。流動化人口がふえてこそ町ににぎわいが戻ってくるのではないかな。空港の搭乗率、地元の人たちで上げていただくのも結構ですが、そういう形の中でご努力を見出していたきたいし、また県に対しても能登町はこうなんだよというにぎわい創出をお示しを願いたいということをご注文申し上げて終わりたいと思います。

ありがとうございました。

副議長（菊田俊夫） 次に、6番 奥成壮三郎君。

6番（奥成壮三郎） 通告しました2点についてご質問申し上げます。

1点目は、奥能登における能登町の位置づけについてです。

昨年3月に人口約2万3,000人の能登町が誕生して1年がたちました。まずはよいスタートを切りましたが、まだまだ行財政を初め課題が山積されているのも事実かと思ひます。

また、先月2月には、人口3万2,823人の新輪島市が誕生し、昨今は残る穴水町の動向を意識したイベント記事が多く取り上げられています。

ことし1月31日の新聞で、穴水町、前坂本町長が昨年春に珠洲市を訪問した記事が載っていました。そのとき、坂本前町長が珠洲市長に、将来はやっぱり能登内浦側が一つになるしかないかと、将来1市2町の合併を持ち出したと書いてありました。この1市2町の人口を合わせると5万389人と七尾市に次いで県内6番目、面積は703.88平方キロメートルと、県内2番目の広さとなります。そんな中、能登町としてしっかりした位置づけがないと兵糧攻めや蚊帳の外となりかねません。まずもって1市2町の融和を図っておくことが大切かと思ひます。

能登町が立地的には奥能登の中央に位置していることを考慮した上、将来、能登町がどういうポジションで進もうとしているのか、町長のお考えをお聞きします。

2点目です。金沢大学附属病院までの高速バスについてです。

この質問も能登に住む住民がだれでもが願うことかと思ひます。現在、多くの金沢行き高速バスが運行されています。乗客の中には、高度医療を受けるための患者や家族、見舞い客も多く利用されていますが、数多くある医療機関のうち高速バスが通るのは金沢医科大学病院前、県立中央病院前の2つのみで、国立病院を目の前に兼六園下で終点となつ

ております。目の前とはいえ、だらだらと長い坂道は病人やお年寄りにとっては随分過酷な道のりであり、疲労こんぱいしています。タクシーを利用するには距離が短くちゅうちょしてしまいます。この何とも中途半端な道のりは、特に雪道ともなるとかなりの難題かと思えます。また、金沢大学附属病院も国立病院の目と鼻の先にあり、利用者も多いと聞いております。高速バスをほんの少し延長運行するだけで、国立病院はもとより金沢大学附属病院利用者にもかなりの交通負担の軽減が図られるのではないのでしょうか。ぜひとも高速バスを金沢大学附属病院前まで運行延長を要請できないかお伺いいたします。

以上です。

副議長（菊田俊夫） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、奥成議員の第1点目のご質問であります。議員からお話がありました1市2町による合併の件につきましても、私自身は新聞記事での理解程度であります。

ただ、平成13年ごろから奥能登7カ市町村で広域的な観点からの合併に関する事項につきましても検討、協議をしてきたところであります。しかしながら、合併特例法による期限などや、合併前にいたしました市町村合併に関する意向調査の結果なども踏まえまして、平成14年9月30日に3町村で合併準備会を、そして翌15年1月1日には法定協議会を設置いたしまして、約2年間の合併協議を経た後、合併が整いまして1年が経過したところであります。また、この2月1日には輪島市と門前町が合併しまして、新輪島市が誕生して間もないところでもあります。

今後は、奥能登広域圏事務組合という組織を中心にして、少子・高齢化と過疎化が進むこの奥能登地域における将来のあり方などを踏まえまして広域的に検討していくことが必要かというふうに思っております。

能登町は新町の建設計画に、「奥能登にひと・くらしが輝くふれあいのまち」を将来像と定めております。その中で、能登町独自の特色を生かすため、第1次産業の役割と大切さを再認識しまして、すべての産業振興を図りながら、住民一人一人が能登町の担い手となり、そして地理的条件の中心はもとよりであります。奥能登地域における産業分野あるいは観光分野などの中核的な町として躍進するまちづくりを目指したいというふうに考えておりますので、議員の皆様にもご理解、そしてご協力を賜りたいというふうに思います。

次に、高速バスのルート延長についてであります。現在この能登町を通過している高速バスは珠洲特急を初め大谷特急、珠洲若山特急、宇出津真脇特急の4路線、上下16本が運行されております。当町では、昨年3月ののと鉄道能登線の廃止によりまして、遠隔地への輸送や観光客の誘客手段として大変重要な公共交通機関というふうにも考えております。

そして、口頭ではありますが、機会あるたびに増便あるいは延伸等を会社の方へお願いしているところであります。その結果、昨年秋からは路線バス利用者が定期券あるいは回数券で特急バスも利用できるようになりましたし、また本年4月からのと鉄道穴水駅や宇出津駅へ数本乗り入れていただくなど、格段の便宜も図っていただいているところでもあります。

また、今回の延伸につきましても、運行が民間事業者であることから採算性が問われることもありますが、利用者の実態を調査した上で多くの方々が利用しているのであれば、やはりバス事業者に要望してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

副議長（菊田俊夫） それでは次に、18番 鶴野幸一郎君。

18番（鶴野幸一郎） 私は、通告いたしましたとおり2点について質問したいと思います。多少、箇条書きにいたしました通告の内容を前後することもあると思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、一貫教育ということについて取り上げたいと思っております。

公立高校の学区制が撤廃されたとはいえ、能登半島というこの地域事情では、どこへでも自由に行けるというわけではありません。大多数の生徒さんは通学可能範囲内で高校を選択する以外にないことを考えるにつけ、町内にある高等学校、その重要性というものを強く感ずるものであります。

能登地域から次第に学校が消え行く中、今こそ中高一貫教育によって特色ある学校をつくる必要があると思うのでございます。一貫教育にも問題点はなきにしもあらずでございますが、6年あるいは9年という長期視点で教育課程を編成することができる。あるいは教員、生徒間の交流の連携を深めることができる。また、生徒の把握もしやすい。そして、高校受験の緩和によって安定した環境の中で学校生活が送れる。こういう利点がございま

す。

ただ、中学校と高等学校では所管が違うため多少問題があると思いますが、小中一貫の場合は町の所管でございますので、町の責任でやろうと思えば即実行できることではないかと思います。義務教育9年間を児童の発達段階に応じて教育内容を考えることもできるし、英語などは小学校1年生から取り組ませることも可能であります。町として特色ある公立学校を目指すために一貫教育に取り組む考えはないかどうか、明確にお答えをいただきたいと思います。

続きまして2点目、財政の問題でございますが、昨年暮れ、新聞紙上で石川縣市町の財政状況が紹介されておりました。それによりますと、我が町は県下でも19市町の中でワーストワンということでございます。こうした中で組まれた平成18年度予算では、少子・高齢化などどこ吹く風、敬老祝い金から赤ちゃん、障害児童など弱者に対する福祉までばっさり。各種団体等の補助金は一律20から30%の削減。一方、住民負担等は軒並みにふえる傾向にあり、サービスはそういう意味では低下の傾向にあると言えるのが実情でございます。

金がないのに福祉もできないと、サービスもできないということかもしれませんが、福祉の充実やサービスの向上は合併のスローガンだったものであり、それは町民が合併に当たって強く望んだ町の形態でもあったはずでございます。こうした町民の夢は、むなしく打ち砕かれているのでございます。

合併前に作成されましたまちづくり計画書では、向こう10年間は少なくとも順調に推移すると見通しをしていたはずであります。それが、昨年、17年度の予算で既に大幅変更を余儀なくされている。では、このまちづくり計画書というのは何だったのか。粉飾ではないのか、私はそう言わざるを得ないのであります。もしそうでないとなれば、実際の予算との大幅な狂い、それはいかなる理由があったのか明確にお答えをいただきたいと思うのであります。

また、町の基金残高がほとんど底をついております。そうした中、約17億円の合併特例債より積立預金がされております。これは借金をして預金に回すという異常な事態であり、私には破綻の先送りか延命措置をつけただけと見えるのですが、この点もいかがでしょうか。

そこでもし能登町が赤字再建団体に転落するようなことがあったら、町民生活にどのような影響があるのか。また、再建団体とされる数字上の目安はどのようなものかお示しを

いただきたい。

昨年、17年度は課長の管理職手当や保育士の特殊勤務手当などが削減されたものの、町長手当には手がかず、それどころか前年より年報酬で150ないし60万ほどふえたことも発覚をしております。ようやく今年度で町長などが30%、全職員が20%手当カットされる。こういう決定がなされておりますが、管理手当も含めると実は課長の方が町長より削減幅が多いのではないかと批判も出ております。何事も率先垂範してこそ効果が上がるというのは常識であります。これでは率直に言って効果も半減するでありましょうし、そもそも部下に町長として示しがつくのかどうか、私は疑問に思います。考えをお聞かせいただきたい。

また、今後10年間で職員を140人くらい削減するとなっておりますが、一方で勸奨退職を進めながら、またその一方で新規職員を採用するのはいかがなものか。一体何のための早期退職要請なのか。財政改革の本丸は機構改革と人件費の削減しかない、こう言われている中で、本気とは思えない半端さを感じるのは私一人ではないと思うが、お答えをいただきたい。一体、新規職員にはどんな目的で採用されたものか、その点もお聞きしたいと思います。

合併1年も経ずして、町民の期待と夢を裏切るような財政状況となっていることに、この事実に対して、私はまず町長は率直に町民におわびをするというのが筋ではないか。そのけじめをつけずして、財政再建への協力や負担を町民に求めても、しょせん納得されるものではないと思いますが、この点もいかがでしょうか。

最後に、このような厳しい我が町の財政状況を人間の健康に例えれば、いかなる状態と認識されておられるかお聞かせをいただき、あわせて財政再建への町長の具体的施策についてもお聞きして、終わりたいと思います。以上で終わります。

場合によっては、質問席で再質問をさせていただきます。

副議長（菊田俊夫） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 鶴野議員のご質問にお答えいたします。

児童生徒の学力向上の必要性は、議員ご指摘のとおりあらゆる角度から取り組む必要があります。現在も各学校は校長のリーダーシップのもと、全教職員が努力しているところであります。

議員のおっしゃる、特に外国語教育には小中高の一貫教育が効果的と考えるがという点についてでございますけれども、外国語教育、すなわち英語教育については、新年度より外国語指導助手、A L Tを2名から3名にふやして配置し、より細やかな充実した英語の指導を行う予定にしております。小学校では英語活動として、主に総合的な学習の時間で英語になれ親しむことに重点を置いて指導をしております。

次に、高校受験を緩和し、大学受験などに集中させる上で中高一貫教育が必要と思うがについてでございますが、目的が大学受験などの希望進路の実現であるから、中高一貫教育により高校受験を緩和し、ゆとりある学校生活の中で豊かな人間性の育成、学力の養成、個性、才能の伸長に集中させ、その目的を達成させることは議員がおっしゃるとおり重要であると思っております。

今後、学校再編をにらみながら、当町の教育をさらに充実すべく方策をあらゆる視点から検討していく必要があると思っており、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたしたいと思えます。

追加的に申し上げたいと思えますが、当町ではA L T 3名体制により小学校での語学活動の活性化を、中学校での英語の授業の充実、これに全力投球をし、今のところは英語学習における中高連絡会が開催されておりますが、今後は、英語担当教諭による中高連絡会の一層の充実推進に努力して、ひいては当町にある2つの高校の末永い存続に寄与していきたい、こんなふうを考えております。

以上でございます。

副議長（菊田俊夫） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 鶴野議員のご質問に答えたいと思えます。

財政の将来推計につきましては、国の制度が転々と変更あるいは改正される中で、社会経済需要が不安定な状況での将来見通しにならざるを得ないということでもあります。

国の交付税や補助金等に関する制度の改正や変更のテンポが非常に速く、基本的に現状の財政状況と社会状況を基準にして作成される後年度の財政計画につきましては、ここ数年の国の制度改正のテンポが今後も続くとするれば、だれにも正解を出せることができないのではないかと考えております。

また、町民サービスや負担が後退の方向にあるとのご指摘であります。これは決して

合併したことが原因で、人件費や補助金等を削減したわけではありません。合併したことが財政状況を悪化させたわけではなく、バブル崩壊後の長期の景気低迷が国や地方の財政状況を悪化させ、そして市町村合併を推し進めるだけにとまらず、国と地方の関係そのものの見直しや地方交付税制度や補助制度を改正しなければならない状況に至ったわけであり、これが、我々のような財政基盤の弱い公共団体の財政を直撃しているというのが大きな流れであります。

このことから言えることは、合併を選択しなかった場合、やはり財政基盤の弱い団体はもっとひどい状態に陥ることが安易に想像できるということでもあります。

また、財政再建団体に転落したらどうなるのかというご指摘であります、再建団体に指定されますと自治体の財政は完全に総務省と都道府県のコントロール下に置かれます。わずかな出費でもお伺いを立てなければなりません。

赤字再建団体になると予想される事項にしましては、まず急激な住民負担に移管することとして、公民館あるいは各種公共施設の利用料、ごみ処理手数料、上下水道料の使用料、手数料について類似都市や他都市との比較や運用コストの比較による見直しが行われます。また、個人住民税、軽自動車税、固定資産税等の強化課税の導入ということも行われます。

また、住民サービスの低下に関することに関しましては、乳幼児医療等の医療費助成制度の廃止、あるいは福祉単独施策の廃止、町独自の施策の廃止が行わなければなりません。また、小中学校の校舎あるいは体育館等の大規模修繕も中止しなければならない。そして、冬の町民生活に多大な影響のある除雪、排雪事業の縮小も行わなければなりませんし、公共施設の統廃合等が上げられます。もちろん自主再建という方法もありますが、結果として単独事業の見直しや使用料、手数料、超過課税等の改正等の指導を受けることには変わりはありません。

そして、財政破綻のめどとなる指標としましては、実質収支の赤字幅が標準財政規模の20%以上であることが要件となっております。そうならないためにも、議会、そして町民の皆様のさらなるご協力もいただかなければならないと思っておりますし、また能登町の財政状況を体に例えると病状はどうかということではありますが、手の施しようがないという状態ではないにしろ、対処療法だけではだめで、大きな手術によって健康体を取り戻せるといったところであります。もちろん術後の経過の適切な管理という条件はつきますが、そういう状況であることをご理解いただきたいというふうに思っております。

また、新規採用等のお話もありましたが、やはり新陳代謝ということを考えますと、そ

ういったこともやっていかなきゃならないかな。ただし、計画どおり10年間で140強の職員の削減を考えていかなきゃならないというふうに考えております。

副議長（菊田俊夫） 18番 鶴野幸一郎君。

18番（鶴野幸一郎） 町長、お答えいただきたいこと、ちょっと抜けておるんですが。

まず、課長の手当の方が多い、削減幅が多いのではないか。こういうご批判があることについてどう考えるかという問題と、町民に対しておわびをして、けじめをつけて出発するべきではないかと。こういうことについて抜けておりましたので、お願いします。

副議長（菊田俊夫） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 手当の額の削減であります、町長が先般もご説明いたしました、年間で100万円程度になる。職員費、課長につきましては、多少月給の差がありますので、最大限でも60万円弱であろうというふうに理解しております。

したがって、町長の方がはるかに職員を上回っておることをご報告いたします。

18番（鶴野幸一郎） 課長、額じゃなくて率。町長は給料高いんですが、倍ほどになるんですか。率ってどうなるんですか。

総務課長（田下一幸） 町長は約8％になりますし、課長は6.5％になります。

18番（鶴野幸一郎） 管理職手当も入れてですか。

総務課長（田下一幸） はい。

副議長（菊田俊夫） 18番 鶴野幸一郎君。

18番（鶴野幸一郎） まず、先ほど申しましたまちづくり計画書というもの。これが合併前、3町村でつくられたものですね。この中で、財政計画、向こう10年間の財政計画が示

されております。これは我々議会にも全部説明があったところでございまして、これを見ると預金が26億か8億ほどあって、これを順次取り崩しても向こう10年は大丈夫だと、こういうふうな安定した計画がなされておりました。

これを見て、ある意味では我々もほっとしておったわけですが、ふたをあけてみたら17年度で既に破綻寸前である。この計画によりますと、預金を6億ほど取り崩していけば、まず初年度は6億ですね、いけると。こう予測しておったのが、何と22億の預金を投入したと。初年度において。この差額、16億ほどの差額、なぜこういうふうになったのか。これがよく見えない。要るから使ったんだと、こういうことらしい。こんな子供でもやらないような仕事をどうしてしなきゃいけなかったか。

それから、交付税が下がったとか、先ほど町長おっしゃいましたけれども景気が悪かったとか、こんなことは織り込み済みな話で、いわゆる想定内の話ですね。ライブドアじゃないが想定内の話。それが、組んでみたら何と16億も足し増ししなきゃやっていけなかった、こういうことなんですね。これがいわゆるたたきまして、今年度もやはり財政事情が非常に苦しいと、こんなような状況になってきたわけですが、この点について明快に私聞いたと思われたいんですが、この説明お願いしたいと思います。

そして、これ自体がもし足りない、全然足りないんだったら、これは格好良く粉飾されたものじゃないのか。粉飾計画書じゃないのか。ホリエモンじゃありませんが粉飾決算で逮捕されましたけれども、理屈はよく似ているんですね。粉飾というのは紛らわしい、非常にわかりにくくして、そして最終的に町民や国民に迷惑をかけている。損失を与えてしまう、こういうことが粉飾決算がいけないということなんですが、この計画書も何とそれに似ていると私は感ずるんです。安心しとった、みんな安心して、それが何と結果的に違っておったということで、今ばったばったとあれも切り、これも切りとやっているわけですが、それじゃこれ粉飾計画書と、粉飾決算と一体どう違うのか。ちょっとその点をまた聞かせていただきたい。

それと、人事の問題ですね。採用された去年からおとし、私の聞いておるところでは5人か6人か知りませんが、そのくらい新しく入っておられる。この人たちは、建築士だとかあるいは土木技師だとか、そういう高度な資格を持った人なのか普通の職員なのか。

と申しますのも、合併のときに、これからは優秀な人を入れて、そして今まで受けたことのないサービスを町民の皆さん受けられますよと書いてある。それがそういう資格を持ったものだ。こういうふうに、これもみんなに配られたものですね。この中に書いてあ

る。そういう人たち、人材を新たに入れてサービスをふやすということであれば、それはそれでいいと思うんですが、どういう人たちを採用しておるのか。

その点まずお聞きしたいと思います。

副議長（菊田俊夫） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、建設計画につきましては、平成15年の9月より協議を開始しまして、その年に12月25日に正式に提出があったということであります。そしてまた、その時点では財政収支がとれるというような将来推計でありましたが、その後さらなる地方交付税や補助金の削減等によって歳入が減少しているというのが現実でありますし、17年度に関しましてはやはり合併した直後ということもありまして、持ち寄り予算的なことがあったものですからいろいろ基金を取り崩したということでもあります。

また、ちょっと昔の話になりますが、平成13年度の9月定例会だったと思います。旧能都町時代の話ですが、当時、長引く景気低迷の中、小泉内閣の構造改革が進められまして米百俵の精神という言葉が首相が使われました。地方交付税も削減される見込みで、苦しい財政事情の中での予算編成でありました。この定例会での一般質問だったと思いますが、地域経済対策に対して国の経済対策をまつのではなく、町には基金という米蔵があるのではないか。この米蔵を取り崩して地域経済の役に立てろというようなご質問が鶴野議員からあったと思います。

このときはそうかなというふうに思いましたが、もしそうしていたら旧の能都町はどうなっていたか。あるいはまた合併後の能登町に与える影響はなかったかということでもあります。当時から将来を見据えた財政運営というのは非常に難しいのが現実でありますし、今後はさらに検討して健全な財政運営をしていきたいというふうに考えています。

副議長（菊田俊夫） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 財政規模の建設計画とかなり差が出てきているのではないかとというご指摘ですが、この建設計画の数値というものは、普通会計というものであらわしております。

したがって、新町になりましてからの会計規模を一般会計と有線放送事業会計の中の建

設事業に相当する額を足した額が、いわゆる建設計画に当たるところの数値になろうかと思ひます。したがひまして、17年度のときの数字、一般会計規模と有線放送の会計の規模を足しますと19億程度になります。したがひまして、建設計画に表示してござひます18億9,000万と似通った規模になっております。

また、本年度においても大きく、話しさせていただければ、一般会計が13億9,000万ほどになります。特別会計では6億の有線のものがあります。それを足すと当初計画よりまた上回っているということもあります。

ただ、先ほど町長から話がありました、当初、建設計画をつくる時点の国の財政の占めぐあいと、それがかなり当初我々が予想していた以上のテンポでやってきているところにおいて基金の取り崩しをせざるを得なかったし、また健全化のために17年度は9億円程度の繰上償還をしております。

したがひまして、その繰上償還になる原資というものは基金を取り崩して、いち早く健全体になろうとする努力をしてきておるということで、建設計画からは大きくはずれていないのではないかなという気がします。

しかしながら、さらなる行政改革をしていかなければならないという環境はこれからも続くでしょうし、そのことをしていかなければ財政再建団体に陥ることが安易に予測できますので、18年度においてはこういった一層の努力をする必要があると思ひます。

職員の問題も、先ほど町長が常に新陳代謝は必要であるということは当然でありますし、行政改革の検討委員会の委員の皆様の中の提言においても、ただ減らすだけではだめである。常に職員の段階、要するに空間というものは最小限にとどめるべきであるという意見もありますし、やめた人数から見てはるかに少ない人数の補てんをし、そのことの継承をしていきたいという中で最小限の人員を採用していますし、また特に専門性ということになれば、17年度につきましては専門性ということについてはなかったわけですが、18年度予定では介護保険が今、地域包括支援センターというものをつくらなければならないことに義務づけられております。そうした中に必要な資格として社会福祉士の資格を持った人を配置する必要があります。したがひまして、こういった専門性の方の採用も18年度に行うということを用意しております。

副議長（菊田俊夫） 18番 鶴野幸一郎君。

18番（鶴野幸一郎） ただいまの総務課長の説明では納得しがたいんですが、歳入総額ではそのとおりだと思います。190億程度の規模を組んでおられますから、実際的にもその数字ぐらいになっておりますから、総額的にはいいんですが。それから、地方税収入だとかいろいろな地方交付税の収入だとか、これはほとんど大差ない、不思議と大差ないんです。ところが、繰入金だけは仮に繰上償還したとしてもやはり10億以上の財政負担が出ておる。それだけ余計の出費がある、こういうことなんです。だから、ちょっと私これ正確に言うと、総務課長、問題点があります。

それから町長、新陳代謝と総務課長も言っておりましたけれども、非常にこういう言葉というのはおかしいなというふうに私思うんです。新しい人、これはいいとして、陳というのは陳腐ということなんですね。これは古くて時代に合わないとか、古くて役に立たないとかこういうことなんです。そういう人たちだから交代すると、これが新陳代謝。皆さんも陳の方なんです。それでいいのか。あんたたち間に合わないから、もう55歳でやめなさい。新しい役に立つ人間を入れますよと、こういう意味なんですね、新陳代謝という言葉は。

それでは、長年、町のために尽くしてこられた、先ほど町長の言った言葉とも矛盾してまいります。本当に長年貢献した技術だとか経験だとかいろいろな実績だとか、こういうものを持っておられる方がいなくなって、これから日本は大変なんだと。さっき町長おっしゃった団塊の世代ですね。それが役場においては、役に立たなくて古いからやめてくださいと、こういうことで交換するというのは、いささか私はこれはいかがなもんかなと。こういうふうにリーダーとしてそういう言葉を使っただけとは思いません。

そういう意味で、皆さん勇退されるわけじゃないですよ。町の財政が本当に苦しいから、どうかひとつ目をつむっていただきたい。こういう心情でお願いするのが勧奨退職という意味なんですね。それが新陳と言われると、これは気の毒ですね。それじゃやめる人もいなくなる。しかも新しい人を順番に入れていく。こういう感覚が私どうもわからない。普通、民間ならそんなことあり得ないですね。3年間新規採用凍結だとかはつきりやっています。そして、財政再建にまっしぐらだと。こういうことでやるべきなのに、そういうことを私本当にこの人事、新規採用ということについては疑問に思っておるわけです。

もう一つ町長、議案質疑のときに3年ぐらいをめどにして財政再建をしないと、こういう決意を述べられましたけれども、果たしてそれもこういう財政課から出ておりますこの計画書ですね。向こう10年の計画が、つい先日私どもの手に入りましたけれども、これを

見ますと3年目から本当の本格的赤字財政に入る、こう予測しております。

町長は3年をめどにして再建するとおっしゃっています。そういう決意なのかもしれませんが、一体これ、どっちを緒にして考えればいいのか。町長の決意としてはそれはそれでよろしいんですが、本当に3年をめどにして、このままでは赤字に入っていくということなので、簡単な新陳代謝じゃなくて本気になった財政再建、みずから本当に身を詰めてやっていかないとこれはできるもんじゃないと私は思っております。

どうかひとつそういうことで、我々もまた協力しなきゃいけないし、執行部も、そして議会も一丸となって財政再建に取り組んでいかないと、町民に対して多大なる迷惑をかけてしまう。先ほどの町長のお話しにもありましたように、万一のことがあったら町民生活に多大な影響を及ぼすということを考えたときに、今こそ本気になった財政再建を一丸となって取り組まなきゃいけない。こう思っておりますので、ひとつお互い頑張りたいと思います。

どうかひとつ、ありがとうございました。

副議長（菊田俊夫） 鶴野議員、答弁要りますか。

18番（鶴野幸一郎） 町長に、財政再建の決意をお願いします。

副議長（菊田俊夫） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） これまで何度も申し上げますように、18年度は大幅な見直し、検討もやっていきたいということで、プロジェクトチームをつくりまして財政あるいは事務事業すべてを根本から見直さなければならないというふうに考えておりますし、またその節には議員の皆様、そして町民の皆様にもご理解、ご協力いただかなければならないことが多々あるかと思っておりますので、よろしくお願いします。

副議長（菊田俊夫） ここで、暫時休憩いたします。

11時40分から再開いたします。

午前11時30分休憩

副議長（菊田俊夫）休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 市浜等君。

4番（市浜等） 質問に先立ち、私が昨年の12月の定例会で質問いたしました県道能都内浦線、真脇一小浦間の道路整備に関しまして、町長初め議長、議員の方々の絶大なるご尽力を賜り、今定例会の冒頭、議長の発言にありましたとおり春が来たようなご回答をいただきました。心から深く感謝申し上げます。

短期間の間に住民運動が実を結んだことに対して、住民は大変喜んでおります。また、この道路を利用する方々も大変喜んで期待をしております。安全で安心して使用できる道路が一日も早く実現すればと願っております。

さて、今回私は町長に以下の3点についてお尋ねをいたします。

まず、水産業の振興についてであります。

能登町の未来を語る住民集会において、たびたび1次産業の活性化こそ、振興こそが能登町の発展の大きな源だと言われている。これには私も同じ思いを持っております。

水産業の振興につきまして、昨年6月の定例会においてもお話をさせていただきました。そのときのご答弁にありました水産研究会がつい先日開催されたと聞き、大変喜んでおります。

この能登町におきましても、また能登半島におきましても、なお大切な産業であります。半島は昔から海から上がらにゃ経済がよくなると言われております。その思いをいたしますと、海洋深層水の利活用こそ、まことに理にかなった事業ではないかと思うのであります。

しかし、現実を見ますと、深層水の使用量は1日の取水量の1割にも満たないと聞いております。取水した深層水は90%ほとんどが海底に返されております。私はこの汚れのない栄養豊富な海洋深層水をただ海底に返すのではなく、国、県とともに、石川県には能登町にしかない深層水を利用して、今、県が志賀町などで進めている海産物の稚魚養育事業の分室はできないか。学業が停止になる水産小木分校を研究の拠点にして、御船崎からイワキハマにかけて自然の地の利を生かした構想でナマコなどその他海産物の養育事業はできないか。

また、さきの県議会でも地元選出の議員の発言にもありましたが、海底に小規模な海底

山脈を造成して潮流に変化を加え、深層水を光の当たる海面に浮上させ、プランクトンを発生し小魚を育てる。海底に眠る深層水を活用して、栄養豊かな海をつくる肥沃化の実験が行われているところがあると聞きます。

このような開発行為をいち早く取り入れ研究することはできないか。深層水は紛れもなく大切な自然からの贈り物で、水産業に大いに活用すべきと思うが、町長の深層水にける思いをお聞きたい。

次に、きのうより春の防火運動が行われておりますが、消防団活動についてであります。

消防団は日本最古の統制のとれたボランティア団体で、近く住民に親しまれ、大変信頼のある組織であると私は認識をいたしております。

近年、常備消防が新設されるまでは、消防活動、災害時復興活動の中心であったことは、私が申すまでもありません。能登町でも16の団体が団長以下精力的な活動で私たち住民に頼もしく、また安心して暮らせる源だと確信をいたしております。しかし、ご多分に漏れず少子・高齢化の波はこの町にも影を落とし、各種の活動に少なからず影響を及ぼしております。消防団活動もまた同じではないかと危惧をいたしております。特に消防団は危険と隣り合わせであり、規律がしっかりとして、まとまりが大切な組織であると認識をいたしておりますが、そのためには大変な努力が必要なことは各人が一様に認めるところであります。

技術習得のその一つの方法として、毎年6月に行われております操法技術大会もそのうちの一つではないかと思いますが、この大会に参加する分団の中には内部事情で初めから点数が合わせられない組織も出るような場合も想定でき、一部の分団にはかなり負担になっていると想像ができるのであります。この操術大会に出場するために約1カ月、関係者は並々ならぬ努力が必要であり、かなりの費用も必要であります。この大会の意義、必要性は認めながらも、柔軟な対応で団員が苦痛に感じない、リーダーが負担に思わず、団員が技術の習得を容易にできる方法はないか。また、団員の確保のために区割りの方向はないものかも含めてお伺いをいたします。

3番目は、企業誘致についてであります。

厚生労働省は、有効求人倍率は13年ぶりに1倍を回復し、完全失業率も3年連続の改善率で雇用環境の改善が図られつつあると発表しております。また、3月18日の日経新聞では、流通10社の新卒採用計画が計画に届かず、人材の争奪戦が起きていると出ています。何と経済の動きに格差があることでしょうか。

半島の行き止まりに位置する能登町では、大消費地までの輸送コストがかかり過ぎることや、労働力不足、さらには工業用水確保などの問題を抱えているため、なかなか企業誘致は難しいとされていますが、人口減少を少しでも食いとめる一つの方法論として、また財政の健全化、早期の立て直しを町長は3年間、任期期間中に実現したいとされている。これには私も早期の経費の徹底的な削減と遊休資産の売却と税の増収のほかにはないと考えます。税の増収と町民の生活の糧を得るための雇用の場の確保として、企業誘致は積極的に進めるべきと私は思っています。

そこで1点目として、能登町として昨年1年間、どのような取り組みをされてきたのか。また、企業誘致を進めるスタッフは十分配置されているのか。また、今後の見通しはどうか説明願います。

2点目といたしまして、能登町での企業誘致における優遇措置等について、どのような企業が来た場合、どのような恩典があるのか。また、企業誘致を進める上での土地の確保、インフラの整備はできているのかについても説明を求めます。

3点目として、既存企業の雇用拡大や新規企業の支援策はあるのかについてもご答弁をお願いいたします。

副議長（菊田俊夫） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、議員ご質問の第1点目ではありますが、海洋深層水は低温で豊かな栄養を含み、雑菌やウイルスがほとんどなく、すぐれた資産価値を持つため、各分野で利活用の研究が行われているところであります。利活用分野は多種多様で、海洋深層水の先進県では地域振興の点から、酒あるいは塩、豆腐等、一部実用化にも入っておりますし、多くの自治体に利用が波及しているのが現況であります。

水産分野におきましても、藻類栽培や養殖飼育等の研究がなされ、利活用技術は実証段階から実用段階へと移行期で、今後の実用化にはやはりこの手法、取水、放水などの開発に課題があるというふうにも言われております。

その中で、18年度におきましては利用促進事業業務としまして109万2,000円の予算計上を能登町としてはしております。その中身としましては、養殖事業には通常1,000トン以上の水量が必要というふうに言われております。そんな中で、小木の施設は40トンの範囲内の水量で行える畜養に目を向けまして、県の水産総合センターのご意見を伺いながら、魚

介類の選定あるいは出荷体制、市場調査を探っていきたいというふうに考えております。

それで、議員の提言につきましては、やはり国、県で行う規模というふうにも考えますので、石川県水産総合センターもございしますが、十分検討を重ねまして関係機関と協議を行っていきたいというふうに考えております。

次に、消防団活動についてであります。非常備の団員の減少問題につきましては、近年、人口の減少、過疎化、高齢化が進展する中で全国的な問題となってきております。

しかしながら、当町におきましては関係者の皆様の、特に消防団幹部の熱心な勧誘努力によりまして、合併時の平成17年3月現在では109人でしたが、現在319人となっており、増加しております。しかしながら、少子・高齢化が進行している状況を見ますと、やはり議員同様不安を持っているのは実情であります。

また、操法技術大会の運営についてであります。この大会はやはり団員の消防技術の習得、規律の保持、団結心の向上に不可欠なものというふうに思っております。大会の方も毎年6月に能登町大会、7月には県大会が開催されています。

最近では、団員の職業も変化してきて、以前は自営業の方々が70%を占めておりましたが、現在は逆にサラリーマンの団員の方々が70%を占めるようになってきております。どうしても勤務上、時間的制約を受けて練習等に支障を来している面もあろうかというふうに思います。この問題につきましては、ご指摘のとおり各分団の関係者と協議する中で、柔軟な対応をしていきたいというふうに考えております。

また、団員確保のための区割りの変更につきましては、今現在地域に密着した分団の区割りとなっております。現在の団員数も先ほどお話ししましたが、合併当初よりはふえておるということもありまして、当分は現状の区割りでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

次に、能登町における企業誘致対策についてであります。まず1点目の能登町としての取り組み状況についてですが、先般、2月23日におきまして、能登町企業等立地促進審議会が設置されるとともに、本審議会の委員13名を委嘱し、能登町の企業誘致の推進や既存企業の増設、さらにはその関連企業の誘致を図るためご尽力いただくことになりましたことを、まずもって議員の皆様にご報告いたしたいと思っております。

現在、企業誘致対策の職員体制は数名の職員で行っておりますが、企業誘致における担当者会議や各種研修会等に積極的に出席しているところであります。

町としましては、町の産業振興と雇用機会の拡大を図り、町の発展に寄与するためにも

戦略的な企業誘致を推進してまいりたいというふうに考えておりますが、奥能登への企業誘致というのはなかなか厳しいものがあるとの認識は、議員の皆様にもお持ちだというふうに思っております。

しかしながら、その厳しい現状の中でも、市浜議員が言われますとおり、あすの能登町の発展のため、積極的に企業誘致を働きかけていきたいというふうに考えております。

そこで、2点目の優遇対策、あるいは3点目の支援策についてであります。現在、町では企業誘致対策としまして誘致企業の投下固定資産に対する固定資産税の特例のほか、企業等立地の促進に関する条例に基づきます助成金の交付などを定めておりますし、また県におきましても国の法令等に基づく課税特例や県単独の助成措置を講じまして企業誘致を推進しているところであります。

また、インフラ対策についてであります。企業に対しまして工場等用地のあっせんや道路あるいは排水路等の整備についても便宜を供与できることもPRしていきたいというふうに考えております。

町の発展と産業発展、振興のためにも、町と議会、そして県の担当部局や町の商工会と連携をいたしながら、今後も企業誘致へ働きかけていきたいと考えておりますので、今後とも何とぞご理解、そしてご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

副議長（菊田俊夫） 4番 市浜等君。

4番（市浜等） 町長に再質問をお願いいたします。

2月23日に企業立地推進議会ができたと聞き、少し心強く感じました。が、これまで余りこれといった取り組みがなかったと受けとめました。

が、私は企業誘致を雇用の場の確保と地域の活性化を目的とするものにとらえれば、何も製造業だけにこだわることはないと思っております。例えば、学校法人による専門学校等の誘致は考えられないか。また、特別養護老人ホームの誘致や民間老人ホームの誘致を行い、そこに雇用の場の確保を図るべきではないかと思うのであります。

新聞記事等にもありますが、民間の企業が全国で1,000棟の優良老人ホームを建てる計画があると話題になっていました。が、そのような会社に能登町での建設をお願いに行く気持ちがおありかもお聞きしたい。

次に、七尾市では企業立地推進員を設置して企業誘致を図る計画をしており、その推進員が企業誘致に成功した場合、成功報酬を支払う制度を設けたらしいが、能登町においてもそのような推進員を設ける考えはないか。また、製造加工業だけを対象とせず、学校や病院、老人ホームなども含めて考えることはできないか。

以上、2点について再度質問をいたしますので、町長の答弁をお願いいたします。

副議長（菊田俊夫） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 企業誘致に関しましては、今ほど市浜議員がおっしゃるように決して製造業だけではないというふうに考えております。ですから、学校あるいは特養の老人ホームなんかも視野に入れながら積極的に進めて、お願いもしていきたいというふうに考えております。

ただ、その企業をあっせんした推進費といいますか、その件に関しましては中身もまだはっきりわかっておりませんので、研究させて、勉強させていただきたいというふうに考えております。

副議長（菊田俊夫） 4番 市浜等君。

4番（市浜等） 財政が厳しいから何もしないで節約、廃止、減額、閉鎖だけで町の運営をしていくだけでは、町民の理解は得られないと思うのでありますが、町民にわかりやすいように、思い切った政策も時には必要ではないかと思うのであります。

町長の今後の手腕に期待をいたしまして、これで私の質問を終わらせていただきます。

副議長（菊田俊夫） ここで、暫時休憩いたします。

午後1時より再開いたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

副議長（菊田俊夫） 時間が早くなりますが、休憩前に引き続き会議を開きます。

3 番 向峠茂人君。

3 番（向峠茂人） 議長より一般質問のお許しがありましたので、通告どおり少子化対策について3点ほど町長に質問いたします。

第1点として、日本に住む日本人の人口が減少したのは、終戦前後のデータの無い時期を除けば、1899年、明治32年以来初めてであるそうです。人口減少は国のあり方に深くかかわってきますし、労働力が減って、経済成長が減速し、また高齢者に給付される年金や医療費などの社会保障の財源を賄う支え手の減少を招くことにもなります。

人口減少の原因はいろいろな要素が考えられますが、一般的に言われているのが未婚化、晩婚化、離婚が進み、核家族も形成しない夫婦だけの家庭、単独世帯も珍しくなく、また女性の高学歴化、それに伴う社会進出や自己実現志向が子供を産まなくなったことも原因だと言われております。

そして、テレビ、コマーシャル等に必ずと言っていいほど夫婦と男、女の子2人の映像が目に入ってきます。このような画像を毎日のように見せられていると、家族とはこれなんだと、いわゆる洗脳されてしまうのではないかと。マスコミ、メディアにも少子化の原因の一端があるのではないかと考えたい。

また、若者が地元に残らない要因として、仕事場が余りないこともありますが、結婚して子供が欲しいと思っても近くに産婦人科の医師がいないというのも地元に着しない理由の一つだと言われております。

2番目として、少子化の対応を考えた場合、民間、すなわち企業等の協力が大変大きいものと考えられますが、行政と企業に要望したい問題点を少し挙げてみますと、まず財政的な支援も大事であるが、育児休業の充実など子育てができるような働き方を支える政策が必要だと思われます。出産で退職し、再就職しようと思うと、安い賃金のパートしかないのが現状だと思います。そんな状況では将来は託せないし、少子化対策としても正社員との賃金格差を是正すべきであると思います。そして、保育料の引き下げも大事ですが、また無料化、質の高い保育の確保、女性が柔軟に働ける制度の構築が急がれるのではないかと。また、児童手当など個々の数字をさわるのではなく、子育てで雇用など少子化にかかわる問題を広く精査し、一貫性のある施策にしなければならないと私は考えます。

県知事の発言にも、子育て支援が企業の直接的メリットにつながる仕組みが必要と述べ

ているように、当町においてもぜひ県と二人三脚でその仕組み、制度の確立に頑張ってもらいたいが、町長は何か官民連携の支援策を考えているのか伺いたい。

3点として、少子化対策の支援策として、ホームヘルパーの導入を考えてみてはどうか。高齢者に対してのサービス事業と思われがちなサービス事業ですが、少子・高齢化社会と言われている現在、対極にある少子問題についても対象としてはどうか。

二世帯、三世帯同居の大家族であれば余り問題も起こらないでしょうが、当町の住宅団地等にも若い夫婦がたくさん入居しています。そうした家庭で、出産前後の母親の負担は相当なものがあります。母親が健康ならば余り問題も起きないでしょうが、病気等で寝込むようなことがあると大変なことになりますし、またそうでなくても両親が遠くに離れているような場合で、日常生活に支障を来すときに経験豊かなホームヘルパーを派遣し、食事の世話、洗濯、掃除等の家事や助言、または相談を行う制度を創設してはどうか。安心して子育てをする環境でないことが少子化の原因とも言われ、こうした支援体制の整備が安心して子供を産むことになると思うが、ホームヘルパー派遣制度の創設を町長はどう考えているのか、所信を伺いたい。

少子化対策は大変重要ですが、ただ予算のばらまき行政ではあってはならないと思うし、どの分野に最も効果的な予算を投入すればよいか見きわめることが一番大事なことだと思います。

また、当町においてもフリーターやニートと呼ばれる人たちに対しても正規雇用の機会をふやし、収入が安定するように支援するのも少子化対策と言えるのではないかと私は考えます。財政が厳しいから何も事業ができないというのでは、余りにも芸がなさ過ぎます。潤沢な財政ならばだれでも仕事ができます。この少子化対策は絶対避けて通れない問題です。

国レベルで大変申しわけありませんが、フランス、スウェーデン、ノルウェー、イギリスでは、政策で少子化を克服している事例があります。一地方自治体だからといってできない政策ではないと思います。

平成17年度は3町村の持ち寄り予算で、町長の指導力を発揮できなかったかもしれませんが、18年度の当初予算を見る限り、持木カラーが全然見えてないのです。財政が厳しいからということで、総務と企画財政に押し切られたような感じがしてなりません。これでは、持木町政が能登町をどのようにするのか町民に全く伝わってこないのです。

子供は未来の国の宝と申します。子供たちがふえることによって、多種多様な経済効果

が生まれてきます。少子対策費は、言うなれば能登町の先行投資につながると考えればよいのではないかと。持木町政において、少子化問題を最重要政策と位置づけ、真剣に取り組んでいただきたい。将来的に若者が住む町、住んでみたい町能登町と言われるような、そしてまた少子化対策では先進の町能登町と言えるような町に頑張っていただきたいと思います。

町長には通り一遍の答弁でなく、若者が、またそして若い夫婦が希望の持てる、一步も二歩も踏み込んだ力強い所信を述べていただくことを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

副議長（菊田俊夫） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 議員ご質問の少子化対策についてであります。まず当町の少子化の現状を少しお話申し上げたいと思います。

合併前、旧3町村の出生数は、5年前の平成12年度からほぼ横ばいで120人台を推移していましたが、平成16年度では139人でした。また、18歳未満の人口は平成12年度が3,977人で、平成17年度が3,112人ということで、今後の21年度の見込みとしましては2,462人となる見込みであります。

今日の少子化は、議員もおっしゃるように未婚化や、あるいは晩婚化に加えて新たに夫婦の出生力そのものの低下も大きな原因として指摘されております。子育ての経済的、精神的負担や仕事と子育ての両立の難しさなどを考えていかなければならないさまざまな社会的、経済的な課題があるというふうに思っております。

また、官民の連携の支援策につきましては、能登町次世代育成支援行動計画を平成17年3月に作成したときに、子育て支援に関する意識あるいはニーズ調査を実施しております。その中で、子育て支援について充実してほしい施策として、「保育所等の費用負担の軽減」が64.9%と最も高かったです。次に、「子連れで楽しむ場の増設」が59.5%、また「企業への改善の働きかけ」が第5位で18.7%という結果でした。

また、子育てについて悩んでいることにつきましてのアンケートでは、「仕事が十分にできない」と答えた方が就学前児童の保護者では27.7%、小学生の保護者では17%という結果でありました。女性の就労が進んでおり、子育てと仕事のバランスが保ちやすい環境を整備することが重要であるというふうにも思っております。

そのような意味でも、企業の社会的責任は高まってきておりまして、従業員の育児や家族介護、地域消費者などに配慮しなければ、短期的な利益は得られても長期的な存続というのが困難になってくるというふうにも思います。男女ともに子育ての時間を確保できる働き方、あるいは安心して働き続けられる安定した雇用機会が必要であり、企業にも地域社会をよくする役割を期待しているところでもあります。

平成15年7月に政府、地方自治体、企業等が一体となりまして、次世代育成支援対策推進法が制定されました。市町村及び県は、その行動計画を策定しますが、企業にも一般事業主行動計画の策定を義務づけており、少子化対策に関しましては、国、地方公共団体、企業等が一体となって総合的な取り組みを推進する必要があるというふうにも思っております。

また、育児、家事支援におきましては、能登町では町が認定しました子育て経験者、いわゆる保育ママがみずからの経験を生かしまして、自宅や地域において子育て家庭への幅広い保育サービスを行う能登町保育ママ制度があります。

保育ママの業務といたしましては、病気回復期の児童の自宅または保育ママの自宅で一時的に保育を行うこと。2番目としましては、出産後の家事や育児が困難な核家族家庭や多胎児の家庭に対しまして、身の回りの世話や新生児のケアを行うこと。3番目としまして、保護者が傷病、入院等で育児が困難となる場合に、当該児童の自宅または保育ママの自宅で一時的に保育を行うこととなっております。

また、石川県の方では育児の援助を受けたい方と育児の援助をしたい方を会員として登録し、育児の援助活動を支援するいしかわ緊急サポートネットワークを昨年9月にスタートさせております。近くでは、緊急サポート珠洲センターが設置されております。急な残業や出張等による子供の一時預かりや病児、病後児で保育所等への通所が困難な子供の一時預かりを行えることとなっておりますので、そういった方にはぜひこういった制度をご利用いただければというふうに思っております。

副議長（菊田俊夫） いいですか。

3番 向峠君。

3番（向峠茂人） 町長にちょっと物足りない点が一つあり、1点だけ。

私も申したとおり、この少子化対策を持木町政の中において、今後どういう体制で対策

を進めていくのか、その意気込みがちょっと感じられませんでした。

私は何回も申すとおおり、この少子化問題は連日、新聞、テレビ等にもニュースにならない日はないほど問題になっております。そういう点で、ほかの自治体にも先駆けてひとつ、知事もこの間の選挙戦にはこのこともうたっておりました。そういう意味においても今がチャンスかと思っておりますので、大変苦しい財政と思いますが、人よりいち早くこの少子化問題に対しては一生懸命職員とともに頑張っていきたいと思っておりますので、ひとつその心意気をもう1回答弁を願って、私の質問終わります。

副議長（菊田俊夫） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 少子化対策というのは決して一自治体の問題ではないと思ひますし、国家レベルでの対策がこれは必要かというふうにも考えております。

また、能登町におきましても18年度は非常に財政厳しい折ですが、いろんな子育て支援の環境を整備しております。先ほど、午前中の志幸議員の答弁にも答えさせていただきましたが、学童保育の増設、あるいはひとり親家庭への医療費の助成や母親クラブへの補助、また乳幼児医療の助成、乳幼児検査、あるいは離乳食教室なども行っておりますし、そういった意味ではこれが100%ではないと思ひますが、もっともっとアイデアを出しながらそういった現在子育てをやっている方々の支援、あるいは制度も考えていかなきゃならないと思ひますが、できる限りの環境は町としては整えていきたいというふうに考えております。

副議長（菊田俊夫） それでは次に、2番 南正晴君。

2番（南正晴） それでは、通告してありました地域包括支援センターの件について質問いたしたいと思ひます。

先ほど午前中、鶴野議員の質問時に総務課長の答弁の中にも出てきましたが、今回、介護保険法が改正され、市町村に地域包括支援センターを設置することが義務づけられております。

この地域包括支援センターの役割としては、地域の高齢者の状態を把握し、介護予防の推進を図り、高齢者や家族の総合的な相談を受け付け、支援をする。高齢者の虐待の防止

と権利擁護のための活動を行う。また、よりよい介護のためにケアマネジャーへの支援を行う等、そのようになっております。

この地域包括支援センターの四大機能といたしましては、共通的支援基盤機構、総合相談支援・権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントが挙げられております。漢字で読むと非常に難しく、私もなかなか理解できないんですが。この中で、保健師と主任ケアマネジャーが主に担当する包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの仕事量というのがありますが、これがどのくらいになるのかお聞きしたいと思います。

私の試算では、まず包括的・継続的ケアマネジメント支援、これは要支援1及び要支援2の方々に対してケアプランを作成する仕事です。現在の要支援認定の方はもちろんのこと、この4月から改正される保険法により、現在要介護1の認定を受けておられる高齢者というか介護を要する方々が、そのうちの7割から8割が要支援2という段階へ移行してくると予測をされております。そうすると、当町においてはその対象者が400名前後になるのではないかと考えられます。すると、4月の法改正後で、この方々のケアプラン作成が果たして間に合うのか、これを疑問に思います。

また、介護予防ケアマネジメントにつきましては、これは現在要支援等の認定は受けていませんが、いずれはそういった認定が必要になるであろうということが予想される虚弱な高齢者の方々やハイリスクな高齢者の方々のケアプランを作成するという仕事になりますが、これも当町の65歳以上の方々の人口の約5%が対象になってくだろうと考えられております。そうすると、当町の高齢化率から計算すると350名前後になるのではないかと考えられます。

あくまでも試算の上で申し上げるのですが、包括的・継続的ケアマネジメント支援の対象となる要支援1、要支援2の方々が400名前後、介護予防ケアマネジメントの対象となる特定高齢者が350名前後ということを考えますと、合計で750件前後のこのケアプランの件数を2名の職員でこなすことになるのではないかと考えられます。現在、ケアマネジャーが月に50件のケアプランを作成しているということを考えると、物理的には非常に不可能な数字ではないかなと思われま。

来年度の介護保険特別会計の予算書を見る限りでは、この主任ケアマネジャー、介護福祉士、保健師が各1名の合計3名ではないかと思われましますので、それで十分なのか。今の件数を考えると少し不安を覚えるものでございま。

私の独自の調査では、近隣の市町村、珠洲市では5名体制、輪島市では8名体制、穴水町が4名体制でこの計画をしているというふうに聞いております。当町においてはこの3人で本当に大丈夫なのか。この人員配置で本当によいケアプランを作成することができるのか、町としての意見をお聞きいたしたいと思います。

また、法改正により現在要介護1の認定を受けていらっしゃる方々がデイサービスや短期入所等のサービスの利用をされているわけですが、これが要支援2という形の認定に変わってくると今まで受けていたサービスが受けられなくなってくるのではないかと思います。保険料が値上がりし、法改正によりサービスが受けられなくなるという高齢者の方の不安な声もありますので、このあたり、現在の利用者にとどの程度の不利益が出てくるのか。その辺もあわせてお聞かせ願えればと思います。

以上です。

副議長（菊田俊夫） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） ただいまの南議員のご質問に答えさせていただきますが、今回の介護保険法の改正における目玉の一つとして地域包括支援体制の創設が挙げられるというふうに思っております。

このことは、介護保険法第1条に規定されております高齢者の尊厳の保持を目的に実施されるもので、総合性、包括性、継続性を持って、一人一人が住みなれた町で最期までその人らしく生きることを保障するために実施されるものでありまして、その中核を担いますのが議員おっしゃる地域包括支援センターであるというふうに解釈しております。

当町におきましても、4月1日の設立を目指しまして今現在準備中ではありますが、議員がおっしゃるように社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師の3職種がお互いに協力し合いながら、共通的な支援基盤構築、総合相談支援・権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの四大業務に当たるというふうになっております。

ご質問の人員配置につきましても、私自身は5名程度の配置が必要になるのではないかなと思っております。それだけの有資格者の配置は他の部署の業務にも影響があり困難ですので、関係部署との連携協議を図りながら適正な人員を配置したいと考えております。業務の停滞によりまして、住民の皆様にご迷惑をおかけるすことのないよう努める所存でありますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

仕事量、サービスの内容につきましては、担当課長より説明させていただきます。

副議長（菊田俊夫） 長寿介護課長 志幸幸三君。

長寿介護課長（志幸幸三） 南議員の質問にお答えいたします。

介護保険制度におけます保健師、主任ケアマネジャーが主に担当する包括的・継続的ケアマネジメント支援、また介護予防ケアマネジメントの仕事量はとのことですが、議員さんのお話の要支援1、要支援2、特定高齢者と私ども言っておるわけですが、虚弱な方的高齢者の方なんです、合わせて今ほどは750人相当の人数が出ておりますが、議員さんのお話の750人は少し後のことかと思いますが、しばらくとしての私どもの課の対応の人数としましては、まず要支援1、要支援2で370人、それと特定高齢者は約100人、合わせ470人を見込んでおります。

そこで、民間での町内7カ所事業所及びサービスセンター、これは従来の在宅介護支援センターにケアプランの作成の協力をいただきながら運営していく方向で現在事務を進めているところです。

それともう1点のご質問の要支援1、要支援2に変更になるとサービス内容に不利益があるのかどうかということなんです、議員さんのおっしゃるとおり要介護1から要支援へ下がりますと、老人ホーム等に入所、特養老人ホームですが変更になろうかと思えます。それと、要支援1、要支援2はサービスの的中身が変わってくる。重度にならないようなそういう筋力トレーニングとか、そういう事業が組み込まれて、これからなります。

以上が私の答弁といたします。

副議長（菊田俊夫） 2番 南君。

2番（南正晴） それでは、担当課長に再質問させていただきますが、私はこの要支援1、2の方が400名前後に対して、担当課長は370程度。それから、ハイリスク高齢者、虚弱高齢者が私は350ですが、担当課長100名程度と言いましたが、私は年間通じてこれくらいになるんじゃないかという数字で今申し上げたんですけれども、課長との数字のずれがある点をもう一度説明をお聞きしたいんですが。

副議長（菊田俊夫） 長寿介護課長 志幸幸三君。

長寿介護課長（志幸幸三） 議員さんとの数字のずれの関係の話なんですが、350人の方が4月1日より即なるということはないのでございまして、6月か7月ごろに健康相談とか診断とかありまして、段階的といいますか、徐々に人数がふえていくということで、今ほど議員さんがおっしゃられました5%、この数字は即対応ということにならなくて、6月か7月ごろに健康診断をされた内容を確認しまして、徐々にふえていく形と相なります。よろしくをお願いします。

副議長（菊田俊夫） 2番 南君。

2番（南正晴） わかりました。

ぜひ4月の法改正より、現在この介護保険の適用を受けている方々の、特に私先ほどより心配しております要介護1の方々が要支援2に回ることにより不利益をこうむらないように、担当課でぜひ善処していただきたいと思います。

以上で終わります。

副議長（菊田俊夫） それでは次に、12番 石岡安雄君。

12番（石岡安雄） 私が通告いたしました3点を町長にお尋ねしたいと思います。

まず、融雪装置の設置についてです。

この冬の豪雪は予想をはるかに超え、除雪費も当初予算の4倍にも膨らんだことは、貧乏な我が能登町においてはダブルパンチでもありました。物流の多い時期である12月からの積雪は、日常生活にも大きな影響を及ぼし、各方面、各産業にも多大な損失を発生させ、自然の脅威をまざまざと見せつけました。この12月からの積雪で交通機関はずたずたに麻痺したことは記憶に新しいところであり、除雪対策のおくれや不備を露呈させ、また教訓にもなったと思われます。

私が住む旧内浦町においては、物流の大動脈とも言える急勾配の町道1級久里川尻越坂1号線は、町の産業にもかかわる重要路線でもあり融雪装置の設置が必要不可欠と思われます。能登町にこのような重要路線が随所にあり、交通の安全対策としても、除雪費の削減対策にも融雪装置は有効と思われます。現在、能登町に設置されているところは5カ所

あり、3,430メートルにわたり稼働し、効力を発揮しております。

先般の議案質疑において課長答弁にもありましたが、河川水の確保ができるようなら検討する余地があるとのこと。この町道の河ヶ谷地内は河川水の確保ができる場所でもあります。また、河川水に限らず公共下水道の浄化センターから処理され、きれいになって排出される水は、例えば小木処理場では毎日少なくとも100トン以上、多い日は200トンをはるかに超える水が流されているのです。この水を町道1級小木市之瀬1号線やこの町道に交わる県道の融雪に利用するように検討してはいかがでしょうか。

2点目です。バス停待合所の整備についてです。

のと鉄道が廃止されもう1年が過ぎるわけであります。鉄道の廃止と町村合併が1カ月違いという慌ただししいタイミングでもありましたが、バス待合所の整備は全くと言っていいほどお粗末でありました。昨年の末、おくれればせながらバス待合所が新しく8カ所ですか整備されたのです。

現在、この能登町においては70を超えるバス停が設置され、住民の方々に便宜を図っているのですが、しかしながらまだ待合所の整備がされていないバス停も数カ所あり、早急な整備が待たれています。未整備ながら利用者の多いバス停もあり、何らかの事情でおくれているものと思いますが、一日も早い整備を望んでおられるのです。いつもいつも天気のいい日ばかりとは限りません。雨、風の中、傘を差して待つことは、交通弱者にとっていつときではありますがつらく長い待ち時間であることを忘れてはなりません。

今後の整備計画並びに維持管理はどのようにすることがふさわしいのか、町長の考えを聞きたいと思います。

3点目です。道路標識、案内看板についてです。

珠洲道路が完成し、穴水ー金沢へのアクセスが短縮されて久しいが、穴水ー金沢方面より能登へ向かう場合、珠洲道路は珠洲が終点となることは言うまでもなく、旧能都、旧内浦に関していえば珠洲道路からの枝になる分岐がわかりにくく、いまだに通り返る車両が多いと聞きます。現在の道路標識や案内板では事足りないのではないのでしょうか。

今回の町村合併により、珠洲も含めて能登町だと誤認されているケースもあります。町名が新しくなった今、能登町の知名度のアップにも、能登町として能登町らしい独自のものが必要であると感じます。県外はもとより初めて能登へ訪れる方に、「ようこそ能登町へ」と歓迎の気持ちを込めて、「能登は優しや看板までも」と言われるくらいの親切があってもよいのではないのでしょうか。

今回私は、一般質問で交通問題に関してさせていただきました。答弁は企画財政課が主に担当されたものと思いますが、交通問題に対応する対策の窓口、担当を町民のわかるように常設することはできないものでしょうか。

以上で質問終わります。

副議長（菊田俊夫） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、議員ご質問の第1点目の融雪装置についてなんですが、現在、能登町管内では河川水を利用した消雪装置は、町道では6カ所、国県道では2カ所設置されております。いずれも河川水を取水ポンプによってくみ上げ、消雪パイプによる散水方式で行っております。冬期間の交通確保のための道路除雪対策としては、機械除雪作業によるもの、また消融雪装置や流雪溝など固定施設によるものに分かれております。

町道の除雪については、経済性、機動性などを勘案しますと、やはり機械除雪作業による体制が主体となっております。しかしながら、今冬のような豪雪では、市街地や家屋連檐部は機械除雪後の堆積スペースが確保できなくなったり、交通渋滞や事故が多発、そして日常生活に支障を来すだけでなく、物流や救急活動等にも影響を与えますので、地理的あるいは部分的に消雪装置の設置が必要だというふうにも思っております。

今年度は、宇出津市街地の2カ所で河川の水量などの調査及び消雪設備基本設計の業務を委託して消雪計画を進めております。今後は、特に市街地や急勾配区間の消雪について計画的に河川水を利用した消雪装置や融雪装置の設置を、財源も含めまして検討していきたいというふうに考えております。

また、下水処理浄水を消雪に利用できないかというご質問であります。消雪装置の水というのは地下水、河川水、その他の水源、そして下水処理水などを利用して消雪を行うわけなんですが、現在、県内で下水処理水を消雪として再利用しているのは金沢市で2カ所あります。言いかえますと、石川県内では2カ所しか実施していないということでもあります。

ここで、やはり一番問題になるのが処理場の放流量に対する消雪可能散水量と消雪面積であるというふうに思います。金沢市の処理放流量と散水面積を単純に比較しますと、金沢市の犀川左岸浄化センターの日平均放流量が2万4,123トンあります。これで約6,000平米、延長にしまして815メートルの4車線を散水しております。

これに対しまして、町内の処理場というのは現在17カ所あるわけなんです、議員がおっしゃった小木の100トンから200トンもちろんその一つであります、一番多い宇出津処理区の例を例えさせていただきますと、宇出津処理区で日平均放流量が487トンであります。これを散水面積に換算しますと、120平方メートル、幅員を5メートルの道路としますと24メートルしか散水できないというのが現状であります。今後、下水の加入者がふえたとしても、処理放流量が最大能力でも100メートルしか散水できないということになりますので、能登町としては非常に下水処理施設での経済性、効率性を考えると、下水処理水を利用するのは難しいんじゃないかなというふうにも思います。

次に、バス待合所の件であります、昨年、のと鉄道能登線の廃止によりましてバス転換が進められ、利用者の増加が見込めることから、利用者の利便性の向上を目的としまして、16年度に2棟、17年度に建設中を含めまして9棟を、国、県の補助事業を活用して整備されております。今回整備した箇所は旧町で計画されたものが主で、公共性があるところや利用者が多く、町会、区長会で用地提供ができ、完成後の維持管理を行っていただける箇所を優先して整備したものであります。

ただ、18年度から県の方でも財政事情も厳しいことから、17年度のような高い補助率の事業がなくなってきております。また、バス待合所は町会、区長会の所管であることを前提としまして、町独自の補助要綱を策定したいというふうに考えております。

事業主体となります町会、区長会に対しまして、上限を定めた補助金を交付することで要望にこたえたいというふうに考えておりますので、さらなる皆さん方のご理解、ご協力もいただきたいと思います。

次に、案内看板についてであります、現在、県の道路案内標識は市町村合併に伴いまして実態と乖離した状態となっているところもあります。県の方では、1年間の猶予期間を設け逐一予算化し、取りかえる予定で進めており、平成18年度から設置取りかえ工事に移行する予定とのことであります。工事に入る前に、町と事前協議を行いまして表示する地先の名称等を決定し設置するとのことでありますので、ご理解いただきたいと思います。

また、能登町らしい独自の案内板ということではありますが、観光などの施設誘導案内板のことと思いますが、設置する場合は必要性、安全性、県の案内標識との統一性、乱立などによります道路占用について、県の方と十分協議しなければならないと思っておりますし、案内板1基当たりの設置費用は当然大きさにもよりますが約200万から300万程度にな

ります。費用の財源はすべて町の一般財源ということになります。

また、能登町らしいイメージということでは、本年3月1日に町の花、木、鳥、魚が制定されたところであります。今後どういうデザインが能登町らしいのかを、財源も含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

次に、交通対策の窓口設置についてであります。現在、町の職務分担を大きく分けると、交通安全に関することは総務課、公共交通に関することは企画財政課、そして交通安全施設に関することは建設課というふうになっております。17年度は合併直後ということや、のと鉄道能登線の廃止に伴うバス転換等もあり、住民の皆様にはご迷惑をおかけしたのではないかと考えておりますが、今後は複数にわたる業務につきましては横の連絡を密にして、そしてサービス課の機能を十分に生かしながら職務に当たらせたいと考えております。

ただ、窓口設置につきましては、能登町の定員適正化計画にも照らし合わせた上で、担当職務の内容や職務の量を精査し検討したいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

副議長（菊田俊夫） それでは次に、28番 小路礼一郎君。

28番（小路礼一郎） 私が通告いたしました質問3件について、町長並びに教育長に順次質問いたします。

初めに、行財政健全化について伺います。

このことについては、初日の質疑や先ほどの鶴野議員の質問にもダブる点もあるかと思いますが、あらかじめご了承のほどお願いいたします。

新生能登町が融和と夢のあるまちづくりを目指して発足して1年を経過しましたが、経常収支比率102%台、起債制限比率や公債費比率、いずれも3点セットで県下でワーストワnkラスであり、平成17年度末の地方債現在高見込み額が一般会計で290億4,800万円、9特別会計を合わせた町全体が455億6,900万円という巨額に達しています。

新年度、平成18年度の一般会計予算は前年対比13.2%減の130億9,000万円で、財政調整基金4億円を取り崩し、年度末基金残高が5,884万円と財政硬直化の極限に至っています。

町長は、合併協議会のトップとしてこのような新町の財政状況を予測されていたのか。予測されていたとしたら、合併前に住民への納得される情報開示の説明が十分なされ

ていたのか。合併新町にバラ色の期待を抱いていた町民の多くは、こんなはずではなかったとの失望の念を感じている方が少なくないと思います。

財政基金が底をつき、一般会計総額の2倍を超える起債残高を考えれば、早晚赤字団体への転落も当然考えられます。自治体は赤字が標準財政規模での年間収入の20%を超えた場合、国へ財政再建整備団体指定を申請することができ、財政の再建団体に指定されることになります。これは民間企業でいえば破産であり、原則、単独事業は不能となり、公共料金等の住民負担アップや税のアップも避けられません。そういう理由もあって、全国的には赤字自治体は1991年の福岡県の赤池町を最後に申請をしている自治体はありません。

能登町も行財政健全化については、まず事務事業の徹底的な見直し、特に単独事業の抑制を最優先に取り組むべきであります。初めに人件費、特に職員給与の削減ありきでは本末転倒の感もあると言えるのではないのでしょうか。

自治体職員の給与は地方公務員法で生活給に位置づけられ、人事院規則で国家公務員に準じて運用されています。国家公務員と地方公務員の給与ベースは、ラスパイレス指数で示されますが、これは国家公務員を100としての比較指数ですが、平成14年度の全国自治体平均が100、町村平均が93.7、当時の内浦町が90.1、能都町が89.6、柳田村が86.2であり、問題は男女格差が非常に激しく、一部女子職員は70%という状態であります。平均値では全国で2,700番台にあるという非常に低いレベルであります。人件費総額の経常収支比率に占める割合は、平成12年度から平成15年度の3町村平均が26.4%で、類似団体の28.6%に比べても約2.2%低く、決して人件費が経常収支の悪化につながっているとは言えません。

一般的に税収に比較して人件費が高いという短絡的言説もしばしば聞きますが、これも地方財政制度上からは誤った見方と言えます。というのは、地方交付税制度の中で交付税算入に当たって職員給与費統一単価積算基礎及び職種別給与費積算基礎によって積算され、課長職40万3,100円、一般職員は22万5,000円から36万7,000円の平均値、管理職手当100分の12、その他手当も明確に積算され、専門用語では単位費用として交付税に算入されているものです。単位費用には、こういった交付税制度の解説に載っております。

したがって、これらに基づかない人件費の運用は交付税の目的外使用であるのみならず、言葉が少し過ぎますが、職員給与のある種盗み取り行動ではないかと考えられるのであります。

一方、来年度以降の人事院給与構造改正では、今後5年間で平均給与を4.8%引き下げることになっており、このことを受けて能登町同様、財政状況の悪化に対し職員給与の削減

を計画していた七尾市、羽咋市は、給与構造改革に吸収できるものとして給与削減を取りやめました。

政府は、国家公務員の５％削減を表明していますが、地方公務員の削減にもつながることは間違いありません。

現在、世界の先進国における人口１,０００人当たりの公務員数は、アメリカが８０人、小泉構造改革が見本としているサッチャー元首相のイギリスでは７３人、ドイツが５８人となっていて、日本が何と３５人であります。人は石垣、人は城という戦国武将の名言を、今改めて思い出さざるを得ません。

このような認識に立つとき、職員の勤務意欲や質の向上を図る見地から、今回の給与削減を退職時に補てんするなど配慮もあってしかるべきではないかと思いますが、どう判断されますか。

一方、事業施行では、単独事業のみならず補助事業でも政治的配慮を廃することは言うまでもなく、必要度、緊急度を厳格に選択し、継続事業も含めて事業は年数の繰り延べなどを図ることも考慮すべきではないかと考えます。

また、工事の落札率では、橋梁談合で知られる道路公団の平均落札率が９７．６％ということとを公正取引委員会では談合の疑い間違いなしと指摘していますが、県内金沢市の上半期平均落札率９３．２３％、電子入札が９０％、最低制限価格７５％の例に見られますように、能登町の落札率の極力低減化を実現するとともに、中期行財政健全化施策によるプライマリーバランスを町民に明確に提示し、真に融和と夢のあるまちづくりに、町民、執行部、職員、議会が一丸となって取り組めるシステムとコンセンサスの確立を目指していただきたいと考えるものであります。

次に、公共サービス改革について尋ねます。

政府は、公共サービスに競争を導入する市場テストについて今月初めに閣議決定を行い、今、国会に公共サービス改革法を提出することになっています。趣旨は、官市場を民間開放し、民間の創意と工夫で質の向上と経費の削減を目指すこととなっていますが、背景には郵貯資金の自由化を根底にした郵政民営化や、カナダ産に比べて低品質であるアメリカ産木材の輸入促進を図るための建築基準法の一部改正、牛肉の実質上の無差別輸出等々、アメリカによる一連の強い要請があったと言われています。

ともあれ市場化テストについては社会保険庁の国民年金徴収などで試行されてきましたが、今度の法律制定で一連の手続や法令整備を明記し、官民入札を本格化するとともに、

将来は民入札への方向づけも施行するものです。これらの内容は、地方自治法や地方公務員法の趣旨を逸脱し乗り越えることもあるため、閣議決定という超法規的手段がとられた側面が否めません。

さて、第1弾の対象業務として、年金保険徴収のほか公共職業安定所のキャリア交流プラザや人材銀行、地方公共団体の窓口業務が予定されています。具体的には、戸籍謄本等の交付の請求の受け付け及びその引き渡し、外国人登録原票の写し等の交付の請求の受け付け及びその受け渡し、納税証明書の交付の請求の受け付け及びその引き渡し、住民票の写し等の交付の請求の受け付け及びその引き渡し、戸籍の付票の写しの交付の請求の受け付け及びその引き渡し、印鑑登録証明書の交付の請求の受け付け及びその引き渡しなどになっていて、別名、市町村の1階フロアを無人化する法律と言われています。

2弾目には、地方税、国民健康保険税、介護保険税の徴収、水道事業、下水道事業、都市計画事業などが予定されています。

そして、これらの事業を民間が行うことで問題なのは、特に窓口業務関係では個人情報保護の面で情報漏えいに危惧の点が多くなることで、厳に留意の必要があります。また、自治体の担当職員は民間移行後定数外となるために、希望によっては落札業者に雇用され、給与等勤務条件は3年間だけ従来並みの保障はされますが、4年目以降は業者の提示によるものとされ、地方公務員法に定める身分保障は全く失われ、それこそ夢も希望も失う結果にならざるを得ない事態が予測されます。また、住民にとって心配されることは、民間に移行した場合、公正で安全な公共サービスを継続して受けられるかという点に甚だ疑問があることです。

耳目に新しいマンションなどの耐震偽装事件は、国、自治体が行ってきた建築確認審査を民間に開放した結果であり、いまだに責任の所在が明確にされず、被害者は泣き寝入りをするのみです。民間企業による窓口や徴収事務にどこまで公正な厳格さが維持できるのか。一方で、民間企業にとって官市場は確実な利益が見込めるとしたら、継続受注のためには1円入札も十分考えられ、それが利潤追及と相まって公共サービス低下につながりかねません。

内閣府は新法で参加資格やサービス水準を厳格に決めているため、守秘義務や丸投げ禁止などの措置を通じて不正防止はできるとしていますが、耐震偽装のように管理機構が十分に機能しなければ住民不在の制度となりかねないのが目に見えています。

このような見地から、地方自治体は住民保護と公正な公共サービスの提供の維持のため、

条例整備などにどのような姿勢で対応されるのかお聞きいたします。

終わりに、学童保育施設整備について、教育長の所見をお尋ねいたします。

本来、学童保育施設につきましては、児童福祉施設ですので教育長に質問するのは幾分所管外なのかもしれませんが、今後の幅広い方向づけも考慮して了承いただきたいと考えます。

さて、両親が共働きだったり、ひとり親の家庭が年々増加し、核家族化や国民生活白書で明らかにされていますように年間所得200万円以下の家庭が37.4%に達するなど、格差社会の増進に伴う低所得者層の拡大、その他少子化現象の中で学童が放課後帰宅しても兄弟や友達もいないという生活環境の動向には、これは決して健全なものでないことは言うまでもありませんが、加えてそのような家庭環境の学童に対する児童加害の犯罪発生も懸念されるところであります。

とかく今話題の格差社会の拡大による低所得者層の増加についてもう少し触れますが、本年1月3日の朝日新聞で報じられた東京都足立区における公立小中学校における文房具代や給食費、修学旅行費などのいわゆる就学援助児が1993年度15.8%だったものが、2004年度には42.5%に達したという衝撃的な記事が載せられましたことは記憶に新しいものです。全国平均では12.5%の状況の中で、本町も全く他山の石と言いがたい状況が高まりつつあるのではないのでしょうか。

さて、国では4年前、共働き家庭の増加などを背景に、2004年度までに学童保育施設を1万5,000カ所にすると目標を設定し、2006年5月1日で1万5,309カ所に達していることが全国学童保育連絡協議会の調査で明らかになっています。しかし、施設の増加数が3年前から伸び悩んでいるのに対し、利用する児童数は……。

副議長（菊田俊夫） 小路議員。持ち時間は1分になります。

28番（小路例一郎） はい。

ふえており、1施設当たりの指導員の目が行き届かない上、質的にも立ちおくれているのが現状であり、改善の要が指摘されております。今後、目安として小学校区に最低でも1施設が必要とされております。

したがって、児童福祉施設と学童保育施設については、今後財政上の問題もあると思いますが、小学校の空き教室、その他の公施設を利用して新設を考慮すべきではないかと思

いますが、この点いかが考慮されていますか、お聞きします。

以上、私の質問を終了します。

副議長（菊田俊夫） 小路議員の再質問はありません。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） それではまず、小路議員の財政健全化につきましてのご質問に答えさせていただきます。

まず、合併後の財政赤字は予測されていたものかというようなご質問だったと思いますが、合併の話が出てきたのは平成12年度のことです。本格的に動き出したのは平成13年度であり、当町の建設計画は国、県の指導によりまして平成14年度決算における財政事情をベースにして作成されております。もちろん平成15年度中に明らかになった普通交付税等につきましては修正を行っておりますが、平成15年9月より建設計画について協議を開始し、同年12月25日に正式提出という日程であり、この時点では財政収支がとれるという将来推計でもありました。その後、さらなる地方交付税や補助金の削減等によりまして歳入が減少しているというのが実態であります。

合併協議会では、財政事情がこのようなことが予想されなかったのかという質問のお答えとしては、当時から相当苦しい財政事情は予想できましたし、起債制限比率も経常収支比率も高い推移をすることが予想できておりました。しかし、合併による職員数の削減や経常経費の節約効果によりまして収支の均衡が保てるという建設計画を立てることができておりました。これができていたからこそ、国や県に対する協議が完了しまして、了承を得て国の告示がなされ合併が完了したわけであります。

また、苦しい財政事情の説明を住民に対して行ったのかということに関しましては、合併協議会の会長としまして、合併協議会内で2回、そして住民フォーラムにおきまして1回、現状と将来の財政状況を説明いたしております。また、協議会内の約束事としまして、財政計画を含む建設計画の説明は各町村単位で責任を持って行うこととされておりました。旧の能都町では平成13年度より各地区を毎年9月から12月にかけて説明会を開催させていただきまして、苦しい財政事情ではあるが、合併効果や経費の節減を行うことにより、何とか収支の均衡を保つことができ、平成15年度以降は財政状況も安定するという趣旨の説明を行ってきたところであります。

当然、当時の各町村で同じように説明されているものと了解していますので、よろしく
お願いいたします。

また、議員ご指摘のとおり事務事業の見直しによって財政健全化対策を推進することが
本旨であると認識しております。当町の財政構造の問題点を考えたとき、決して人件費で
はなく公債費、補助費等に問題があることは類似自治体の比較により明らかであります。
類似団体と比較しますと、人件費は低い方という結果が出ておりますし、補助費や繰出金
が高く、最も高いのが公債費であるという結果でありました。この原因は、人件費を抑え
ながらバブル崩壊後、国が進めてきた景気対策のための補助事業や単独事業を積極的行
ってきた結果であると言えます。

当町の財政構造を正常化する方法としましては、地方債の発行を抑制し、繰上償還を行
い、補助費等を削減するということになりますが、地域経済に与える影響を考えた場合、
本年度一気にこれを実施するというのも現実的ではないというふうに思っております。

今回の人件費の削減に関しましても、緊急避難的にやむを得ず行うものでありまして、
今後は行政改革大綱に沿って職員数の削減や事務事業の見直し等の合理化によって財政の
安定化を進めたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたし
ます。

次に、談合防止等による落札率の低減化であります。入札におきます落札率は、平成
17年度におきましては、現在までの入札を執行した391件に対しまして92.9%という落札率
であります。正常な競争原理が働いているものと思われま。

本年度は入札における予定価格の事前公表を行ったことも落札率の低減化に効果があっ
たように思いますので、今後もその効果を確認しつつ継続してまいりたいというふうに考
えております。

また、ダンピングによる粗悪な工事の結果というのは、後年度において管理費用が増大
するなどの財政負担を伴うばかりか安全確保もおぼつかないということも想定されます。
金額だけではなく、発注者である町の意図に対して、いかに有効な技術や施行体制などの
提案をしていただけるか、また過去の請負に対する評価なども含めて、総合的に判断して
いく総合評価型の入札方式の導入についても調査、研究をしていきたいというふうに思い
ますし、また最低制限価格、低入札価格調査制度など充実を図りまして、成果品の品質の
確保を図るとともに、落札額の低減化を図っていきたいというふうに考えております。

また次に、公共サービス改革についてのご質問であります。国におきましては今年の

12月24日、行政改革の重要方針について閣議決定されまして、小さくて効率的な政府の実現に向けてさらに行政改革を推進するため、さまざまな行革方針が盛り込まれております。この方針の中で規制改革、民間開放の推進の項目があり、議員ご指摘の市場化テスト制度もこの項目の中に盛り込まれております。

市場化テスト制度とは、議員がおっしゃるように公共サービスの提供につきまして、官と民が対等の立場で参加する競争入札を実施し、価格と質の両面でよりすぐれた方が落札して、その公共サービスを提供する制度であります。これは、官が独占してきた公共サービスにつきまして競争原理を導入し、これまでの官における公共サービスの提供のあり方を改革するものであります。

本町では現在、行政改革大綱及び実施計画を策定中でありますが、本制度の導入については盛り込んでおりません。この法律は、まだ制定されておきませんので、具体的なことは申し上げられませんが、町といたしましても来年度以降導入できる公共サービスの調査、研究を行いながら、国の状況を見ながら必要に応じて対処していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

副議長（菊田俊夫） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 小路礼一郎議員のご質問にお答えいたします。

学童保育の施設整備について、本町の実情と今後の対策を尋ねるについてであります、学童の安全確保、また児童の放課後などの指導に関して、その対策の必要性は議員を初め皆さんがご心配されているとおりであります。

学童の保育という点では厚労省、また児童の指導、育成という点では文科省と、法の適用は少し異なっているわけですが、当町において共働きやひとり親家庭など子供たちを取り巻く環境はさまざま、その対策の必要性は十分理解しておりますので、健康福祉課と連絡を密にして取り組んでまいりたいと思います。

それで、本町の実情であります、現在のところ、松波小学校区では松波保育園、宇出津小学校区ではこども未来センター、柳田小学校区では笹ゆり荘の3カ所で放課後の児童クラブがあり、18年度には鶴川小学校区で1カ所予定されております。残る神野小、真脇小、小木小学校区については、現在進めております学校再編をにらみながら設置について検討を重ねてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

副議長（菊田俊夫）　ここで、暫時休憩いたします。10分間休憩いたします。

午後2時　分休憩

午後2時33分再開

副議長（菊田俊夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番　河田信彰君。

1番（河田信彰）　今回私は、この町行政、役場、そして職員における町民が身近に感じていることについて質問並びに提案をさせていただきたいと思います。

世間一般では景気が上向きになってきているとはいえ、まだまだ私たちが暮らす地方ではその動向が低迷しているように感じられます。とかく役場の職員等に至っては、その言動が目につきやすい状況かもしれません。

行財政改革が進む中、町長も常日ごろ職員の意識改革が必要だと言っておりますが、いま一度襟を整え、一人一人が危機感を持ち、行政はサービス産業であるという意識で町民の声に耳を傾けてほしいと思いますし、もっと地域の行事、活動等に溶け込み、地域のニーズを直接感じる必要があると思います。

合併後1年がたち、課の組織運営、職務の内容等が構築されてきたと思われます。先日、行政改革推進本部が策定した町行政改革大綱案にも盛り込まれているかと思われますが、新たな行政課題や多様化する住民のニーズに対応するため、簡素で効率かつ機動的な組織体制を整備することで、3Fといいますがフラット化、フレキシブル化、フロント化を実施し、それに応じた事務分掌の変更を行う必要があると考えます。現行のピラミッド型組織では組織階層が大規模であるため、情報伝達、意思決定に時間を要し、組織の統一化、責任の明確化が十分に図れていないように思われます。

そこで、各課の意見を集約し、再度組織を見直し、課の統合や廃止といった組織のスリム化や、または新たな課の設立を考えるべきではないかと思われるのですが、いかがですか。

次に、職員の勤務時間帯に幅を持たせ、就労の定時を後ろ倒しすることで、時間外勤務手当を抑制し、より柔軟な住民対応とサービスの向上を図るため、時差出勤の導入はでき

ないものかお聞かせください。

以前、旧能都町のときは、たしか一時期、水曜日をノー残業デーと位置づけていた記憶がありますし、現在でも窓口業務を木曜日に限り1時間ほど延長していると聞きますが、住民へのサービスの幅を広げ、戸籍、民生、税務部門など窓口業務の需要が見込まれるほか、介護保険や生涯学習課職員による公民館活動など定時外の仕事が多い職務にも対応できることや、保育所等での延長保育の時間の拡大が望め、さまざまな分野で効果が期待できるものと確信しています。

職員の人数が多いと言われる中、電気代等経費の問題もあるかとは思いますが、全職員を対象にこの時差出勤制度について導入できるのか、またする気はあるのかをお聞かせください。

最後に、公共料金支払い方法の見直しについてお聞きします。

現在、都会では住民の生活スタイルが変わってきており、銀行や郵便局よりもコンビニのATMを活用される方も多くなっているとの聞きます。1972年に日本で最初のコンビニが誕生して以来、豊富な品ぞろえと深夜でも手軽に買い物ができる便利さが支持を得て、今や4万店を超えると聞きます。

以前からコンビニでは電気、ガス、NHK受信料、NTT電話料金の支払いが可能でしたが、2003年4月の地方自治施行令第158条等の改正により、現在では社会保険料、国民年金保険料、住民税や自動車税などの地方税についてもコンビニ等私人における収納が可能ならずです。24時間営業のコンビニは時間にとらわれず納付できることから、平日に金融機関に出向くことのできない住民にとっても便利なサービスと言えます。

滞納整理及び徴収率のアップ、納税者の利便性の向上を図る上で、ぜひ金融機関や郵便局に限られていた町の関係する公共料金の納付窓口をコンビニにも拡大してほしいと考えますが、いかがなものですか。税法や町の条例等の兼ね合いもあろうかと思われませんが、まず実際に収納することは可能なのか。また、現在導入に向けて検討しているのかをお聞かせください。

以上で終わります。

副議長（菊田俊夫） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、河田議員の1点目の組織改革についてであります。行政改革

の基本目標は、未来に向けての新たな行財政運営の基盤を築くことにありというふう思っております。

ご質問にあります組織改革ですが、今現在、分庁方式による3庁舎と2支所、1出張所の施設があり、23課8室の部署が設置されております。今後は、職員の定員適正化を推し進めていくため、事務事業を見直し、業務の実態に応じた課の統廃合を行っていく必要があると考えております。

町民に軸足を置いた柔軟でスリムな行政システムの構築を目指し、町民にわかりやすい組織にしていきたいと考えておりますので、議員のご協力もお願いしたいと思っております。

また次に、時差出勤制度の導入についてであります。現在、広報情報推進課及び各保育所では早番、遅番のローテーションを組み対応しております。また、証明書等の発行など窓口業務を週1回ではありますが時差出勤で対応しております。

行政改革の実施計画の中には、この時差出勤制度の導入については入っておりませんが、その利活用につきましては今後部署ごとに検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、公共料金の支払い方法なんですが、町税の納入につきましては能登町役場では税務課、各サービス課、支所、出張所で、金融機関では指定金融機関及び6つの収納代理金融機関で納付ができ、休日を除く日の勤務時間または営業時間というふうになっております。また、直接納付が困難な方には、安全、確実な口座振替での納付をお勧めしているところでもあります。そして、能登町では206の納税組合が組織され、町税、国民健康保険税について組合納付も行われております。

地方税の歳入につきましては、私人の公金取り扱いの制限に関する条項からその取り扱いが指定金融機関等に限られていたところではありますが、議員ご指摘のとおり平成15年の地方自治法施行令の改正によりまして、収納事務を私人に委託することができるようになりました。具体的には、議員おっしゃるようにコンビニエンスストアでの納付であります。都市部で行われ始め、24時間営業であることから納税者にとっても利点となっているというふうに思われます。

県内自治体の動向を見ますと、コンビニエンスストアでの納付はまだ開始されておられません。金沢市で現在検討中というふうにも伺っております。

コンビニエンスストアでの納付につきましては、住民の便益の増進に寄与すると思われ

ますが、費用対効果を含めて確実に遂行するに足る経理的、技術的な基礎を有するかなど、今後の県内の他の自治体の動向を見きわめながら検討する必要があるというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

副議長（菊田俊夫） 1 番 河田信彰君。

1 番（河田信彰） 組織改革についてですが、まず課、室の見直しと職務の見直しですが、近隣市町村の課数を見ますと、事務局を除いて確かかどうか多少の違いはあるかと思いますが、穴水町が9課、珠洲市が16課2室、輪島市は部を除いて36課、ただしこれは門前との合併により同じ課名を門前総合支所に配置しており、実質27課ほどだと思われます。また、人口の似通った中能登町では19課1室となっており、現在能登町、病院の3課を含め大体23から25の8室ぐらいの大組織で、柔軟に対応ができるのか、見直しをする機会ではないでしょうか。

高齢化社会にある今、あるお年寄りはサービス課に電話をすると、担当課の電話番号を聞かされ、これはちょっと違う課になりますとたらい回しにされたり、やっと話を聞いてもらっても、ただいま担当者、係がいないので後ほど連絡いたしますなどと言われたと聞きます。

住民の方々は、何か困っているから役場に電話をしてきて、迅速な対応を期待して電話しているのです。それなのに迅速な対応がとれていない場合もある。こういった意味合いから、例えば補佐、主幹、係長等を廃止し、課長、室長、室員の3階層の組織を構築することで、情報伝達、意思決定のスピード化、組織の目的の統一化、責任の明確化が図れると考えるのですが、いかがですか。

それと、時差出勤についてですが、時差出勤制度については、他県の自治体は少しずつふえてきていると聞きます。当初は、やはり交通量の分散、渋滞、電車等のラッシュという都会の方でなされていたと思うのですが、それらに加えて時間外勤務手当の削減が可能となったことや、住民が仕事を終えても安心して要件を済ませることができるようになったことなど利点は多いと思われます。

一部の窓口業務や税務課職員へ導入はよく聞きますが、先ほども町長も言われていましたが、全職員を対象にして導入をしてみたいはいかがですか。

先ほどのコンビニの収納の件につきましてですが、システムや発送する納付書の修正等

にかかる経費について積算したことがありますか。それと、指定金融機関、郵便局には窓口収納の手数料や口座引き落とし手数料は現在幾ら支払っているのかをお聞かせください。

副議長（菊田俊夫） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、組織に関しましては議員のおっしゃるとおり、今後は課、室を例えば統廃合して非常にスリムな状態に持っていかなければならないというふうを考えております。今は、合併直後ということもありまして23課8室ができ上がっておりますが、今後はさらにこれを統廃合して課の数を減らしていかなければならないというふうを考えておりますし、また職員の対応に関しましてももう少しきちとした町民に対するサービス機関としての対応の仕方も指導していかなきゃならないのかなというふうにも思っております。

また、そういった係制ではなくてグループ制の導入ということも、能登町に根づくのかどうかも研究しなきゃならないと思いますので、単に他の大きな都市部でやっているから能登町に当てはめるということも無理がありますので、その辺も研究させていただきたいなというふうに思います。

次に、コンビニの件なんですが、今現在コンビニエンスストアでやっているのが横須賀市で水道料のコンビニ納入もやっておりますし、またクレジットカードでの軽自動車の納税等もやっている自治体もあります。そういった意味では、やはり住民の皆さんの便益を考えたときに、有利な部分もあると思いますので、今後の各自治体の動向を見ながら検討させていただきたいと思っておりますし、数字に関しましては担当課の方より説明させていただきます。

副議長（菊田俊夫） 税務課長 藤村秀雄君。

税務課長（藤村秀雄） 河田議員にお答えします。

コンビニのシステムの関係で、まだうちの方では計算をしておりません。平成15年度で税制改正がありまして、まだ期間がないこともありまして、今後勉強していききたいと思います。

それと、口座引き落としの手数料の件ですが、1件につき10円ということを聞いており

ます。

副議長（菊田俊夫） 1 番 河田信彰君。

1 番（河田信彰） 組織改革についてと時差出勤については、また検討して、やっぱり都会の方がしとるからうちには根づくのかそういうことじゃなく、やはり能登町独自の、持木町長独自の施策を打ち出して行って、先ほどからも諸先輩議員たちがよく言われていましてけれども、いろんな意味を兼ねてやっぱり突っ切って行ってほしいと思います。

うちの町を目標にして、ほかの県の財政困難な町の人たちもうちらのまねをできるような町にして行ってほしいと思いますし、もちろん私たちがそういうことに一生懸命力を尽くしていきたいと思ってさせていただいておりますので、またひとつよろしく願いいたします。

それと、コンビニの話ですが、県内では金沢市の企業局がガスとともに水道料金にも導入しているはずです。小松市や白山市も検討していると聞きます。やはりやろうと、いいことだなと思うことは、さすがにやっぱり都会というか、うちから見れば都会ですけど、都会の方ではもうやっぱり検討されているということなので、最小の経費で最大の効果を出す努力を今後もして行ってください。

済みませんが、またこれでよろしく願いいたします。

終わります。

副議長（菊田俊夫） それでは次に、16番 山本一朗君。

16番（山本一朗） 今回、2 点の質問をさせていただきます。

まず、学校給食の食育の関係の方面からいただきます。

学校給食において、近年、地産物の野菜や果物を使う傾向が石川県でも定着し、金沢市では市内小学校で調査したところ、2003年度に比べ今年度は約1.6倍にふえていることがわかりました。とはいえ、給食全体に占める地元産のパーセントは14.3とまだまだ低いと言わざるを得ません。最近では、孤食、偏食に見られるように、家庭での食事にも問題があり、食育の面にも栄養バランスのよい給食の役割は大変大きなものがあると言わざるを得ません。

この食育という言葉はごく近年使われたように多くの方々に思われがちですが、この食育という言葉は明治36年に報知新聞編集長が「食道楽」という小説の中で書いた言葉で、子供には徳育よりも、知育よりも、体育よりも、食育がまず先だと書かれております。こういった先人、先輩の思想が今日の食育基本法になってきたと考えられるが、教育長のご見解はいかがなものなのか。

また、地産地消にはふるさと教育の役割もあつて、メニューを充実させ、年間を通じた企画を立て、できるだけ使用率を高めるべきではないのかと考えるわけですが、教育長はこの点においてもどのようなお考えがおりなのか。

富山県の港町にある岩瀬小学校では、地域の人々と交流会食、交流給食を実践し、例えば漁師の方が参加されるときは魚のとり方や苦勞話をされると、子供たちは漁師さんの苦勞がわかり、魚を残さなくなっていると聞いております。また、牛乳販売業の方が参加され、本当はこの牛乳は子牛に飲ませるおっぱいだけれども、みんなに飲ませるために運んできたと言われたら牛乳嫌いの子供が減少してきたとか、いろいろこの交流会食・給食は効果があるそうです。

その結果、本年度、学校給食文部科学大臣賞を受けました。大変名誉ある受賞だと思いますが、教育長はこのような交流会食・給食をどのように評価されるのでしょうか、これもひとつお聞かせ願いたいと思います。

こうした流れの中で、児童生徒が学校や保育所で味わった地物給食を家庭での食事に生かすことも重要な課題だと思います。例えば、給食だよりを活用して地物給食レシピを添える保育所、学校もかなり出てきました。それを家でお母さんがつくることにより、親子の会話も弾み、明るい笑いのある家庭への一歩も二歩も近づくことになるということも聞いております。この件に関しても、教育長のご見解を承りたいと思います。

もう1点お伺いたします。今、小木沖から取水している能登海洋深層水が町全体の財産になっていて利活用が取りざたされておりますが、保育所から中学までの給食に使用されたことは現在までにあるのかないのかお聞かせ願いたい。

深層水はミネラルが豊富で、健康、美容、グルメに効果的だと広く世間に知れ渡っているところですが、もしも使っていないのならば、将来利用する意思はありますかもお聞かせ願いたいと思います。

以上で食育の問題は終わります。

次に、能登七見健康福祉の郷なごみについてお伺いたします。

長寿高齢化社会に伴い、老人の体力維持、壮年層の老化防止をうたい文句として、町民がなるべく医者にかからないようにして国民健康保険をいためないことを目的にこの施設は私は建設されたものだとして理解しております。現在、お客様にもおおむね好評だと聞いておりますし、職員の接客、指導等もきらりと光るものがございます。

現在、能登地区には同様の施設は七尾市田鶴浜にあるアスロン、志賀にあるシオンと3カ所でございます。今後、この健康ランドのような施設は官民を問わずビジネスとして増加傾向にあると多くの経済雑誌等によく書かれ始めました。競争の激化しないうちに、せめて能登地区ナンバーワンの位置を築いていく必要があるのではないかと思います。競争の激しさが増し、何の手の打ちようもなくなってからやるより、今のうちに設備、サービス、指導訓練の面でより一層のリードをすべきだと思うが、町長はどうお考えなのかお示し願いたい。

次に、私からの提案を質問にかえてみます。

他のところとの差別化という点では、岩盤浴を投資投入できないものか。石川県では谷本知事が打ち出している観光立県政策のもとに、各自治体火花を散らし、メニューに工夫を凝らし差別化を企画しているところでございます。

健康ランドなごみにもしも岩盤浴が加われば、当町では保養観光というメニューもできますし、受け皿は民宿、公営宿泊所、NPO法人施設をもってして、さまざま受け入れできます。財政の苦しいときの投資には、町長もちゅうちょされることとは思いますが、競争に打ち勝つための原理原則の第一番目は、ほかにないものを強力で売り出し、絶対的にして他の追従を許さないことだとあります。

どうか、なごみをせめて能登地区ナンバーワンにするためにも、積極的なご見解をお聞かせ願えれば幸いかと思います。

以上で質問は終わります。なお、答弁によっては再質問席よりまた質問をさせていただくことになろうかと思います。

副議長（菊田俊夫） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 山本一朗議員のご質問にお答えいたします。

食育の方法として、地物給食の普及についてであります。議員ご指摘のとおりその必要性は理解しております。

給食用材料ですが、生鮮食料品やお米については、地元商店を通して購入できるものは使用しているところですが、年間を通して見ますと特定の材料に限られているのが現状です。食育という点では、さらに工夫が必要と考えております。

また、食育は知育、徳育、体育に優先してあるべきと考えております。

次に、地産地消は、地域振興はもとよりふるさと教育の役割もあり、議員がおっしゃるように地元産の食材をできるだけ使用率を高くすべきと考えております。

次に、学校給食の役割の一つに、児童生徒が好き嫌いをせず、出された給食は感謝して残さず食べることにあります。富山県の岩瀬小学校の交流会食を高く評価するとともに、その素晴らしいところを見習って、当町の学校給食の効果を一層高めたいと思っております。

また、学校給食で味わった地物給食を家庭の食事に生かすことも大切とのこと、全く同感であります。各学校が発行している学校だよりの中に、その月の給食のお知らせがありますが、その中から選んで、少なくとも月に1回は親子で料理をつくり、家族みんなでいただくことは会話が弾む一日となり、奨励していきたいと思っております。

次に、海洋深層水を学校給食に用いることができないかのご質問であります。海洋深層水の学校給食利用ですが、脱塩水や塩は給食材料として使用することは十分可能と思っておりますが、コスト等運搬面でクリアしなければならない点が幾つかあると思っております。

現在、学校給食用の水は衛生面などで塩素0.1%以上ということもあり、水道水を使用しております。しかし、地域振興を図るために、衛生面を考慮し、かつ関係機関とも協議しながら検討を重ねてまいりたいと思っております。

ただ、今後は議員の参考事例にもございました食を通して地域の理解を深め、さらに感謝の気持ちを新たにするという点で、学校と地域の連携を一層深める方策を多方面から検討し、学校にも指導してまいりたいと思いますので、ご指導をよろしくお願いいたします。

以上です。

副議長（菊田俊夫） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 山本議員の七見健康福祉の郷なごみをより充実させ、能登ナンバーワンの施設にする意欲はというようなご質問であります。

この能登七見健康福祉の郷なごみは、高齢者を初め世代を越えて住民全体が楽しむ、そして年間を通して体力づくり、健康管理、世代間交流や保養としての憩いの場が必要だと考え整備いたしました。平成16年10月にオープンしてから、主に地域住民が利用していただきまして、その利用者数は3月中旬で延べ13万7,000人となっております。近隣に健康づくりや運動機能訓練に水中運動ができる施設が整備されていないこともあり、この施設が子供、若者、親子のレクリエーション施設のみならず、高齢者等の体力維持や運動機能回復が図られ、医療費等の抑制などの効果を現在期待しているところであります。

特に屋内プールにつきましては、楽しみながら水中運動できるようになっており、ひざなどへの負担が軽減され効果的な運動ができることから、高齢者の皆さんにも非常に好評であると聞いております。今後もさらに特色ある施設として充実には努めていきたいというふうに考えております。

保養関係という点では、この施設はもともと住民の健康づくりと交流を目的として整備したのですが、最近は町外の利用者も徐々にふえていていると聞いておりますので、観光客の誘客等、能登町の観光振興が図られることは非常に望ましいことだというふうに思っております。

この施設も平成18年度からは指定管理者により効率的、弾力的な管理運営を行う予定であり、今後より一層住民に親しまれる、そして利用されることを期待したいというふうに思っております。

また、議員ご提案の岩盤浴等の施設改良につきましては、現在のところ考えておりませんが、十分に検討の余地はあるというふうにも思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

副議長（菊田俊夫） 16番 山本一朗君。

16番（山本一朗） まず、七見健康ランドなごみの件で、まだ町長の方は保養観光の方まで深く考えておられないような答弁なんです、やはりなぜ岩盤浴かというと、この岩盤浴の効果というものがかなり期待されていて、サウナと違って、サウナは魚を焼くようにすれば、ガスグリルで焼いて両面が焦げて中身が焼けていないというような魚がある。一方、炭火で焼いた魚はしんまでしっかりと焼けて表面も焦げない。これが岩盤浴の原理なんです。

これを人間に当てはめると、脳梗塞や心臓とかいろいろ体に負担のある方が、その岩盤浴に最近それで行かれています。特に旧能都町、そして内浦の方でも、今一番近く行けるのが高浜のところにある岩盤浴です。値段もかなり高いんですが、週に一遍二遍と行かれていますと、交通費まで使って。そういう効果のある岩盤浴を、健康ランドと名のつくところに私投資するのはいいんじゃないかなと。それによって保養観光という柳田温泉、縄文温泉、そしてそこと3つの輪ができて、いろんな鶴川地区から三波街道にも宿泊施設ございます。そういったところにも3日、4日泊まられて、そこに通われる方がおればある程度地域に利益が落ちる。そういった面で新たな観光の保養観光というメニューができるということも、また町長ぜひ考えておいてください。

不況の折、人件費の抑制、投資の抑制、そして公有財産を売却するのが最も財政再建をするのにいいんだと私も議案質疑で言いましたが、やはり効果のある投資だったら私はどれだけでもいいんじゃないかと思っておりますので、その辺またひとつ岩盤浴の研究を担当課ともどもしていただきたいと思っております。

あとは食育の方で、教育長は今日はすばらしい答弁で余りないんですが、私は今日は負かされたなと思うんですが、一つだけお伺いいたします。

地産地消と地物給食はともにふるさと教育に強く結びつくと思いましたが、やはりこの新しい町になってから、商品的に非常に財産がふえております。例えば、パン食にはどれだけ柳田でつくっているブルーベリージャムを使っているのかとか、また赤崎イチゴのジャムを使っているのかとか、そういったものも調査を今後していただきたいし、その他内浦のサツマイモ、柳田の肉厚のシイタケ、農林課で推奨しているミニトマトとか、そういったものが課で推奨しながら、一方の教育委員会等の方の給食で全く使われないというのは、これは予算の空回りだと思うんです。農林課で勧めた商品が、やはり教育の方の予算の方で使われるようにしたら、予算も有効に回っていくんじゃないかと。それが地元の生産者の私願じゃないかと思うんです。

それと、教育長に一つお伺いしますが、深層水の導入に関して、今の給食は衛生管理面からいうと塩素の入った水道水しかだめなんだと言われますが、もし深層水を学校給食に使うときは、どのような衛生面の問題があって、どのようにクリアしなければいけないのか、それをひとつ教えてほしいんです。

それと、深層水協議会等でも今小木港の冷凍イカ、宇出津にも生イカ等ございますが、常に在庫が安定しているのは冷凍のイカだと思うんです。それに関してでも、学校給食用

のイカのリング揚げを企画して、石川県全体の学校給食に売するような企画をされている方もいます。そういった方が、もし一度無料でいいから学校給食に使っていただきたいと、全部の学校ですよ。小学校なら小学校、全部、中学、それ無料であげますと言うてきたときは、引き受けていただけるのか引き受けていただけないのか、その辺もひとつ教えていただきたいと思います。

副議長（菊田俊夫） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 山本議員さんのご質問には積極的に取り組んでいきたいと、そのように考えておりますが、細部については担当課長の方から答弁させます。

副議長（菊田俊夫） 学校教育課長 國盛孝昭君。

学校教育課長（國盛孝昭） お答え申し上げます。

議員ご指摘の海洋深層水の学校給食に利用する場合の衛生面についてですが、現在のところは法が二つほどありまして、一つは学校保健法という法律で健康管理において、制度に規定をされております。もう1点は、学校保健法施行規則の方にもかかって、これに対して塩素が0.1%以上が望ましいということになります。

ただ、これを使用しないのは衛生法上、水道法に適合しない水まではいってないんですけれども、ただ児童生徒が安全に給食が食べれるように、やはりこういった指導を受け入れた水を使うというふうに当町では考えております。

ただ今後、教育長も申しましたとおり、町にある海洋深層水の利用拡大を考えますと、試験的に例えばある小中学校で使ってみるということは考えてもいいなと思っておりますが、使う上ではいろいろな設備も必要かと思っておりますので、また検討していきたいと思っております。

副議長（菊田俊夫） 16番 山本一朗君。

16番（山本一朗） 深層水での水と法律の問題点は、それは私らではクリアできないと思うので、また他の高知県とかそういったところで深層水を使った給食の実例もございます。

そういったところに例えば問い合わせするなりして、どういうふうな方法でやられたのか、そういうのも確認して、できるだけ使えるものだったら使ってほしいと思うんです。体力とかいろんな面でよくなると、これ以上あんまり言うとか薬事法にひっかかりますので言いませんが。

あと、先ほど深層水研究会でイカのリング揚げ等を石川県全体の学校給食用に売り込むんだと、ほぼもう完成しているんだと。そういうような商品先般金沢に売りに行こうという方がおられたときに、ちょっと待ってくれと。一番先にこの町の子供に無料で試食させてやってくれんかと、今とめてある状態です。そういうような方が、どこに行けばあなたの方と話し合いできる窓口なのか、それをひとつ教えてほしいんです。

副議長（菊田俊夫） 学校教育課長 國盛孝昭君。

学校教育課長（國盛孝昭） お答え申し上げます。

ただいまのイカのリング揚げですね。試作品だろうと思うんですけども、現在のところ、衛生面もあって使うかどうかはこれは委員会の方でまた、委員会の方で私が試食して安全であればまた教育長にもご相談申し上げて、学校の方にも使用していきたいというふうに思っております。

一度、委員会の方へご相談願いたいというふうに思っております。

副議長（菊田俊夫） 16番 山本一朗君。

16番（山本一朗） これで深層水の問題につきましては、今聞いてわかったんですが、これはやっぱり深層水は亡き内浦町長、新谷さんが夢をはせられた事業です。どうか今出ているものをうやむやにしないで、町の財産としてきれいに、順調に発展させていくことを期待して質問を終わります。

副議長（菊田俊夫） 以上で本日の一般質問を終わります。

副議長（菊田俊夫） 次会は、明日3月23日午前10時から本議場で行います。

副議長（菊田俊夫） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時20分散会

開 議

議長（大谷内義一） 皆さん、おはようございます。きのうはどうも失礼いたしまして申しわけありませんでした。

ただいまの出席議員数は39人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議長（大谷内義一） 日程第1 一般質問を行います。

なお、昨日の一般質問に申し上げましたが、関連質問は能登町議会運営申し合わせにより原則として認めておりません。

また、一般質問の回数、発言時間についても、会議規則第63条及び運営申し合わせにより3回までとし、再質問を含め質問者の持ち時間は20分以内となっております。なお、再質問をする場合は、前の質疑席で行っていただくようご協力をお願いを申し上げます。

それでは、昨日に続き通告順に発言を許します。

10番 鳥井修君。

10番（鳥井修） 私の質問として、次の2点についてお聞きしたい。

1点目は、児童の育成施策についてであります。

近年、石川県、特に奥能登においての少子化が急激に進んでおります。我が町も例外ではありません。子供は社会の宝であり、子供を安心して産み育てることができる。そして、子供がすくすく育つ社会を確立していくのが地域の責務であり、また行政の責務でもあります。安心して子供を育てられる環境を整えることが少子化対策の一つとして私は考えます。

先般、当選された県知事も少子化対策を重要課題の一つに挙げておられます。我が能登町では児童育成環境についてはどのような施策を考えておられるのかお聞きしたい。

18年度予算で、鶴川で学童保育の新規開設が経常されていますが、現在、能登町で開設されている児童クラブの利用状況はどのようなになっているのかお聞きしたい。

また、現在、能登町には児童館と位置づけされているのは宇出津にあるこども未来センターのみです。類似施設としてまつなみキッズセンターがあります。この2つの施設の利用状況も加えてお聞きしたい。

2点目に、合併後1年を経過しての功罪についてであります。

3町村合併に当たり、サービスは高く、負担は低くの方針で2年余りを費やし、合併協議会でいろんな案件を協議し、各町村の議会の承認を得て合併協定書を結び、新しく生まれ変わり能登町として発足したわけであります。しかしながら、この1年間、当局から提出される案件は財政が厳しいからの一点で、当初の精神に相反して、むしろサービスは低く、負担は高くの方針に向いていると思えるほど協定書のなし崩しが目立ちます。

協議会へ提示された数値がでたらめだったのか、また予測が甘くいろいろと変化せざるを得なくなったのかはわかりません。合併をし1年を経過した今、協議会の会長でもあった現町長は、町民に対し地域懇談会などで変化等の功罪の説明責任があるのではないのでしょうか。いま一度懇談会等を開き、説明される予定があるのかどうかお聞きしたい。

なお、答弁によっては質疑席での再質問をさせていただきます。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、鳥井議員の第1点目の児童の育成に関してであります。平成17年3月に町では安心して子供を産み育てることができる社会づくりを目指しまして、能登町次世代育成支援行動計画を策定しております。平成17年度を初年度とした5カ年の施策の目標を定めたものであります。

そしてまた、今現在の能登町の現況を少しお話しさせていただきますと、能登町の保育所においては公立10カ所431名、私立2カ所で162名の児童を保育しております。就学前児童の約73%が保育所に入所しており、自宅等が居場所の児童が27%ということになっております。保育所では、一時保育、乳児保育、障害児保育や管外委託保育等によりまして、児童の健全育成と保護者の生活実態や意向を十分に踏まえサービスを提供しております。

そして、放課後児童対策としまして、宇出津小学校下、松波小学校下、柳田小学校下それぞれ放課後学童クラブを設けております。今現在54名の児童が登録されております。

そして、児童館の現況に関しましても、議員がおっしゃるように児童館と呼べるのはこども未来センター1カ所であります。このこども未来センターでは、児童館事業のほかに

学童保育、そして子育て支援事業を実施しております。児童館事業としましては、親子レクリエーション大会、母の日プレゼントづくり、子供クッキング教室等の各種行事を行っており、利用者に関しましては平成16年度で延べ1万3,891名が利用していただいておりますし、平成17年度の2月現在では延べ1万2,501名が利用して、前年同月とほぼ同じ利用人数というふうになっております。学童保育の方では、共働きの両親にかわりまして30名の児童を預かっているというのが現況であります。

そしてまた、児童館に関しましては、能登町のまちづくり出前講座というのがありまして、こども未来センターの方で各地区公民館に出向きまして工作教室や映写会などを行う移動児童館というメニューがあります。17年度は今のところ利用希望がないようですが、このような制度を使っていただいて、地域の子供会等で利用していただければなというふうに思っております。

次に、合併に関してであります。まず合併してよいところ、悪いところというご質問ですが、よいところとしては一般的には広域的な観点からの地域づくりやまちづくりができるようになる。住民サービスが高度化、多様化される。行財政の効率化や事業の重点化が図られるということが挙げられますし、また悪いところとしては行政区域が広くなり農村部の地域が取り残されたり役場が遠くなって不便になるのではないかと。歴史、文化、伝統といった地域の個性が失われるのではないかと。税金や公共料金が値上げされ、住民の負担が重くなるのではないかとというような心配が挙げられます。

当町の場合は、各町村の地域の実情が似通っていたことから、合併を原因としての極端な行政サービスの変更があったとは思っておりません。単独補助金の削減や人件費の削減を余儀なくされましたが、これは合併を原因とするものではなく、経済状況の低迷や国の制度改正を原因とする町民税、地方交付税、補助金等の収入の減少を原因とするものであります。

特に地方交付税は合併しなかった場合、算定方法を3町村についてそれぞれ行った上で交付されており、さらに合併補助金や特別交付税への算入、合併特例債の発行や合併支援事業による事業の優先採択など種々の優遇措置があり、合併を選択しなかった場合の影響は合併した現状よりもまだまだ大きいものと思われま

す。分庁舎方式を採用した当町の合併におきましては、本庁方式を採用する場合と比較して経費の削減については即効性はありませんが、今後、行政改革大綱に沿って合理化を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 学校教育課長 國盛孝昭君。

学校教育課長（國盛孝昭） お答え申し上げます。

児童の育成に関しましての学校教育関係の事柄でございますが、小学校の空き教室の利用に関してのことですけれども、学校の状況ですが、現在進めております学校再編に伴い、今年4月より小学校が7校となります。児童数が951名で53クラスになります。また、中学校につきましては5校となりまして、生徒数が576名で20クラスということになります。

特に教室の利用に関してのご質問ですけれども、小学校に関しましては確かに児童数の減少はありますけれども、全体的に見ると学級数はそんなに減っておりません。ということで、教室に余裕がある状況ではありません。

ただ、学校においては特別教室等々、例えば音楽、それから工作等々、小学校ではそういった部屋を活用していますし、例えば宇出津小学校では学級数が減っておるわけですが、特別教室として改築して図書コーナーとかいろいろな面で利用させていただいておりますので、今後新たに例えば児童を育成するような多目的なそういう教室に使えるような部屋は今のところありません。

ただ今後、まだまだ統合を20年まで進めてまいりますので、そういった時点でいろいろな教室の活用を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（大谷内義一） 10番 鳥井修君。

10番（鳥井修） 先ほど町長がいろいろ数字を挙げられましたが、教育委員会の方からは空き教室がないと、そういうふうに説明はされたんですけど、私は先ほどの町長の児童館の利用数が物すごい大きいんですよ。学童保育というよりも。そして、学童保育はあくまでも小学校3年まで、4年生以上が利用するとなれば学童保育じゃなくて児童館が必要になるのではないかなと思います。まして小学校の時期は、児童にとっては人間形成の大事な時期であると思います。4年生以上が、3年生以下、小学生全員が一緒に集い、また遊ぶ、それがまた人間社会においての縦の関係、横のつながり等、人間形成に大いに私は役立つと思います。だから、児童館を早急につくれというのは今の町財政においては確かに難しいと思います。

先ほど小学校の空き教室がないと。確かにいろんな特別教室に利用はされています。だけど、小学校建設時の学校の児童数よりも今現在は完全に半減以下になっているはずです。どれだけ統合されていようと。確かに特別教室にいろいろ使われているかもしれないですけども、つくられた当時に想定した人数よりも半分以下になって、私の見る限り、知る限り、2クラスの学校というのは宇出津小学校と松波の1学年ですわね。各学校に6クラスずつしか要らないはずです。それに特別教室がどれだけ要るのか私は、法定にどれだけ必要なのかはわかりません。

だけど町当局、それがいかにして、意欲があればまだまだ利用できるはずです。その点をもう一度聞きたいと思います。

そして、町長に今後懇談会等を開く予定はいつごろなのかを2点目の、懇談会、地域懇談会です。去年までやってましたわね、各地域回っての説明会みたいなもの。合併前にいろいろ説明したああいうふうな地域懇談会を開く予定があるのか。去年は9月以降よくやってましたわね。ああいうふうなやつです。そこでもう1回、合併してこういうふうになったと説明をするのか、それだけ。

その2点をひとつ聞きたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、懇談会の件なんですけど、去年は能登町の未来を語る会ということで開催させていただきました。旧の能都町時代も毎年各地区を回って語る会というのをやらさせていただきましたので、何とか予定をつくってやりたいとは思っておりますが、非常に範囲も広まった点もありまして、日程的には今予定はしておりません。

ただ、自分自身の思いとしては、やはり住民の方の生の声を聞くのが一番大切ではないかなというふうに思いますので、できるだけ積極的に地域に顔を出して皆さんのお声は聞きたいなというふうに思っております。

ただ、その時点で合併の云々という話は、今のところはできないんじゃないかなというふうに思います。合併の結果というのはいま少し先になってみないと出ないと思いますので、今回、もしことし回ったとしても、合併の話というのはいまほどすることができないんじゃないかなというふうに思っております。

議長（大谷内義一） 学校教育課長 國盛孝昭君。

学校教育課長（國盛孝昭） お答え申し上げます。

学校における教室の整備をということですが、確かに教室は数年前から見れば児童数の減少で学級数も、例えば宇出津小学校で2クラスで12クラスです。あとの学校は少ないところでは複式も含めて4クラスという学校もあります。教室そのものには確かに一般の授業に使う教室以外はございますし、それは先ほど申し上げましたとおり多目的に使っておるわけですが、ここでひとつ学校を児童館的な使用を議員おっしゃるわけですが、学校教育とそれから児童館的な福祉の面で使う児童館的な性格のものと双方で今後、もちろん担当の健康福祉課とも十分連携はとってまいりますけれども、確かに性格が違っているということが1点。

それからもう1点は、昨今見られるような校内にあらゆる面で防犯的な面もございます。そういったことで、今後児童館的な要素を学校にどの程度取り入れるのか。これはさらに勉強を重ねて、また現場、校長、それから教員もいますので、そういった方々と連携をとりながら広い範囲で教育という面だけでなく、児童の育成という点で多方面にわたるような活動をできないか、また教育委員とも協議しながら考えていきたいというふうに思っております。

議長（大谷内義一） 10番 鳥井修君。

10番（鳥井修） 先ほど難しい、何か合併後の説明はできないと。

子供の育成、県内においてもこの学童保育、公民館的な要素をやっているのは、私の調べた限りでは結構あります。隣の珠洲市では全部学校を利用してます。幾ら縦の関係が違おうといっても、隣の珠洲市では全部学校を利用しているわけです。能登町でもできないはずはないはずです。そこをよよく今後検討してください。

また、町長もやっぱり町民の声を生に聞くということで、忙しい、広くなった。それは確かかもしれません。だけど、それは各地域細かくはできなくても、何々地区、何々地区、そういうふうに今後も町民の生の声を聞くために、今後も懇談会は続けてください。

また、財政厳しいかもしれませんが、能登町独自の政策を学童保育その他児童の形成に対して、今後町独自の政策を考えるつもりがあるのかどうかをお聞きして、私の質問を終

わりたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 町独自の施策というお話なんですが、平成17年3月に策定しました能登町の次世代育成支援行動計画を策定しております。この行動目標を策定するときに、住民の皆さんのニーズ調査を行っております。それを踏まえまして、地域子育て支援センターの設置、子育てマップの作成、食育の推進、子ども110番の家、障害児保育事業の実施などの事業を取り組んでいきたいというふうに考えております。

これは町独自のものもありますし、他の町が既にやっているものもありますが、これらを住民の皆さんの要望としてとらえて行っていきたいというふうに考えております。

10番（鳥井修） はいどうも、これで終わります。

議長（大谷内義一） 次に、32番 竹中初男君。

32番（竹中初男） 通告いたしました3件につきまして、町長及び担当課長にご質問いたします。

まず第1点目でございます。

私たちは6年前に、21世紀の幕あけで社会や国に大きな期待をいたしましたが、政治、経済、社会環境は今日でも地方においては何らぬきんでいないと思っております。まじめにかけた年金保険が60歳から支給されると信じていましたが、その支給年齢は上がる一方です。年間3万人を超える自殺者が出るのに、国はその内側にある問題を解決しようとしていない。努力が報われる社会の招待は、弱者が命を危険にさらす究極の社会の到来となっております。

社会生活の中で真理を見きわめ、冷静な行動が求められる重要な時代であると我々は認識をしなければなりません。何人にも安全は今日保障していません。絶えず危機は潜在し、個々において事態の発生に対し準備をしておかねばならないときであると私は思います。

そういう観点から町長にお伺いいたします。

沖縄の知事が普天間の米軍基地を他県への移転を要求しております。能登町かまた奥能登として受け入れることに手を挙げればどうか。また、可能性の調査、研究をしてはどうかお尋ねをいたします。

航空学園の卒業生の地元定着の可能性や、そのほかにも働く場が増すことにもつながります。メリットもありますが、反面、騒音や事故の心配のデメリットもある。日本海に突き出た我が郷土は、国の防衛政策にくみすることは国益に沿い、戦略の上でも、また安全な社会環境構築にも必要と私は思います。町長の見解をお尋ねいたします。

次、第2点目であります。

小泉内閣の構造改革は、地方を軽視した市場原理ばかりであります。このまま進むことは、1割の勝ち組と9割の敗者をつくる社会になってしまいます。

能登町は今、自治体として何に力を入れるべきか早急に考えねばなりません。住んでよかったまちづくりと言われますが、町長の希望が能登町総合計画審議会に託されているのか。また雇用の増大、産業の具体的な提案をしていただけるのか。審議会の目的及び総合計画の提示が定例会最終日に出されると助役さんが言われましたが、期待できる内容かお尋ねをいたします。

また、町内にある北辰高校、青翔高校のカリキュラムを工業科に結びつくものにすべきと思います。県の施設だからと言わず、人材育成と工業科に向けた具体的計画を望みますが、期待できますか。農業と工業、林業と工業、漁業と工業、海洋深層水と工業など、知恵を出せば必ず道があると思っています。このことが能登町に必要な施策であると思います。

ビジョンやテーマだけの計画書では価値がありません。町長は、委嘱した審議会に対する考えを示してください。

次に、3点目であります。

介護保険制度が発足して5年目になり、本年は見直しの年と言われます。当初は家族を介護から解放し、介護は社会でとの社会的責任で始まったと私は認識をいたしております。また、介護を受ける側も家族ばかりの負担にならず、しかも住みなれた自宅で介護を受けることを目的にいたしたはずであります。

最初は保険あってサービスなしと批判もありましたが、何とか定着したように見えますが、昨年10月、施設介護では食費代、部屋代の自己負担の大幅な増額が行われました。さらに本年は保険税の値上げ及び要介護1は予防給付に切りかえられ、家事援助をカットし

て、さらに町には地域包括支援センターの設立等が義務づけられました。

昨日、南議員が質問されましたので、この点には触れませんが、これは改善ではなく改悪だとの声があります。サービス内容がどのように変わるのか。予防介護は介護保険税にどのくらいの効果があると思込んでいるのか。また、老人福祉事業の生活支援の援助が保持されるのか。本年改正の中身について、今までと違ふ点を具体的に担当課より説明をいただきたいと思ひます。

以上であります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、竹中議員ご質問の第1点目の米軍の奥能登誘致はいかがかというようなお話であります。在日のアメリカ米軍基地につきましては、日本とアメリカ合衆国との間の相互協定及び安全保障条例第6条において、アメリカ合衆国はその陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許されるというふうに規定されております。また、同条の第3項に基づく行政協定にかわる別個の協定及び合意される他の取り決めにより規律されております。

この施設及び区域に関する協定に関しましては、日本とアメリカ合衆国との合同委員会を通じて両政府が締結することになっております。また、いずれか一方の要請があるときには、前記の取り決めを再検討しなければならず、協定に定める規定の範囲を変更を要するなど、厳格な規律となっております。

以上のことから、やはり外交を含めての国策としての対応ではないかなというふうに思っております。

議員ご提案の米軍基地の誘致に関しては、地域浮上策としては一つの方法かとは思いますが、社会情勢の動向や住民の意見を十分把握した上で慎重に研究したいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、能登町の総合計画に関しましては、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間ということで策定を進めております。この作業の中で、私が特に心がけていることの一つは、計画が策定される過程での住民参画ということだと思ひます。

ご存じのとおり昨年は先ほどもお話ししましたが、町内16カ所で能登町の未来を語る会を開催しております。その際に、554人の方から延べ377件のご意見もいただきました。ま

た先般は、町内外の人を対象にしましてまちづくりアイデアということで募集も行っております。町民の皆様の行政需要を正確に把握し、そして計画に反映するための一連の方策として、条例に基づき設置したのが能登町総合計画審議会であります。

この審議会は、15人の委員で組織されておりまして、うち12人の方につきましては各種団体から委嘱しております。必ずしも団体の代表ということではなく適任者ということでご推薦いただいた方々です。また、他の3人の委員につきましては、一般公募によりまして選ばせていただいております。

計画の内容に関しましては、必ず期待される、そしてまた非常に中身の濃いものになっているんじゃないかなというふうに思いますし、これに沿ってやはり能登町の計画を進めていきたいというふうにも思います。

また、高校の工業科に関しましては、やはり高校といえども地元の高校であります。ですから、町としてもしっかりとした施策で高校の支援もしていきたいなというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 長寿介護課長 志幸幸三君。

長寿介護課長（志幸幸三） 竹中初男議員の3点目の質問にお答えいたします。

介護保険についてですが、来月から施行されます改正介護保険法についてであります、ご指摘のとおり予防重視の改正となり、新たに事業名としては地域支援事業として創設されることになります。そこで、ご質問の介護予防の中身としましては、大きく分けますと2つの事業に分かれることとなります。

まず一つ目は、要支援一歩手前の高齢者を特定高齢者と位置づけまして、この方々を対象に保健部局で行っております転倒骨折予防や栄養指導を初めとする介護予防事業及び老人福祉部局で行っております家族介護教室や介護者交流事業を初めとする任意事業やケアマネジメント、つまり総合支援体制を構築する包括的・継続的ケアマネジメント事業であります。これは事業としましては、これまで行っていたものがほとんどであります、これらのサービスを介護予防支援として包括的に提供し、要支援となることを予防する事業であります。

次に2つ目といたしまして、現在の要支援の方及び要介護1と認定されている方の中で、改善の見込みのある方を新規として要支援2と認定し、この方々を対象として予防給付と

いう介護保険サービスを中心に提供する体制を構築する介護予防ケアマネジメント事業であります。そして、従来からの任意事業の継続はあるのかとのことですが、従来からの老人福祉部門で行っています軽度生活支援、介護用品支給などは継続して行っていくこととなります。

したがって、これまでのサービスと内容の異なるものはありますが、サービスの低下となるものは介護予防事業に限りないものと考えております。

また、上記の事業を推進します上で、その中核となりますのが各市町村で設置します地域包括支援センターでありまして、これが改正介護保険法の目玉となりまして、内容的には共通的支援基盤の構築、また総合相談に対する支援、権利の擁護、また包括的・継続的ケアマネジメント、さらに介護予防ケアマネジメントの業務に当たることとなる予定でありまして、具体的には高齢者の状態の把握、また高齢者や家族の総合的な相談、また支援もいたし、高齢者の虐待防止と権利擁護のための活動及び要支援１と２と認定された方のケアプランの作成を含めた支援が主なものでございます。

以上が改正のポイントでありまして、ご理解、ご協力お願いしまして答弁いたします。

議長（大谷内義一） 32番 竹中初男君。

32番（竹中初男） 課長にちょっとお尋ねしますが、先ほどの予防介護を入れたことによって、介護保険税ではどの程度負担減につながってくるのか。それは効果のほどというのは計算されておりますか。説明できますか。できたら、それをまずお願いしたいと思いますし、言うなればお答えでは改悪ではなくて改善だというふうな説明でありますけれども、どちらかといいますと反対の意見の方の理由では、予防給付はいわゆる介護の理念を後退させるものであると。こういうふうに言われるわけでありまして、特に予防１、２というのは何か筋肉トレーニングとかそのメニューはこれからケアマネジャーとかそういう方がなさるんだと思いますけれども、自立を促進するんだということになるそうでありましてけれども、予防介護といいながらもそういうことしか受けられないことで、それが後退しておかしくなるんじゃないかという話がありますけれども、その点の心配は、なけれ

ば私は別にいいわけではありますが。

財政的に予防1、予防2というのは、なるということによってどれだけ軽減されるのかということと、もう一つは、昨年、施設入所者の食事代、部屋代が自己負担になりましたから、それで地方の財政は5%削減されたというふうに説明があるんですが、そのとおりになっておりますか、ちょっとお答えを願いたいと思います。

それから、町長にお尋ねいたしますけれども、当然すぐそんな米軍の話は進むわけありませんけれども、中東から北朝鮮までの間、いわゆる危険なユニット、こういうふうに帯状になっておりますので、その安全なくして日本の安全はあるわけないわけですから、当然今、日米協定の見直しを図っているときでありますし、ぜひ我々奥能登としては国のそういう防衛施策にくみしてもいいですよというくらいの姿勢を国の上層部に伝えて、私はぜひそういった実現に少しでも頑張っていただきたいと、こんなふうに思いますし、総合計画には具体的に出てくるのを見なければわからないんでありますけれども、これは過去の例でありますけれども、柳田農業高校の時代のときに、私は醸造科という選択科目をつくってもらったことがあります。能登杜氏というブランドがあるものですから、それと農業が一体化することによって私は工業科に結びつけると、こういうふうに思って提案をいたしまして、それが約5年ほど続いたんですけどなくなっております。

能登杜氏というブランドがあるわけですから、杜氏の技術をつくと同時に、それがいわゆる原料の米の生産にもつながっていくわけでありまして、例えば山田錦とか五百万石とか、そういう酒米をつくって、それを自分の働く酒屋へ原料として持っていけば、米づくりも真剣にやらざるを得ないし、技術もしっかりそれに基づいてやらなきゃならないし、それが農業と工業に結びつくと、こんなふうに思っております。

それからブルーベリーにつきましても、それはその典型で一つの現実に行われておりますから、ぜひああいう形を漁業の面でも海洋深層水の面でも私はやればできると、こんなふうに思っておりますので、ぜひ具体的な計画が出てくることを期待いたします。

課長の説明をお願いします。

議長（大谷内義一） 長寿介護課長 志幸幸三君。

長寿介護課長（志幸幸三） 今ほど竹中議員さんから3点の介護保険関係の質問があったかと思うんですが、まず1点目は、保険料が下がっていくのかという、負担ですね。

32番（竹中初男） 町の負担です。

長寿介護課長（志幸幸三） 町の負担は下がるということはないわけですし、介護認定者の数を今説明しますけれども、平成12年からこの制度が始まっております、能登町で試算しますと、当時認定者は750人、現在は1,180人ということで1.6倍となっております。したがって、認定者が多いということは、それだけ施設利用者とかいろいろデイセンターとか利用されている方が多くなるということは能登町にとっても負担が大きくなっていくと、そういうことになってくるわけでございます。

また、2点目の自立関係の話をされたんですが、あくまでも今の保険制度の改正は予防重視ということで、これ以上認定者をふやさないで、トレーニング関係とかいろんなメニューで保険料を少しでも今後は抑えていきたいというような趣旨の国の考え方なので、その辺ご理解をお願いいたします。

3点目の居住費、食費代が昨年10月の法改正でアップとなったということなんですが、しかし反面、低所得者にとりましては手厚くなったという制度も、低所得者には負担が軽減されたというメリットもございます。

以上で答弁を終わります。

議長（大谷内義一） 32番 竹中初男君。

32番（竹中初男） 私の問いかけが悪かったかなと、理解が。昨年、そういう形で自己負担がふえたことによって、町の持ち出しが5%削減されておると、こういうふうに厚生省は説明しとるわけです。町村の負担分は減ったんだという話だけど、そのとおりになっているかということ。

それは当然、認定者がふえれば当然負担は相対的にふえるのはわかるんですけども、個々においての負担の分でそういうことについて本当に下がっていますかということをお尋ねしたかったわけでありまして、予防することによって、当然そっちを重視することによって、いわゆる町の応援する給付がそれによって下がっていきますか、そのとおりになりますかということをお聞きしたかったわけでありまして、それはやってみなきゃわからないといえども、その点を予想される数字がわかるなら説明を願ったかったと、こう思っておる次第であります。

一応おおむねわかりましたので、その辺を確認しておきます。

以上です。終わります。

議長（大谷内義一） 31番 新平悠紀夫君。

31番（新平悠紀夫） 私は、通告している2点についてお伺いをいたします。

最初に、能登振興策についてであります。能登町が合併してはや1年を経過し、町の新たな礎を築く年と思います。

そこで、奥能登の人口が2市2町で約8万人余り、少子・高齢化の渦の中で過疎化が進み、現実生活の中でさびれていく姿を目の当たりにし、能登に暮らしている住民の中には将来に対する不安な気持ちも持っていると思われます。

そこで、私たち能登に暮らしている住民として、新たな実現に夢を描いている現実であります。今、07年問題としてふるさと志向、団塊の世代などを対象とした田舎暮らし、シルバービジネスが北海道から沖縄までの多くの都道府県や市町村で積極的に取り組まれています。こうした状況の中で、地理的に日本のほぼ真ん中にある我が能登半島、能登空港を利活用した能登町振興策をもっと具体的に打ち出すべきと思いますが、どのように取り組まれておられるのかお伺いをいたします。

また、少子化については志幸議員、また向峠議員からの質問と答弁がありますので必要ありませんが、国、県とも連携をとりながら、我が町の少子化対策として子育てに対する助成制度の充実や安心して子供を産み育てる環境づくりの心配りをぜひ積極的にお進めをしていただきたいことをお願いをいたします。

2点目といたしまして、公立宇出津総合病院の運営についてお尋ねをいたします。

能登地域の住民の健康管理、医療機関として中核をなし、今後もその使命を果たす役割を担っている現在の宇出津総合病院のまた一層の発展を願う一人でもあります。そしてまた、その一層の発展とともに、高度医療の充実体制を進めていることも願う一人であります。

そこで、私たち宇出津総合病院運営特別委員会として、3月2日に全国でもいち早くサテライト方式を導入し、地域住民から信頼と安心を得ている山形県置賜地方で平成12年11月に開院されている長井市、南陽市、川西町、飯豊町の2市2町による公立置賜総合病院を訪問し、病院運営と経営について視察をさせていただきました。

4市町の中心地に病床数500床、高度な医療を身近に受けられる救急救命センターを併設し、救急患者を24時間体制で対応する専門の医師や看護師が常時待機している大変すばらしい施設の病院でありました。4市町にある病院は、その後はサテライト医療施設として連携をし、従前同様の医療が受けられるところであります。この置賜総合病院は、山形県が建設に対しては8割負担し、4市町においては2割の負担で建設された大変すばらしい施設でもありました。

そこで、我々奥能登2市2町の公立総合病院の現状を見ますと、それぞれに赤字の病院がほとんどで、その病院を合わせますと年間10億円を超えるその補てん額、また年々それがふえている現状でもあり、それぞれの病院の中には医師不足が今現状の中では続いており、大変その点におきましては私ども心配をしているところであります。

今後の中で20年後を見据えますと、奥能登の人口が8万人余りから4万人と激減するその推計が出ております。そのような中で、4つの公立総合病院の経営が将来を見据え安定した経営ができるかとなると、大変不安な状況が続くかと思われまます。

だとすれば、早目に経営の一本化を行い、基幹病院を建設すべき行動を県に働きかけるべき時期と思われまます。そのために、早急に奥能登広域圏がある、所属している我が町の首長並びに理事会があり、その組織の中で町長がリーダーシップを取っていただき、現在、金沢市にある県立中央病院が建てかえ等の問題が出ておる中で、ぜひ能登地域に県立中央病院を誘致するよう、各首長あるいは県議会の先頭に立って、一致団結して、この際県知事に要望していくその思いがあるかどうかをお尋ねをいたします。

以上で質問を終わりますが、答弁により再質問をさせていただきます。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、議員ご指摘の第1点目の団塊の世代の定住対策についてであります。これは前にも答弁させていただきましたが、石川県では2004年から市町の行う田舎暮らし体験ツアーやPRなどの定住促進事業を支援しております。

能登町におきましても、来年度、18年度にいしかわ暮らし促進事業を取り入れて、初年度となります18年度は首都圏に在住していらっしゃる能登町出身者へ田舎暮らし体験ツアーなどを募集しまして、そしてUターン、Iターンの足がかりにつなげたいというふうに考えておりますので、議員の皆様にもぜひご理解、ご協力いただきたいというふうに思い

ます。

次に、宇出津病院の運営についてであります。公立宇出津病院は平成3年より地域の中核病院として住民の皆様の強い要望により最新の医療設備と快適な医療環境を整え、救急傷病を含む急性期疾患や慢性期疾患、さらには在宅医療などの疾病に悩む方々の心情を深く理解しながら、一貫した治療予防に邁進してまいりました。またその間、地域の保健、福祉、医療に大きな役割を果たしてきたというふうにも思っております。

しかしながら、近年の高齢化社会と過疎化、少子化によります入院、通院患者の減少に伴いまして、毎年毎年、病院事業の経営も非常に厳しい状況であります。平成16年度末に初めて不良債務を発生し、その経営の見直しを余儀なくされているのが現状かなというふうに思っております。また、議員さんもお承知だと思いますが、全国の自治体病院の約7割が赤字経営で、その経営母体自体の見直しも進んでいる状況であります。

こうしたことから、地域住民にとりまして当病院をいかに位置づけ、そして経営改善していくのが大きな課題であると思ひますし、今ほど新平議員が所属されております特別委員会と協議しながら、研究、検討を重ねていきたいというふうに思っております。

また、今後の計画としましては、来年からここ一、二年は現状の急性期病院として人事交流を視野に入れた病院事務機構改革をして経営改善を図っていきたいというふうに考えておりますし、医師不足の少しでも補いになるために医師の確保を今後も毎年図ってきたいというふうにも考えております。

また、議員のおっしゃるように奥能登地域に県立病院の設置も県の方にも要望していきたいというふうに考えておりますし、また奥能登広域圏事業としてはサテライト方式的な病院事業も立ち上げる、あるいは協議しなきゃならないのかなというふうにも思っております。

またもう一方、指定管理者制度も検討する余地があるのかなというふうにも考えておりますので、今後はそういった計画を視野に入れて病院運営を行っていきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 31番 新平悠紀夫君。

31番（新平悠紀夫） 今ほど町長の答弁をお聞きいたしました。

お答えをいただきましたが、今こそ我が地域においては、のと鉄道が輪島線、珠洲線が

もう廃止され約1年になろうという中で、この県立中央病院をぜひこの機会をとらえて知事に建設企画を進めていただけるような手だてをぜひ各首長と、また広域圏を通じて大きな声を上げていただくその思いを今後も見せていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私たちの町から、特に救急車の出動回数も大変多くなっております。現在の中で一分一秒を争う救急患者が、この中核病院と思われる宇出津病院あるいはその他の病院においても、必ずそれがかなえるということではなく、七尾なり金沢なりという急患を運ぶことになる。約1時間以上の時間を費やして、一分一秒の生命を維持するための措置をなされているわけですが、やはりそういう時間的な距離を考えあわせると、ぜひこの機会をとらえて我々の地域の30分内に行ける中核病院、いわゆる基幹病院の建設を急がなければならぬのではないかという思いもしております。

今後、この奥能登に住んでよかったと言われるような、そしてまた夢のある団塊の世代を迎えるということをとらえて進めていかなければという思いにおりますので、各首長との、あるいは広域圏でのそういう話をとらえていただければと思います。

それと、先般、穴水の石川町長が公約の中で言われておりますシルバーランド構想について、いわゆるこの地域において企業誘致がままならないという中で、やはりシルバーランド構想というのが一つの地域振興になるのではないかというそういう話の話題も出ておりましたが、その点について町長自身、その構想につきましてご承知がどうかお伺いをしたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まだシルバーランド構想というのは、私自身もそういう構想といいですか、やはり団塊の世代を迎える皆さんの受入体制というのをとらなきゃならないということでもあります。必ずしも老人を集めるということではなくて、元気なシルバーを能登町へ持ってきていたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 31番 新平悠紀夫君。

31番（新平悠紀夫） 奥能登に住んでよかった、そしてまたこの地域で、能登町に住んで

よかったというグランドデザインをつくり上げていただくよう、まず希望し、病院経営、その他におきましての地域振興につきまして、この1年をかけて、3年間のうちにぜひ実現に向けて努力されることを願って質問を終わります。

議長（大谷内義一） 11時10分まで休憩いたします。

午前11時03分休憩

午前11時15分再開

議長（大谷内義一） 休憩前に引き続き会議を再開します。

33番 浜田実君。

33番（浜田実） 私は、通告してありますとおり海洋深層水の今後の対応と運営ということとなっておりますけれども、対応も運営も答えによっては一緒かなと思っておるわけでございますので、その点ご了解をお願いいたしたいと思います。

県内初にして、現在のところ唯一の海洋深層水の取水施設が平成16年8月に完成し、昨年7月、脱塩濃縮装置、製塩室等の陸上施設が完成いたしました。原水取水の能力は1日100トン、脱塩量は1日に13立方メートル、濃縮量は25立方メートルとの能力を有しているそうでございます。施設等のハード面は当初の計画どおり完成しましたが、ソフト面と申しますか海洋深層水の利活用による町の農林漁業及び商工業の振興策に関して、町当局にお聞きしたいと思っております。

脱塩水、原水等に関しましては、町民等に対する無料配水を経て、昨年10月から有料販売をして今日に至っております。こうした脱塩水、濃縮水、原水、製塩の販売はもちろんですが、地域産業の振興に関して今後の町の方針をお聞かせいただきたいと思います。

平成16年7月、当時の内浦町の田形町長の諮問、そのさきには新谷町長の諮問でもありました海洋深層水に関する法人設立等準備委員会が設置されました。能登海洋深層水の利活用について、貴重な資源としてその活用を促進し、地域産業の振興と雇用の拡大を図り、あわせて行政負担の軽減を図るため、早急に法人化の可能性について検討するものであったと記憶しております。検討会の結論は、陸上取水施設が未完成であり、当面は公社等に対応し、町村合併後に法人化について議論をしてはどうかということに落ちついたかなと思っております。

昨年11月、能登海洋深層水協議会が立ち上げられましたが、公的な立場での協議会の活動と、商品の開発、販売といった営業活動をするための組織としての活動が車の両輪と言えるのではないのでしょうか。その意味で、法人化も懸案となっていると考えておりますが、町長さんはいかがお考えでしょうか。

去る3月12日、協議会の第1回目の研修会として北海道の羅臼町の有限会社オフィス・ノールエルラン代表取締役の佐々木柁博氏を講師として、能登勤労者プラザにおきまして開催されました。佐々木氏は、羅臼町役場職員として勤務され、羅臼海洋深層水の立ち上げを機に退職されました。町の水産物水揚げ高の低下を憂慮した町内の有志が集まって海洋深層水の取り組みが始まり、異業種による発起人6人で有限会社らうす海洋深層水が設立され、取水した原水はすべてこの有限会社に販売するといった形でスタートいたしました。これが原点となっているということを聞いておるわけでございます。

本町の基幹産業の一つである水産業の振興という意味からも、深層水による製氷、青ノリ、岩ノリ等の育成、貝類の畜養といった取り組み方についてでございますが、本町には県水産総合センターがあり、また先ほど竹中議員の質問にもございましたとおり、本町には北辰高校、青翔高校と2校ございます。これらの機関と連携を深めながら、研究開発、そしてまたアドバイスを受けていくべきではないかなと思っております。

ちまたで聞きますと、なかなかちょっとうるさがつて話には乗ってくれないそうだという話もありますが、これは私が行って聞いたわけではございませんので、確言とは言いづらいところでございます。

また、富山県では水産物の育成には水温が低いために採算がとれないというような言葉を聞いたことがあるんですが、先般おいでました佐々木先生によりますと水温は関係ありませんと。どれだけでもできますよ。そういうばかなことをだれが言っておりましたかということまでおっしゃっております。これもどっちが正しいのか、ちょっと私にも判断が付きません。そういう意味からも、これから勉強しなきゃならないなと思ったわけでございます。

本町においては、いきなり法人化が困難であれば、本年3月6日付の日本経済新聞の記事によると、昨年8月から認められるようになりました有限責任事業組合が全国的に広がりを見せております。一般町民、民間企業、大学関係者などのさまざまな立場の人が集まり、利益を目指し、組織として気軽に立ち上げることができる組織であるということでございます。

こういう組織もできました中で、一刻も早くこのような法人化あるいは有限責任事業組合とか、とにかく町といたしましても早々に取り組みを始めていただきまして、町の発展に寄与すればなと思っておるわけでございます。

研究、研究と言いながらも、研究ばかりしていて何にも進まないのが現実かと思っておるわけでございます。

以上の件につきまして、町長の答弁をお聞きいたしたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） それでは、浜田議員のご質問にお答えさせていただきます。

昨年8月1日にオープンした能登海洋深層水施設については、これまで多くの方々にご利用いただきまして感謝しているところであります。

浜田議員のご提案にもありますように、今以上にこの海洋深層水の利用促進が図られることは大変望ましいことと考えております。

現在の内浦町ふるさと振興公社への委託につきましては、ご指摘の旧内浦町での法人設立準備委員会が平成16年10月に出しました報告書の中に、町民や企業が価格や品質感において安心して利用できること。現能登町全体で利活用を図るには、合併公社の方がより大きな効果を期待できるとの報告もございます。

そのために、昨今法律改正や条例改正等で社会に浸透してきました指定管理者制度を活用し、施設の管理運営を図ることによってさらに営業活動が促進され、施設の管理運営を図ることによって利用者の増加も期待できないかというふうにも考えるものであります。

この指定管理者制度のもとにおいては、公社も株式会社等の法人についても同じ形態になってしまうというふうを考えております。施設管理に関しまして、これまで幾たびも旧町で検討されてきた内容については、今後も改善策の一つとして残すものの、当面、現在の指定管理者制度を重視しまして、またそれに期待してまいりたいというふうにも考えております。

次に、議員のご質問の中にありました有限責任事業組合による組織化について検討できないかというお尋ねがありましたが、現在まで石川県で組織された例はないというふうに聞いております。ただ、これに関しましても北海道の方の雪まつりを運営している会社といますか組合もありますので、そういった有限責任事業組合に関しましても詳しく内容

を検討して、今後研究していきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎） 私は今回、18年度の予算と行政改革について町長をただしたいと思っています。よろしくお願いをいたします。

町長は、公約を無視をした弱者切り捨て、また町民無視の、まさに今回18年度の予算はうば捨て山予算と言っても過言ではない予算ではなかろうかと思うわけでございます。まさに町長の公約は5つの柱を申し立てまして、人づくり、福祉づくりが2本の中に入っておるわけでございます。

この人づくりと福祉のまちづくりの無視というものは、今年度の予算の中にも多々あるわけでございます。例えば、結婚祝い金なくなります。600万の減額でございます。また、すこやかあかちゃんお祝い金、これが10万円から5万円になるわけでございます。また、心身障害福祉金、これも2割カットの5,000円から4,000円、3,500円から2,800円となるわけでございます。また、心身障害者医療費の助成、3級の廃止でございます。これも200人が該当しておりまして480万の減額でございます。そしてまた、高齢者の方々、後期高齢者の方々に対しては、100歳で100万円はもらえる長寿祝い金支給が5万円になるわけでございます。3人の該当であります。また、敬老祝い金が90歳以上が1万円もらえる。これも廃止になるわけであります。また、敬老会の補助金も1,000円のカットと聞いておるわけでございます。また、能登町の一番の危険なとき、防災関係に働いていただける消防団の報酬も約1割のカットであります。

このことをよく考えてみますれば、日本が存亡の危機をかけた戦争で負け、もはや60年と有余年でございます。この方々が命をかけて日本の国をここまで持ってきた。この後期高齢者の方々に対して、この切り捨ての予算、なぜここまでしなければならないのかということでございます。

もっとやることがあるじゃないか。なぜならば、電算機のリース料、複写機のリース料、2億円に余るリース料金であります。また、委託料については15億円に余るわけでございます。また、臨時職員においては100人を超す。定員モデルについては類似団体から見れば倍に近い数字になるということがあるわけでございます。なおかつ厳しい言い方かもしれませんが、町長に至っては黒い高級車で白い手袋の運転手つき。これが福祉までカットし

なければならない現実でしょうか。これをもしも現実としてとらえるならば、町長はもっと私はこうなんだよとみずからを正して、この高齢者の方々、または町民の方々に納得のいくような姿勢をつくらねばならないのではないかなと思うわけでございます。ぜひ審議をしていただきたいものでございます。めり張りのある政治、こういう心意気が、町長の予算編成だよ、行政の改革だよということをぜひ見せていただきたいものでございます。

町長の今3月議会の所信では、社会経済を取り巻く環境がいかに変わろうとも、能登町に暮らすすべての町民が健やかで安心して日々を暮らし、皆それぞれに幸せと生きがいを感じることができる地域社会をつくり上げることが行政に課せられた使命、このように町長ははっきりと申しておるわけでございます。

この予算の切り捨てが町長に課せられた使命であるのか。また、この所信にあらわれておる町長のこの計画はどういうものが具体策として出てくるのか、この具体策をも聞かせていただければ幸いだと思います。

高齢者のこのカットされた金額、また福祉関係、心身障害者の方々がカットされた金額、これら等を頭にしっかりと考えていただきまして、ぜひとも血の通った予算編成、補正予算でも組んでいただきたいものであります。

そういうことを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。なお、次回から質疑席からお願いいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 私が議案の提案の冒頭に、今ほど多田議員がおっしゃったように社会経済環境が変化しても、能登町に暮らすすべての町民が安心して暮らせ、幸せと生きがいを感じることができる地域社会を目指したいと述べました。

なぜ、そのようなことを冒頭に申し上げたのかというと、バブル崩壊後の景気低迷が国、地方を通じた財政事情を悪化させ続けたことを原因として、今までは我々のような財政基盤の弱い市町村であっても、補助事業や過疎債を初めとする有利な地方債の選択が可能で、地方交付税制度が市町村間の不均衡を補完するという制度が改変され、町政を取り巻く環境が非常に厳しいものになってきたことであります。

しかしながら、能登に生まれ、能登に育ち、能登で老いる町民や能登で生活しようという人々が現実にいるという事実がある限り、全体の利益を最優先に考えて行政運営を行う

ことが、町民が安心して暮らせ、生きがいや幸せを感じられる安定した地域社会の形成につながるといふふうに思っております。

また、このような地域社会の実現のために、町民、議員の皆様と心をつなげて今後とも努力してまいりたいと申し上げたところであります。

国は、改革には痛みが伴うとしている中、当町の予算につきましても早急な改革が望まれることであります。特に、市町村は地方交付税を受けながら、その財源として町民に祝い金や福祉金、奨励金と称して金銭のばらまき行為を行っている。そのような団体に交付税の交付は必要ないとの国の批判もあります。単なる交付金的な補助金の廃止や単独補助金等を削減いたしました。人件費の削減も行い、そして財源を捻出して、また町民の生活に直結するものや、地域経済に影響を与えかねない投資的経費の確保につきましては、一般会計、特別会計を含めて、でき得る限り配慮を行っているつもりであります。

私の冒頭の発言は、このようなことも含めて今後の町政に当たる基本的な態度を申し上げたものであり、この実現のために行政改革を行い、財政の安定化を急ぎたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、委託料やコンピュータ等のリース料を削減すれば補助金を確保できたのではないかと。というようなご質問もありましたが、委託料に関しましては入札が可能なもの、見積書を数社から提出させて比較するもの、それぞれ最も低い価格で契約していると承知しております。また、公社等への公共施設への管理委託につきましても、町の職員を採用して管理する場合の人件費や職員異動の融通性を考慮した場合、あるいは地域の職場の確保等、現状では最も有利な方法であると考えております。

コンピュータに関する経費につきましては、端末のほか、その端末や業務を管理するサーバ類、あるいは税務、住民、保健、福祉等の基幹業務のプログラムが含まれておりますが、特にこのプログラムが経費の大きな部分を占めております。

この基幹業務のプログラムは、各社各様でありまして、データの持ち方や、あるいは使用方法もそれぞれあるのが事実であります。問題は、初期導入経費が安い会社はメンテナンス料金が高いということでもあります。ある程度の期間の中でコスト比較を行う方法が最良の場合もありますし、単純に入札による比較を行う方が安く上がる場合もあるといふふうに思っております。今後とも、比較検討を行いながら最良の方法で運用を図りたいといふふうに考えております。

また、当町の財政事情が悪化している原因は、これも何度も申し上げておりますが、国

の制度改正の方向が財政基盤が弱い団体に厳しいものであるからであり、決して合併が原因ではありません。合併後の相次ぐ補助金や交付税の削減が原因であります。特に補助金の削減につきましては、国が問題ありとしているものをやむなく廃したものであり、全体とすれば他の市町村に比べても低くはないと考えております。

そして、本年度は外部からの学識経験者を加えて委員会をつくり、補助金等について全体的な検討を行うつもりでありますので、よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎） 今、町長から答弁を聞きましたが、その中でもう少し詳しく突っ込んでみたいと思います。

やはり定数問題。町長は先ほども身いっぱい削減努力しているんじゃないかということなんですが、例えば定数問題を日本の類似団体と比べるならば、モデル管理の中では170名近く、それが能登町では350人ぐらいでしたか、今なっておるわけでございます。370人です。こういうことで、合併の後とはいえ、多々全国的の数字とはかけ離れている数字があるわけでございます。ぜひとも行政改革の中、していただきたいものであります。

それからもう一つは、行政改革の中というなれば、住民のサービスの問題がありますが、この問題においてもやはり能登町役場の駐車場関係では非常に車がとめにくいというようなことがありますので、ぜひ配車の基準について有効利活用というものをも考えていただければ幸いかと思います。

この削減の中、町長はやはり委託料、それからリース料、2億円リース料があるわけでございます。この中に1割やれば2,000万円です。教育関係で調べれば、その年代によって非常に金額の違うところが出てきておるわけでございます。やはり努力する価値がある。それから、委託料にしても15億あるんですよ。15億の委託料の中で、1割で1億5,000万、1%で1,500万。私が質問したあの町民の切なる、高齢者の切なるあの金額を合わせても2,500万なんです。一般予算は約140億、この中でも2,500万ぐらいの すれば0.02%ぐらい。行政の努力によって確実にこのような福祉に手をつけなくても、私はできると思います。それをしてこそ町長の冒頭の所信、住んでよかったこの能登町が、これが今生きてくるんじゃないでしょうか。

もう一遍言わせていただければ、やはり能登町に暮らすすべての町民が穏やかで健やか

で安心して日々を暮らし、皆それぞれに幸せと生きがいを感じることができる地域社会をつくり上げていくことがということをうたっておりますので、ぜひ町長、もう一つやっていただきたい。努力をしていただきたいと思います。

それからまた現実の問題として、高齢化社会の中において集落で高齢者が、65歳以上の方々が50%を超えれば集落の限界率、集落として存続が危ういですよと言われるような数字に当てはまるところが約10カ所、その予備軍として40%台の集落が29カ所あるわけでございます。

町長、めり張りのついた行政手腕をぜひ出していただきたいと思います。

それから定数につきましては、やはりこの臨時職の問題につきましては、条例に違反しておるのかしていないのかということがあるわけでございます。あれはたしか22条だと思いますが、この条例には、臨時職は1年を超してはだめですよ、明確にうたっております。正職員としてカウントしなければなりません。そうすると、まさにまた100人が多くなるわけでございます。いや、臨時がだめだとかいいとかというておるのではないです。行政の基本としてどうするのか。臨時職の問題も含めてはっきりとした態度を出していただきたいと思います。

もう一度、委託料、リース料のものに対してひとつお願いをいたしたいです。臨時職に対しての法令違反に対してはどのような見解を持つのかということもお願いをいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、多田議員のご質問の委託料、リース料ですが、できる限りの努力はしているというふうに考えておりますし、たださらにこれからは担当課へももっと頑張ることができないかというような指示もしていきたいというふうに考えております。

また、職員数に関しましても、やはり合併当初ということもありますが、今後は行政改革の中で職員数も減らしていきたいというふうにも考えております。

そういった委託料、リース料あるいは職員数すべてのものを、先ほど言いました外部からの学識経験者を入れた委員会をつくりまして、補助金等も含めてすべてをゼロから見直したいというふうに考えております。

また、臨時職の条例に関しましては、担当課から説明させていただきます。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 議員ご指摘の臨時職員の問題であります、これまで3町では一緒な考え方で、いわゆる地方公務員法の規定では議員おっしゃるとおり雇用期間は1年以内ということで、そのことに対しては旧3町、また近隣の市町村、石川県のほとんどの団体がそれをすべて地方公務員として採用していなく、臨時職員として対応しているところが現実であります。

ただ、今町長も先ほどの今後の見直しの中に、定数の中にカウントすべきでないのかというふうな議員さんの趣旨なのかなという公務員法と、いわゆる地方自治法第172条で定数の問題が法の方であります。また、今議員ご指摘の身分の問題については、地方公務員法第22条の方であります。今議員さん指摘のところは、公務員法の22条のご指摘だと思います。

そういった中で、定数問題と職員の身分の取り扱いの問題については、今3町が合併いたしましたので、従来それぞれのやり方は、この問題については全く同じような、人数の大小は別として取り扱いをさせていただいておりました。それが、いま一度検証する必要があるのならば検証しますが、これまで私たちの感覚では、それは法に違反していないというふうな観点の中で運用しておりますので、ご了承の方をお願いします。

議長（大谷内義一） 25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎） もう1回質問をいたします。

町長、ぜひとももう少しめり張りの予算をつけていただきたいと思います。

また、先ほどに戻りますが、町長よく頭の中でうば捨て山というものを描いていただきたいと思います。町長がよく高齢者のところに、長寿おめでとうございますと行くわけなんです、それがみずからの車で行けばいいのか、公用車で行けば町民が喜ぶのか。やはりおれは自分の車で来たよ。このようなものを削ってでも、この日本を支えてくれたあなた方がこうして元気におられる。その感謝に報いたい、私なりの心をもらっていただきたい、心が通じたいという思いで接するならば、やはり町長は黒い車で行くのがいいのか、どのような車で行けば皆さんが納得するのか。

私たちは昨日も監査の研修に行ったわけですが、監査の研修では講師が一発、黒

い高級車で白い手袋の運転手、おまけに秘書をつけて行くなんていうことは行政改革としては言いがたい。これは厳しくチェックすべきではなかろうかというような監査の研修会もあるわけでございます。町長、やはりこの辺をよく考えていただきたい。

それから総務課長に至っては、今私はあえてこれ以上言いませんが、22条の問題ははっきり明確に書いてあるわけです。この問題をずるずるといくんじゃなく、やはり正々堂々とこの能登町をどうして持っていったらいいのかというようなことをやはり法律に照らし合わせて、すっきりとした問題として私たちに定義をしていただきたいと思います。

これで私は終わらせていただきます。

議長（大谷内義一） 以上で、暫時休憩いたします。

再開は午後13時から行います。

午前11時 分休憩

午後12時59分再開

議長（大谷内義一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番 鍛冶谷眞一君。

17番（鍛冶谷眞一） 私は、合併2年目に入って能登町、そして奥能登の振興策と、これに大きく関係するんですが、能登空港の利用促進についてお尋ねしたいと思います。この問題については、私までの18人の議員の中からの質問の中に何度か出ておりますもので、重複するかもしれませんが、どうかよろしくお願いいたします。

国の三位一体改革が税収基盤の小さい地方自治体にとって不都合、不公平なのは認めるところであります。それでも私たち能登人（びと）は、先祖伝来のこの地を守り、墓守をし、祭りを守り生きていかねばなりません。

昨年の9月議会でもこの壇上で申し上げましたが、持木町長は病院職員を含め568名の職員という名の社員を抱えた一大企業の社長であります。そして、奥能登広域圏事務組合において一番若い重役であります。そして、私たち議会も能登町会社の協力会社であろうと思います。

さて、その能登町や奥能登が元気よく生きるためにはどうしたらいいんでしょうか。直接的な方法は、企業誘致であろうと思います。ただ、残念ながら安価な若い労働力が300

も500も口をあけて待っているわけでもありません。広大な工業用地を持っているわけでもありません。豊富な工業水を持っているわけでもありません。そんなところにはなかなか工場誘致、企業誘致といっても来ないのが現状であろうと思います。

さすればどう対処すればよいのか。絞り込めば、農林水産物の特化事業の育成、地元企業の活性化ということになるんでしょうが、もっとポイントを稼げることがあるかと思っています。それは、きょうの一般質問でも何人かの方から出ました交流人口の拡大であろうと思います。

この交流人口の拡大ということを軸にした振興策について、町長はどのように考えるのかお示し願いたいと思います。

さて次に、能登空港の利活用、推進策についてお尋ねいたします。

今ほど申し上げました交流人口の拡大と大いにリンクして大変重要な課題であると認識しております。

私たちは昨年3月31日、交流人口の拡大、地域の活性化に大いに働いてもらえて思っていた私たちの財産であったのと鉄道能登線を失いました。この1年、訪れる観光客もめっきり少なくなりました。通院、通学の交通弱者は大変な思いをしてこれを続けております。代替バスは学校の前まで行き、町中を回遊する人の姿もめっきり少なくなり、過疎に拍車がかかっております。

私たち能登人（びと）が、能登線廃止から学び、痛感したことは、国や県や鉄道会社が私たちの立場に立って地域を守ってくれるわけではないということです。

航空会社は国有会社でもなければ慈善事業でもありません。立派な民間会社です。さすれば、搭乗率保証制度の1年ごとの合意があろうと、利用率が落ちれば機材を変更する、便数を減らす。果ては年間のフライト数、石見空港でしたかね、年間フライト数20、そんな空港になるやもしれず、もっと進めば廃港という事態も覚悟せねばなりません。また、地元の保証金の負担体制も不変のものではないはずです。

能登町会社の社長として、奥能登広域圏事務組合の重役として、能登空港の利活用の推進についてどのように考えておられるのかお示し願いたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、鍛冶谷議員の第1点目の交流人口の拡大の具体策はというご質

問であります。これはさきの質問にも答弁させていただきましたが、まず第1には、あと数年で定年を迎える団塊の世代を対象に、いしかわ暮らし促進事業を通して都会に住む地元出身者等に対して定住促進のため田舎体験ツアーや古民家情報の提供など、体験、交流を通して能登町へのIターン、Uターンを促しながら、都会に住む能登出身者の方々に田舎を持つことが心の豊かさにつながることを積極的に広めていきたいと思っております。

そして第2に、能登町と姉妹都市提携を結んでいる野尻町を初めとして流山市、東京の文京区など首都圏への出向宣伝を行い、能登の魅力発信、能登空港など交通アクセスを宣伝し、能登をより身近に感じていただくことから始め、相互交流へと進めてまいりたいと思っております。

また、当町では体験、交流施設等を利用したの恋路や七見の体験農園の活用、加えて酪農や果樹、山菜やキノコでの観光農園づくり等の推進を図っておりますが、今後、能登町グリーン・ツーリズム推進協議会の中で四季を通して自然や文化体験メニュー等を協議していただき、充実したものにしたいと考えております。

また、石川県立大学教授の研究グループが昨年より5年計画でいろいろな角度から能登半島の農林漁業の振興と活性化対策の調査、研究を行っており、その調査、研究の結果も交流し、事業などを実施していきたいと思っております。

次に第3番目には、イベントによる交流人口の拡大ということであります。町全体的な予算枠の中で、能登町を最も効果的に宣伝できるイベントのあり方というのはどのようなものか。また、新しい感覚での方向転換も必要かと考えており、にぎわい、産業発展へつながるイベントとなるよう現在検討しているところでありますが、これまで以上のご理解とご協力もいただきたいと思いますと思っております。

また第4番目としましては、能登空港利用促進にも関連するものですが、都会の子供たちの体験、交流に修学旅行の誘致を検討いたしております。まず、子供たちに能登半島の豊かな自然を十分に体験してもらい、そして楽しい思い出ができれば、将来必ず個人的に友達または家族旅行として何度も訪れてもらえるリピーターにもつながるものと思っております。修学旅行向けの体験メニューの充実を図ることや旅行会社と連携し、能登半島パック旅行の開発などは、能登町のみならず能登半島全体の課題として広域的に取り組む必要があるというふうに考えております。

次に、能登空港の利活用に関しましては、まずもう一度、能登空港の現状についてご報告させていただきます。

3年目を迎えた能登空港の搭乗者も2年目を2,978人下回り、搭乗率も目標をわずかに上回る66.5%と、目標達成には非常に危機的状況が続いております。能登空港の利活用に関しましては、決して能登町だけの問題ではありませんが、県や他の市町と協力して取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

石川県と関係市町で組織しております能登空港利用促進協議会では、昨年より能登の祭りカレンダーや土産品、見どころ、宿泊施設、レストラン、交通機関等が掲載され、スタンプラリー形式を取り入れたぶらり能登ガイドブックを延べ17万部作成し、首都圏の旅行会社窓口や交通機関の案内所に配布して、好評も得ているというふうにも聞いております。

安定した搭乗率を確保するには、やはり地元住民が開港時の思いを再度認識していただきまして、マイ空港としての存続維持のためにも利用促進にご協力していただきたいというをお願いして、答弁とさせていただきます。

議長（大谷内義一） 17番 鍛冶谷眞一君。

17番（鍛冶谷眞一） 今ほどは能登空港の利活用推進、そして振興策について大変多くのメニューを申し上げていただきました。田舎体験ツアーしかり、体験農園しかり、能登町グリーン・ツーリズムですか、そしてもしも実現すれば素晴らしいことになるであろう修学旅行の招致。そして能登空港利用促進協議会ですか、こちらでやっているマイ空港のこれがそうですね。これについて少しお話ししたいと思います。これに関連してですが。

この資料は大変素晴らしいんですが、地元の私でさえも見るのが嫌になるほどのページ数と焦点の定まらない冊子じゃないかなと。好評を博しているとおっしゃればそれもそうなのかもしれませんが、私の方から見たらちょっとなというふうに思っています。

なぜこんなことを申し上げるかといいますと、私は以前から祭りカレンダーとかまいもんカレンダー、能登の風土記カレンダーというものをつくって、関東の皆さんに送って知らせましょうよという提案をしてきました。というのは、やはりある程度焦点を絞ったやり方をしていかないと、本当に見る人が見てもらえないんじゃないかなというふうに思っております。

加えて能登空港の利用について、地元の人間が七尾以北でも14万5,000人、中能登町を入れても16万5,000人ですよね。関東は東京、神奈川、埼玉、千葉、これで3,400万。あとこれに茨城、栃木、群馬、関東圏としてとらえればここで750万、トータルで4,150万の人間

がいます。4,100万としましょう。このうちの1割もしくはたった1%、それでも大変な人数になります。いずれにしても能登空港を利用し、そして振興策として交流人口をふやすには、この関東を抜きにしては語れないと思っております。

今ほど流山市、たしか災害時でしたかの提携を結んだところ。常々そういうことを私どもも言ってきましたが、町長も一生懸命言ってきました。どうかそのきずなをどんなふうに進めていくのかというようなことを具体的に進めてほしいと思います。今までいろんな話がありましたが、具体的にどうなのかということになったら、ちょっとどこまで進んだのということがよくありましたもので、どうか鋭意進めていってほしいと思います。

あわせてもう一つ検討課題として、今ほどの冊子の問題もどこかでもう一度つくることも考えてくださいということも検討をお願いしたいんですが、もう一つは、能登空港の利用者を紹介するカードをつくりましょうということをご提案申し上げたいと思っています。

これは、例えば私鍛冶谷眞一が東京の友人20人に自費で、チラシは町なり広域圏事務組合でつくってください。送付するのは私がやります。町民の方も自分たちの空港を守るために、自分たちの地域を守るために自費でDMを手紙を添えて送ってほしいと思います。もしもそうやってきたときに、その方が鍛冶谷の紹介で来ましたという方が1名いたら1ポイント、その方が5人になったら5ポイント。これはどこで報奨制度を持つかが、金額の問題も、それから費用の問題もありますが、例えば10ポイントたまったら羽田までの往路のチケットをプレゼントしましょう。そんなことも考えてもいいと思っています。

そうでもしないと、概論だけでいろんなツアーの話をしていても本当に実を結ぶのか。実を結ぶ実質的な体系にしてほしいと思いますので、この2件についてご検討を願えるかどうかをお尋ねいたします。

それからもう一つ交流人口について、私が鉄道の話をする、またおまえ鉄道の話かとおっしゃられそうですが、今は宇出津駅に車両が1台ございます。この車両1台、今度輪島に行くやというような話もありますが、蛸島で、名前を出しますがハマダさん、アカサカさんというお二人が蛸島の駅に車両を置いて、駅にのり鉄道関連のグッズを売ってやっておりますが、廃線から1年、二千数百名のマニアと言われる方が見えております。マニアじゃなくても最低限の鉄道愛好家、これはもう全国で鉄道愛好家は500万とも800万とも言われています。この方らに能登へ来てもらう方法をもう一度この車両を使ってやることのできないか。ないものを今からつくるのは大変ですが、今あるものを使って、鉄道の跡地を使って、マニアと言われる交流人口をふやすのは、リサイクル、リユース、リデュース

スの世界では大変有効な手段であろうと思いますが、こういうことについてもご検討願えるかどうかをお尋ねいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、修学旅行の件であります、これは流山市の方へまず出向きまして、4月の中ごろに流山市まで行ってきまして、直接まず市長にお願いしたいというふうにも考えておりますし、またそこから議員の方にもお話をさせていただければなというふうに思っております。これは、すぐ1回行ったから来てくれるというものではないと思いますので、その辺の流山市をまず手始めに首都圏のそういった修学旅行の誘致に向けていきたいというふうに考えております。

それから、紹介のカードといいますか、ポイント制のカードですが、非常におもしろいアイデアでもあると思いますし、またガイドブックに関しましても非常に見にくいという方の意見も聞きながら、もし再度更新するようであればやっていきたいなというふうに思っております。

また、のと鉄道の車両に関しましても、聞くところによりますと珠洲の方で一部動かしたというようなこともありますので、そういう方々がさらに鉄道の車両を利用して誘客といたしますか交流人口の拡大につながるようであれば、町としても十分検討する余地はあるというふうに思っております。

議長（大谷内義一） 17番 鍛冶谷眞一君。

17番（鍛冶谷眞一） ありがとうございます。

今ほどの規制緩和によって車両の運転というのは日本の記録が今400メートルだそうです。往復で800メートル運転するのが最高だそうです。鶴川の駅とかそういうところでもしもやったら、1キロ、2キロは夢ではありません。とても簡単にできます。そうなれば、日本で一番長い気動車の、ディーゼルカーの試乗運転ができるコースとして一躍有名になるでしょう。そういうこともぜひあわせてお考えください。

最後に、能登有料道路の料金について、振興策と多に関係しますもので加えて質問の最後とします。

能登有料道路は、今地元の私たちは金沢に行くときに720円で行けるようになりました。私はこれも振興策ではないと思っております。能登の人間が、食べるものも買うものも全部金沢へおいで。能登を空っぽにしていいますよという策だと思っています。なぜならば、金沢から、富山から、関西から来るには1,180円ですか。往復2,360円払わなきゃいけないんですから。例えてみれば、北陸道で大阪から金沢へ来る方が、金沢から大阪に行くのに3,000円だ。大阪から金沢へ来るには3,800円ですよと言われたら、これは来ませんわ。

どうかその意味で、能登有料道路は無料が正しいのか200円、300円の利用料を払うのが正しいか。私は300円程度だと思っていますが、管理料を含めたら。能登有料道路の本当に活性化になるための能登スターラインという名前もついているそうですが、能登有料道路はもしも300円で走れるような道路ならば、立派な観光ラインです。観光有料道路になります。そうすれば、もっともっと交流人口もふえるかと思えます。

町長には、地元県議等と一緒に、どうか能登有料道路の利用料金の引き下げについてご努力願えるかどうかを最後の質問として終わりたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 確かに能登有料道路、奥能登に住んでいる方にとっては720円ということで非常に安くなっております。ただ、安くなった分というのは各市町が負担しているのでありますから、決して町が得するわけでも何でもありません。ですから、全体的な値下げといえますか、料金が安くなるのは構わないと。構わないというかしてほしいなという思いでおります。

また以前、能登島大橋が有料だったころに、能登島を訪れた方が次回来るときに割引券をくれる施設もありました。ですから、そういった意味でリピーターをふやすためには能登町へ来てくれた方に割引券を出して、次来ていただくときには安く来ていただけたらとか、そういう方策もとっていかなくちゃならないのかなという気もしておりますし、いずれにしても能登有料道路が安くなるということは町にとっては非常にいいことだというふうに思います。

議長（大谷内義一） 次に、5番 小路政敏君。

5 番（小路政敏） 私は今回、さきに通告しましたように地域で生産されたものを地域で消費するつくり手と買い手の顔が見えることを基本とする地産地消に対する町長の考えと、農林水産業等における後継者、担い手の育成についての大きな2点についてお聞きします。

国の基本計画では、地域で生産されたものを地域で消費するだけでなく、消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結びつける取り組みであり、これにより消費者が生産者と顔が見え、話ができる関係で地域の農産物や食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図ることと位置づけています。

そこで、町としては地産地消をどのようにとらえ、どのように推進されようとしておられるのか。また、町独自の地産地消推進計画の策定は進んでいるのか。その中で、方向性は決まっているのか。その中身で、現場の声、意見を取り入れて現状に合う推進計画でなければならないと思います。

続けて、農林水産物での町の特産品に対する考えを伺います。

農業、林業、水産、商工の振興において、ブランド品や特産品開発をどのような考えのもとに進められているのかお尋ねします。また、これまでの取り組みの中でどのような成果があったのかもあわせてお聞きします。

続けての項目で、学校や病院などの給食と食育教育は、昨日、山本一朗議員が詳しく聞かれましたので、略させていただきます。

もう1点ですが、農林水産業従事者の減少、高齢化が進む中での農山村や漁村の活力を維持向上するために、生産活動や地域活動に取り組む多様な担い手育成の確保が急激な課題となっているように思われます。

先般、議案質疑の中でもある議員の質問に総務課長が答えられた言葉ですが、役場職員は与えられた職務の仕事だけをするのではなく、役場全体の職員としての自覚と認識を持ち、町民のためになる仕事をすべきであるとの趣旨の発言をされたと記憶しています。

まさに、緊急事態の能登町においては、基幹産業である農林水産業の担い手育成においてもまちづくりにおいても、町職員の意識改革があって初めてその企画が生まれ、指導ができると考えられます。

町長は、どのようにして総務課長の言われた次代を担う人材教育をなされる考えをお持ちか伺います。

また、後継者育成事業の企画はということについてですが、とりわけ中山間地域を多く

抱える本町において、女性や高齢者が中心に農林業を支えているのが現状であります。しかしながら、将来にわたり地域農林業を維持発展するためには、持続可能な力強い経営体の育成と農林業内外からの多様な人材を担い手として参入、定着させるための体制づくりが必要ではないかと思われます。

石川県においても、担い手育成緊急対策本部を設置したと先月の14日の新聞で報じられていました。能登町においても、緊急に対策本部を設置し、後継者、担い手の育成確保を行う必要があると思うが、町の計画があれば示していただきたい。

以上で私の質問を終わります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、小路議員の地産地消の考え方なんですが、やはりふるさと教育ということにもつながりますし、地産地消することによって地域振興にもつながるということで、私としては積極的にこれは推進していかなければならないし、いきたいというふうに思っております。

また、推進計画に関しましては、やはり議員がおっしゃるように現場の声というものが大事だと思いますので、現場の声も聞きながら推進計画は立てていかなければならないというふうに考えております。

次に、農林産物の特産品に対する産地づくりの奨励品なんですが、農産物の特産品につきましては、現在、当町では県、JAとも連携しながら転作田や畑地での新興作物として、小豆、カボチャ、ブロッコリー、ミニトマト、山菜、ブルーベリーを奨励し、産地づくりを図っているところであり、特にカボチャは県よりも助成もいただき、市場に多く出荷されております。また、内浦地区に海洋深層水を利用したトマトが試験栽培されており、海洋深層水利用の特産品として商品化に期待をいたしているところでもあります。

林産物につきましては、マツタケや山菜を初めアミタケなどについて加工品も含めた商品化の検討を図り、付加価値を高めた取り組みの推進を図りたいというふうに思っております。

また、水産物では港町水産加工振興事業で数点の新製品も開発されておりますので、そのPRにも努めていきたいと考えておりますし、また能登の魚ブランド化推進事業で魚のおいしい町ということでPRもしていきたいというふうにも考えております。

次に、担い手の育成についてであります。農林水産業における後継者対策の現状はどうなっているかのご質問であります。当町の平成16年の総農家数が約1,650戸、そのうち専業農家が116戸、担い手となる農業者は農業生産法人を含め30戸の農家が認定農家として登録されております。10年前に比べますと、総農家数では35%減少、専業農家数でも55%減少し、そしてさらに高齢化と過疎化により従事者が年々減少し、耕作放棄地も年々ふえているのが現状ではないかなというふうに思っております。

そうした中で、当町の施策としましては、農地の遊休化防止と担い手育成のために担い手農家育成流動化促進事業を実施いたしております。その制度の成果も期待しているところではありますが、農家より農地を借り受け、耕作する担い手となる農家に、10アール当たり年3,000円を5年間にわたり補助金を交付するもので、また昨年度から柳田西部地区におきまして圃場整備を進めております。本年度調査設計、そして19年度から本格的に事業着手となり、将来に向けての農地保全、あるいは担い手の確保が図られることを期待しております。

次に、後継者育成の企画はあるのかというご質問であります。国におきましても企業活力の導入等による次世代に向けた魅力ある産業として農業の再生を基本方針とした施策が示されております。県の方でも食と農業・農村ビジョンと位置づけまして、地産地消を含めた計画が本年度中に取りまとめられる予定であり、その中で新たな担い手対策についての施策がまとめられており、農業生産法人の育成と集落営農の推進を図るための基盤整備や人材育成、組織整備などの具体的な取り組みを推進するということになっております。

なお、議員の申される石川県においての担い手育成緊急対策本部を設置したことによる町の対応であります。この担い手育成緊急対策本部の設置につきましては、現場での推進体制として各農林総合事務所ごとに県、市町、JAの職員による担い手緊急支援チームが編成済みであります。この政策に向けて、現在活動体制に入っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

また、水産業関係では非常に水産業を取り巻く環境は厳しい状況であります。水産の歴史を顧みますと、本町の漁業は高度成長とともに公海の自由の原則により沖合、遠洋漁業を中心に発展してきております。その生産高は町を潤す基幹産業として将来展望されていきました。しかし、国際法によります200海里設定による締め出しに伴いまして漁業経営は究極に陥り、沿岸域においても漁場の悪化から経営は衰退し、生産高も最盛期に比べますと5分の1程度まで減少してしまっているという状況であります。その打開策としまして、

国、県もさることながら本町の独自の対応策としまして、魚価向上対策、漁船取得利子補給、漁業生産基盤促進事業、外国人研修生受入事業等に取り組んでいるところであります。

また、今日の漁業は漁業地域の資本と人材では漁業の維持、再建は困難というふうに考えられますので、かつてのにぎわいを取り戻す産業の育成事業として、本年度、財政厳しい折ではありますが新規に担い手確保、漁船建造推進事業を検討しまして、次世代の漁業就業の安定と促進を図りたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 5番、いいですか。次に、38番 上野耕平君。

38番（上野耕平） 町長にお伺いいたします。

我が能登町の人口は2万1,100名、町職員は今度568名になりましたが、臨時職員が121名、この数字が多いのか少ないのか。言われなくてもわかっているということなんですが、七、八年前でしたか、内浦町の議員の折に、福岡県の赤池町が赤字再建団体にあるということ、それを新しい町長がかわられて、町を立て直されたということを聞きまして視察に行っていました。

赤池町の人口は1万1,000でしたか。町職員が101名。町長にお会いしまして、お話を聞くことができました。町長が1番目に言われたのは、手をとめて休んでいる職員がいますか。私のところはだれもいませんと。もう一つは、溝掃除や草むしりまでやりますと。町も職員も一つになって頑張っております。本当に町を立て直すには、思い切ったことをやらないとだめなんです。しかし、職員を減らすのには大変苦労しました。お互い生活権がありますので、それには一番苦労なさったそうでございます。

町長の言われるには、私の乗っている車は10年たった中古車で30万で買ったんですよ。ほとんど乗ることはございませんとおっしゃいましたが、我が町の町長車のことを聞きたかったんですが、多田議員の質問で黒塗りの白い手袋まで出ましたので、やめさせていただきます。

本来私、臨時職員のことを聞きたかったんですが、それも多田議員の質問によってほとんど答弁されました。

しかし、臨時職員は本来忙しくて手が足りないところで臨時職員がいるのであって、町職員を削減する前に臨時職員を減らすのが先でないかなと思います。そのことを町長にお

聞きいたします。

古い言葉で、照顧脚下という言葉がございます。町長ももう一度足元を見られて前へ進んでいただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） ただいまの上野議員のご質問であります。臨時職員につきましても一般職員と同様に定員管理を行っていくもので、当然基本的には削減していく方向で取り組んでいきたいというふうに考えております。

ですから、18年度は定員管理も含めてあらゆる事務事業の見直しもやりたいというふうに思っておりますので、そういった意味でも臨時職員の見直しというのもやっていきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 38番、いいですか。

38番（上野耕平） ありがとうございます。わかりました。

議長（大谷内義一） 以上で一般質問を終わります。

議長（大谷内義一） 本日の日程は以上で全部終了いたしました。

次の会議は、3月24日午前10時から本議場で開会いたします。

議長（大谷内義一） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時43分散会

開 会

(10時00分)

議 長 (大谷内義一)

ただいまの出席議員数は39人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。あらかじめ本日の会議時間を延長いたしておきます。

日程第1 議案第6号平成17年度能登町一般会計補正予算から

日程第56 議案第61号能登町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結についての議決の一部変更についてまでの56件。

日程第57 請願第1号地籍調査の促進についてから

日程第58 陳情第1号公共サービスの安易な民間開放は行わず充実を求める意見書提出に関する陳情までの2件、あわせて60件を一括議題といたします。

常任委員会に付託審査をお願いいたしました案件について各常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長、山崎元英君。

総務常任委員長 (山崎元英)

総務常任委員会に付託されました案件についてご報告いたします。

議案第6号、平成17年度能登町一般会計補正予算。議案第7号、平成17年度能登町有線放送事業特別会計補正予算。議案第17号、平成18年度能登町一般会計予算。議案第18号、平成18年度能登町有線放送事業特別会計予算。議案第30号、能登町名誉町民条例について。議案第31号、能登町顕彰条例について。議案第32号、能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について。議案第33号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。議案第34号、常勤の特別職の給与に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。議案第35号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。議案第36号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。議案第37号、能登町税条例の一部を改正する条例について。議案第38号、能登町合併振興基金条例について。議案第39号、能登町国民保護協議会条例について。議案第51号、能登町消防団条例の一部を改正する条例について。議案第52号、公の施設の指定管理者の指定について。議案第56号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。議案第57号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の

変更について。議案第60号、「平成17年度防災行政告知整備事業機器設置工事請負契約について」の議決の一部変更について。

以上19件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に請願第1号、地籍調査の促進については採択とすることに決定いたしました。

陳情第1号、「公共サービスの安易な民間開放は行わず充実を求める意見書」提出に関する陳情については継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議 長 （大谷内義一）

次に保健福祉常任委員長、田上賢一君。

保健福祉常任委員長 （田上賢一）

保健福祉常任委員会に付託されました案件についてご報告いたします。

議案第6号、平成17年度能登町一般会計補正予算所管歳出（第7号）。議案第8号、平成17年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。議案第9号、平成17年度能登町介護保険特別会計補正予算（第3号）。議案第17号、平成18年度能登町一般会計予算所管歳出。議案第19号、平成18年度能登町国民健康保険特別会計予算。議案第20号、平成18年度能登町老人保健特別会計予算。議案第21号、平成18年度能登町介護保険特別会計予算。議案第29号、平成18年度能登町病院事業会計予算。議案第41号、能登町心身障害児童福祉金条例の一部を改正する条例について。議案第42号、能登町在宅長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について。議案第43号、能登町敬老祝金条例の廃止について。議案第44号、能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。議案第45号、能登町傷害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例について。議案第46号、能登町介護保険条例の一部を改正する条例について。議案第47号、能登町多目的交流センター条例の一部を改正する条例について。議案第55号、能登町病院事業会計の欠損処理について。

以上16件は、原案どおり可決することと決定しました。

ただし、議案第41号と議案第55号は採決の結果、可決となりました。

以上をもって、報告を終わります。

議 長 （大谷内義一）

次に、産業建設常任委員長、上野耕平君。

産業建設常任委員長 （上野耕平）

産業建設常任委員会に付託されました案件についてご報告いたします。

議案第6号、平成17年度能登町一般会計補正予算所管歳出（第7号）。議案第10号、平成17年度能登町観光施設特別会計補正予算（第2号）。議案第11号、平成17年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。議案第12号、平成17年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。議案第13号、平成17年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。議案第14号、平成17年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）。議案第15号、平成17年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。議案第16号、平成17年度能登町水道事業会計補正予算（第4号）。議案第17号、平成18年度能登町一般会計予算所管歳出。議案第22号、平成18年度能登町観光施設特別会計予算。議案第23号、平成18年度能登町公共下水道事業特別会計予算。議案第24号、平成18年度能登町農業集落排水事業特別会計予算。議案第25号、平成18年度能登町漁業集落排水事業特別会計予算。議案第26号、平成18年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計予算。議案第27号、平成18年度能登町簡易水道事業特別会計予算。議案第28号、平成18年度能登町水道事業会計予算。議案第48号、能登町体験交流施設条例の一部を改正する条例について。議案第49号、能登町浄化槽市町村整備推進事業の整備に関する条例の一部を改正する条例について。議案第50号、能登町水洗便所等改造資金融資のあっせん及び助成金交付に関する条例の一部を改正する条例について。議案第53号、公の施設の指定管理者の指定について。議案第58号、町道路線の認定について。議案第59号、請負契約の締結について（平成17年災5号波並漁港災害復旧工事）。議案第61号「能登町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について」の議決の一部変更について。

以上23件の原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議 長 （大谷内義一）

次に、文教常任委員長、石岡安雄君。

文教常任委員長 （石岡安雄）

文教常任委員会に付託されました案件についてご報告いたします。

議案第6号、平成17年度能登町一般会計補正予算所管歳出（第7号）。議案第17号、平成18年度能登町一般会計予算所管歳出。議案第40号、能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について。議案第54号、公の施設の指定管理者の指定について。

以上4件は原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議 長 （大谷内義一）

以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

41番、道下君。

41番 （道下豊一）

議案第46号、能登町介護保険条例の一部を改正する条例について、所管の委員長に対してお聞きいたします。

今朝の朝刊におきまして、この介護保険料の引き上げが大きく報道されておりまして、能登町が4,980円と月額でございます。ということで、県下において最も高い介護保険料を町民に対して負担をさせているような記事が報道されておりまして、この記事をご覧になられた町民の方は、やはり首を傾げて「なぜだ。」ということの疑問をお持ちになるのは当然だと思うのでございますので、この議会のこの条例が決定される前に、委員会のほうでこの詳細についてですね、この席で釈明を願いたいのでございます。また、委員会の審議のありかたについてのご報告を願いたいと思います。

議 長 （大谷内義一）

保健福祉常任委員長、田上賢一君。

保健福祉常任委員長 （田上賢一）

それでは道下議員にお答えいたします。

月額4,980円、県下No.1というようなご質問でございますが、私共の委員会におきましては、町全体の財政状況におきましても県下No.1と、ワースト1とまあ非常に厳しい財政状況のおり、また介護者の増大により介護保険会計が厳しい状況におかれておることを踏まえ、これも議会前におきまして委員会を設置させていただきまして私も委員の一人でございましたけれども、3町バラバラの介護保険料を統一することも含めまして、この際に段階を踏んで値上げするかどうするかという問題を検討した訳でございますけれども、今回の値上げを1回で決定しようという方針を頂きまして議会の議案として執行部からの提案があった訳でございます、この点を踏まえてひとつご理解の程、よろしくお願いいたします。私共委員会としましては、やむをえないという前提のもとで、可決決定させて頂きましたのでよろしくお願いいたします。

議 長 （大谷内義一）

41番、道下君。

41番 （道下豊一）

報ずるところによりますとですね、こういう記事が載っているんです。最高額となった能登町はグループホームが当初計画の3倍となり、給付費が膨らんだのだ。と介護保険料の値上げの大きな理由にここに取り上げられておる訳でございます。この点についてのご説明をお願いします。

議 長 （大谷内義一）

保健福祉常任委員長、田上賢一君。

保健福祉常任委員長 （田上賢一）

細部の予算内容のことに关しましては担当課長より説明させて頂きますのでよろしくお願いいたします。

（委員長報告は結果報告だけですので、これでよろしいんじゃないかと思います。）

（課長が答弁とかそういう範囲までは及ばないと思いますが、議長はその判断をし

て頂きたいと思います。) との声あり。

(そのとおり。異議なし。委員長は結果を報告すればよい) との声あり。

41番 (道下豊一)

結局、あんた委員長が言うように私の質問に対して課長が代わって答弁するでそれでいいがじゃないがかね。

(いやいや違いますよ。委員長の報告は結果報告のみです。) との声あり。

議 長 (大谷内義一)

保健福祉常任委員長、田上賢一君。

保健福祉常任委員長 (田上賢一)

今ほどご意見もあった訳でございますが、その内容に伴いましての審議は、私共委員会としての細部に亘った面と行き届かない面と審議過程を踏まえたうえで、決定された経緯がございまして委員会の決定を報告することで終わらせていただきたいと思います。

議 長 (大谷内義一)

他にありませんか。

41番 (道下豊一)

いや、わしちょっとねえ、先ほどお聞きしましたこのグループホームとの介護保険料との値上げとの関係を聞きたかった。なぜ、ここに載せておられるですねえ、グループホームが当初の計画の3倍となり、給付費が膨らんだ為と説明してあるということは、グループホームと値上げとの関連を知りたい。

(議長、これ委員長に対する質問じゃありませんよ。) との声あり。

41番 (道下豊一)

だからさきほど申し上げたでしょう。審議の過程におけるところの状態も聞かせてもらいたいということなんです。だから結局はですねえ、委員会においてです。

この値上げた理由というものはこのグループホームとの関連性があった訳でしょう。と思う訳です。この記事を見まして。だから冒頭からですねえ委員会の審議の過程をまた説明願いたいと申し上げたのはそういうことなんです。だからこのことについてですねえ、課長がですねえ、委員長の報告に対して補足説明をされることはもう当然だと思っんです。委員長が指名したことに対してそれを答えることは当然だと思っし、委員会を私達は傍聴しておりませんから、解らないわけですねえ。だからもしもこういうような問題がですねえ、当局から説明されておるとするならば、やはり議会においてそのことも説明されてですねえ、するのが当然だと思っんです。委員長報告以外のことだということとは全然違いますよ。

(これは議案の審議です。) との声あり。

議 長 (大谷内義一)

私のほうから申し上げます。ただ今の田上委員長の報告は委員会において総合的な判断に基づいて、可決することに決定したという報告でありましたので、それを了といたしたいと思っます。

(異議なし) の声あり。

議 長 (大谷内義一)

他に質疑ありませんか。

(はい) の声あり。

議 長 (大谷内義一)

質疑なしと認めます。

41番 (道下豊一)

ちょっとねえ、議長、委員長報告に対するですねえ…

(休憩) との声あり。

議 長 （大谷内義一）

それでは暫時休憩します。

議 長 （大谷内義一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉常任委員長、田上賢一君の委員会報告により、道下議員より質疑があり再度、保健福祉常任委員長、田上賢一君から報告を求めます。

保健福祉常任委員長 （田上賢一）

ええそれでは道下議員に対し再度お答えさせていただきます。

先ほどの質問の内容の一部分でございますが、グループホームの増設に伴う保険料の値上げが主体だという新聞報道が載っておりますけれども、私が先ほど説明いたしましたとおりですね、相対的な財政難が大きな問題でありまして、それに伴う介護者の増大、こういうものも含め、なお先ほどの新聞記事にうたわれておりますグループホームの増設等も伴って、相対的に介護料を値上げせざるをえないという結論に達しまして、グループホーム自体に関する委員会の一部分の審議はおこなっておりませんが、相対的な審議をしていただきまして委員会に付託された案件のこの議案に関しては、全員一致で可決されておりますので、ご理解等をよろしくお願いしたいと思っております。

41番 （道下豊一）

はい。よろしゅうございます。

議 長 （大谷内義一）

以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（なし）の声あり。

議 長 （大谷内義一）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。お諮りいたします。

議案第6号、平成17年度能登町一般会計補正予算。議案第7号、平成17年度能登町有線放送事業特別会計補正予算。議案第8号、平成17年度能登町国民健康保険特別会計補正予算。議案第9号、平成17年度能登町介護保険特別会計補正予算。議案第10号、平成17年度能登町観光施設特別会計補正予算。議案第11号、平成17年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算。議案第12号、平成17年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算。議案第13号、平成17年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算。議案第14号、平成17年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算。議案第15号、平成17年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算。議案第16号、平成17年度能登町水道事業会計補正予算についてまでの以上11件に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

ありがとうございました。

起立全員であります。よって議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第17号、平成18年度能登町一般会計予算。議案第18号、平成18年度能登町有線放送事業特別会計予算。議案第19号、平成18年度能登町国民健康保険特別会計予算。議案第20号、平成18年度能登町老人保健特別会計予算。議案第21号、平成18年度能登町介護保険特別会計予算。議案第22号、平成18年度能登町観光施設特別会計予算。議案第23号、平成18年度能登町公共下水道事業特別会計予算。議案第24号、平成18年度能登町農業集落排水事業特別会計予算。議案第25号、平成18年度能登町漁業集落排水事業特別会計予算。議案第26号、平成18年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計予算。議案第27号、平成18年度能登町簡易水道事業特別会計予算。議案第28号、平成18年度能登町水道事業会計予算。議案第29号、平成18年度能登町病院事業会計予算についてまでの以上13件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

ありがとうございました。

起立全員であります。よって議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案

第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第30号、能登町名誉町民条例について。議案第31号、能登町顕彰条例について。議案第32号、能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について。議案第33号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。議案第34号、常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。議案第35号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。議案第36号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。議案第37号、能登町税条例の一部を改正する条例について。議案第38号、能登町合併振興基金条例について。議案第39号、能登町国民保護協議会条例について。議案第40号、能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について。議案第41号、能登町心身障害児童福祉金条例の一部を改正する条例について。議案第42号、能登町在宅長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について。議案第43号、能登町敬老祝金条例の廃止について。議案第44号、能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。議案第45号、能登町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例について。議案第46号、能登町介護保険条例の一部を改正する条例について。議案第47号、能登町多目的交流センター条例の一部を改正する条例について。議案第48号、能登町体験交流施設条例の一部を改正する条例について。議案第49号、能登町浄化槽市町村整備推進事業の整備に関する条例の一部を改正する条例について。議案第50号、能登町水洗便所等改造資金融資のあっせん及び助成金交付に関する条例の一部を改正する条例について。議案第51号、能登町消防団条例の一部を改正する条例について。議案第52号、公の施設の指定管理者の指定について。議案第53号、公の施設の指定管理者の指定について。議案第54号、公の施設の指定管理者の指定について。議案第55号、能登町病院事業会計の欠損処理について。議案第56号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。議案第57号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。議案第58号、町道路線の認定について。議案第59号、請負契約の締結について（平成17年災5号波並漁港災害復旧工事）。議案第60号、「平成17年度防災行政告知整備事業機器設置工事請負契約

について」の議決の一部変更について。議案第61号、「能登町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について」の議決の一部変更について。までの以上32件に対する委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

ありがとうございました。

起立多数であります。よって議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に請願第1号、地籍調査の促進についてに対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって請願第1号については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に陳情第1号、「公共サービスの安易な民間開放は行わず充実を求める意見書」提出に関する陳情に関する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって陳情第1号については、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

ここでしばらく暫時休憩いたします。

議 長 （大谷内義一）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りいたします。

ただいま上野耕平君外 9 人から発議第 1 号、能登町議会議員政治倫理条例の制定について。山岸昭夫君外 5 人から発議第 2 号、能登町議会議員定数条例の一部を改正する条例について。の 2 件が提出されました。

また、岩住福二君から議員の辞職願が提出されました。

総務常任委員会をはじめとする 4 常任委員長及び 3 特別委員長から目下各委員会で調査審査中の事項について。また、議会運営委員長から本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について。会議規則第 75 条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。これを日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2、追加日程第 3、追加日程第 4 として議題にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、4 件を日程に追加し追加日程第 1、追加日程第 2、追加日程第 3、追加日程第 4 として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1、発議第 1 号、能登町議会議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。38 番、上野耕平君。

38 番 （上野耕平）

ただいま上程賜りました発議第 1 号、能登町議会議員政治倫理条例の制定について本文朗読を省略して提案理由の説明をいたします。

私たち議員は言うまでもなく町民の厳粛なる付託に答え町民全体の奉仕者としてその人格と高度な倫理性が求められております。しかし、今日、国地方を問わず議会議員のその地位を利用しての行使や、行政犯罪と信頼を揺るがす事件疑惑が多発しております。従いまして我々能登町議会議員は議員としての品位と名誉を守るため議員自らの襟を正し、地方自治の本旨にのっとり、町民から信頼される議員活動をしてその使命の達成に努めなければならないと考え、能登町議会議員政治倫理

条例の制定を地方自治法第112条及び能登町議会会議規則第14条第2項の規定により議案として提出するものであります。よろしくお願い申し上げまして説明といたします。

議 長 （大谷内義一）

以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。
質疑はありませんか。39番、山崎君。

39番 （山崎元英）

ただいま提案されました条例案につきましての質疑をさせていただきます。

これはおのずと、崇高な理念と高い倫理性に基づいて提案されたものと思っております。中でも目的のところにありますけれども、町民全体の奉仕者として町民の信頼に値する倫理性を自覚するということが大きな目的の一つになっております。これを文書に書いてあるものを実践するということが、非常に重要なものであらうかと思っております。先般の全協にも少し意見を言わしていただきましたけれども、議員であると同時に一人の人間でもあります。高いモラルというものが町民から求められていることは、当然であらうかと思っております。そうでありますから、まず議員一人ひとりが自分たちが負わなければならない事務というものをきちんと果たしているだらうか。例えば住民税、固定資産税というようなそういう負担、公共料金というようなものを、きちんと支払いしているのだらうか。あるいはまた人間として議員として高いハードルが課せられていることは事実でございます。社会的な規範に外れるような、先般も飲酒運転というような言葉も出てまいりました。警察には見つからないけれども、常習的にもし犯しているとするならば改めて自分がその非を恥じて公にすべきことではないかと思っております。そういういろんなクリアをしながらこの倫理の確立に臨んでいくのが適當ではないかなと思っております。それで提出者に質問するわけでございますけれども提出者はより高いハードルがあらうかと思っております。その点につきましてそういうところまで突っ込んでやろうと考えておいでなのかどうかということもお聞きしたいと思います。次に例えば運用の問題でございますけれども政治倫理基準の中の第2条の第6項でございます。公正な人事を図るため、職員の採用に関して推薦、または紹介をしないこと。という文言がございます。これにつきましては日常言います議員の口利きというような言葉に表現されているんじゃないかなと思っておりますけれども、非常に

大事なことだと私は思っております。しかしながら非常に難しい運用がされなければならないということもわかります。例えば、大阪市が大変あのマスメディアにも出ましたけれども市長とそれから職員組合が癒着したような形がずっと続けられて、闇給与であるとか闇退職金であるとかいろんな特殊勤務手当をを設定して大きな問題になりました。その中で市長は行財政改革をやるためには思い切ったことをしなければならないということで、女性弁護士の助役を市の中へ要請をして入ってもらいました。しかし現実にはなかなか難しいということでその助役は女性助役は退任されました。それで新たに市長選挙が行われましたときに市長はその助役に顧問弁護士になってほしいという要請をしました。その条件の中で、議員の口利きを止めてもらえるんならば私は引き受けますという発言をされたそうでございますけれども、議会の猛反発私ら議員の活動がほとんどなくなってしまうというその猛反発にあいまして顧問弁護士の就任も辞退されたということがございます。それほど重要な案件でございますので、どのようにしてこれを運用されるお考えになっているのかもお聞かせ願いたいと思います。以上です。

議 長 （大谷内義一）

上野耕平君。

38番 （上野耕平）

山崎議員の質問にお答えさせていただきます。

仲間9名と提出したわけでございますが、最初の質問におきまして我々議員としてのモラルといいますか倫理といいますかそういったことを大きな意味で考えていただいたら誰が考えてみても飲酒運転等も駄目ですし、もしそういうことがあるんだったらまたこの通った後でございますがそんな審査会も作るような文面も書いてございます。そういったところでまた考えていきたいと思います。とにかく高度なうんぬんと今言われましたが、それは当然議員でございますので私も高いハードルに乗ってるつもりでございます。そういうことでよろしく願いいたします。で、もう一点でございますが、職員の紹介うんぬんでございますが、それはよそでどういことがあったかわかりませんがこの能登町の議員としてここでもし約束されたとすればですね、しないということが前提だと思っております。そういうことで答弁になったかなりませんかかわかりませんがこれで終わります。

議 長 （大谷内義一）

質疑ありませんか。16番、山本一朗君。

16番 （山本一朗）

先ほど山崎議員から崇高な倫理そのものを委員長にお伺いされたわけですが、私は別の観点でこの今提出されております条例の第2条の第4項と5項に関して質問をちょっとさせていただきます。ただしこの質問をしたからといって私はこの政治倫理条例に反対をとる立場でございません。まずこの公共事業業務委託に関して特定の業者の推薦または紹介をしないとそういうことに関与をしないとうたっています。それに関しての質問でございます。というのは我々この議員らの中でも過去に奥能登クリーン組合に議会議員として行かれた方々も数々おられます。そして当初今のクリーンセンターを造るときに当初入札等に色々先程山崎議員が言われたような口利き等の話もあったかと思うんです。それはともかくとしてそのしてあの新潟鉄工という会社が出たと。それに関して、大谷内議長も含めて私らもその企業はそういった技術を持ってないんだという情報提供をしたんです。そして株式の件からもこのこと契約しても1年経ったら倒産しますよと私が指摘して半年後に倒産したんです。そういう情報提供も出来ないようなことになっていますがそのへんあの上野委員長はどうお考えなのかこれでも処罰にかけるのかかけないのか意見をお示し願いたいと思うんです。

議 長 （大谷内義一）

上野耕平君。

38番 （上野耕平）

山本議員にお答えします。

当然そういう先が見えた会社があるんだったら、とにかくそれは山本さんが考えていただくのが一番ありがたいんですが、とにかく議員としての広い意味での今考える場によって考えていただければいいなと思っております。ただ、確かにそういうこともございました。今これから能登町として新しく出発しますにかぎりまして、そういったことをないように努力すればいいなと思っておりますが、答えになっていないですか。

議 長 （大谷内義一）

山本君。

16番 （山本一朗）

私の質問が悪かったのか、先の見えたと上野委員長言われたんですがそういった倒産の話は抜きにして、技術的に全くこの工事に値しない会社が入札に入るという口利きに関してはやっぱ止めなきゃいけないと思うんです。議員として。そうでしょ。そういうことに例えばAの会社はもう技術的にもずさんなんです。全国過去にも多々失敗しておりますとそういうことを言って別のB、C、Dの方が技術力がいいですよと私が言ったとしましょう。それで私は議員倫理にひっかかるんですか。これでひっかかるんだったら、もう議員は全員辞職したほうがいいよ。

38番 （上野耕平）

もしそういう事件がありましたら、40名の議員の皆さんで協議して議員として大きい気持ちでぶつかればいいと思っておるんですが。審査会ですね。そういうことで。

議 長 （大谷内義一）

以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

討論は原案に反対者の発言から行いたいと思います。

26番田上君。

26番 （田上賢一）

私は議会議員倫理条例に反対討論を行います。特別公務員でございます。議会活動を通じて住民の個別意思を総合し、町としての意思を形成する任務を有します。議会の品位を重んじなければならないと規定されております。議員の心構えにも全体の奉仕者であり一部の奉仕者ではない。また迷ったときには己の損をするほうを選べという鉄則もあります。そうして地域社会の片隅にいる弱者の声をまた組織を持たない住民の小さな声また声なき声を把握し、これを代行し住民の心情を掴んでその心で物事を考えて行動すればこの条例を制定化する必要は無いと思います。議員の品位、人格は法により規定されております。これを自覚し守る議員であることが先決であり、条例化しなければ守れない議員であってはならないのです。今回提

案された第1条は今述べた点から当然守るべき事項であり第2条においては、抜け道があるざる法的な面が感じられ、条例制定しても効力はあるとは思われません。政治倫理とはすばらしい言葉であります。今回提案されている2議案はいずれも何か今年の改選を意図した感じすら受けます。もう一点はこの議案は一委員会でのみ審議提出提案されたもので全体の意見を尊重し審議し制定したものではありません。またアンケートにおいても内容を明示せず単に政治倫理条例を制定に賛成か反対かの結果の賛成率を75.6%は真の賛成率とは思えません。以上の理由をもって条例議案の反対討論とさせていただきます。

議 長 （大谷内義一）

ほかに反対討論ありませんか。

なければ次に原案に賛成者の発言を許します。

9 番志幸君。

9 番 （志幸松栄）

私は能登町議会議員政治倫理条例に対しまして賛成討論をしたいと思います。

この条例につきましては、目的という私たち産業常任委員会の方々が勉強に勉強を重ねまして色々と目的等を報告したいと思います。この条例に対しての目的とは、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを意識し、その担い手たる町議会議員私たちが町民全体の奉仕者として町民の信頼に値する倫理性を付託するとともに自己の地位による影響力を不正に行使し、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めておくべきではないかと思って公正で開かれた町政の発展に寄与することを目的にして政治倫理条例を上野提出者とともに私たち上野耕平氏をはじめとして10名が協賛しこの目的に寄与するために私たちが提出した条例でございますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。補足といたしましては、合併に至り石川県も19市町村ですか。村がないが、19になっておる。私は能登町のことばかり考えておるからあんまり対極を考えておりません。そういうことで大半の市町村が合併時にはこの政治倫理条例というものを可決して制定されております。そういうことで私たち10名が提出したわけでございますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。私の賛成討論といたします。よろしいでしょうか。

議 長 （大谷内義一）

ほかに賛成討論ありませんか。なければこれで討論を終わります。

これより発議第1号、能登町議会議員政治倫理条例の制定についてを採決いたします。この採決は無記名投票で行います。

6番奥成君。

6番 （奥成壮三郎）

自席をお願いします。

今議長が採決を無記名とおっしゃいましたけども、今発議が1号と2号と2つ出ております。じゃあ1号を無記名となれば2つとも無記名となる可能性もある。それじゃあ私の方もなんといいですか議会だよりも町民の皆様に報告しなきゃならないと思っておりますし、ケーブルテレビも松波地区にまだ整備されておられません。ですから起立ないし挙手の方でしっかりと目に見える採決方法でお願い出来ればと思います。以上です。

議 長 （大谷内義一）

17番、鍛冶谷君。

17番 （鍛冶谷眞一）

記名投票か無記名投票かは能登町議会会議規則第84条において、82条でしたか、あのどちらかをするかはその前に無記名投票によってどちらをとるかは決まなきゃいけないことになっております。その会議規則に従って進めてください。

議 長 （大谷内義一）

25番、多田君。

25番 （多田喜一郎）

私もやはり、この倫理条例議員の皆様心が反映できるように無記名投票でよろしいかと思います。

（異議なしの声）

議 長 （大谷内義一）

この条例によりますと議長の採決の発言についての意義は3名以上の方がおられたときに判断をするということになっておりますので現在議長の採決の反対の方は1名でございますので議長の採決の判断によって無記名投票といたします。

それでは、議場の出入り口を閉めてください。

ただいまの出席議員数は39人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条、第2項の規定によって立会人に山崎元英君、田上賢一君及び石岡安雄君を指名します。

投票用紙を配ります。

（田上議員は反対討論者ですから立会人には不適當ではないか）との声あり。

議 長 （大谷内義一）

それでは田上議員を変更して青木豊治君。

もう一回、立会人について繰り返します。

会議規則第32条、第2項の規定によって立会人に山崎元英君、石岡安雄君及び青木豊治君を指名します。

投票用紙を配ります。なお念のために申し上げておきます。本案に賛成の方は投票用紙の賛成に。反対の方は反対に。間違いの無いように○印をお願いします。

それでは投票用紙を配ってください。

2つに付けたり白紙の場合は無効になります。

（そうじゃないでしょう。白票は非ですよ）との声あり。

議 長 （大谷内義一）

はい。わかりました。

配ってください。

配布漏れはありませんか。投票用紙の配布漏れはありませんか。

投票箱の点検は終わりました。

それでは投票箱に異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が自席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

事務局長（仕明哲）

議席番号とご氏名を申し上げますので順番に投票願います。

1 番河田議員。2 番南議員。・・・・（順々に）・・・・41 番道下議員。

議 長（大谷内義一）

投票漏れはありませんか。

投票漏れ無と認めます。

これで投票を終わります。

これより開票をいたします。

山崎元英君、青木豊治君、石岡安雄君。開票の立会いをお願いいたします。

（ 開 票 中 ）

議 長（大谷内義一）

投票結果を報告いたします。

投票総数 38 票。

有効投票のうち賛成 17 票。反対 15 票。白票 6 票。

よって反対 21 で反対多数であります。

したがって発議第 1 号、能登町議会議員政治倫理条例の制定については否決されました。

議場の出入り口を開いてください。

以上で暫時休憩いたします。

議 長（大谷内義一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に追加日程第 2、発議第 2 号、能登町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。24 番、山岸昭夫君。

24 番（山岸昭夫）

ただいま議長より許可を頂きましたもので発議 2 号、能登町議会議員定数条例の

一部の改正に対する私の定数の理由を申し述べます。

三位一体改革が地方主権の確立のため、重要な基礎とすれば受け皿である地方自治体の充実、人材養成をはじめとし組織財政の見直しは不可欠と言えます。

このことは地域住民の日常生活に接し、心を常に砕かなければならない地方自治体としては、合併併合を機に、自らを検証し改革改正をしなければなりません。このことにいたすとき、我々議会議員は、身の丈に合った行政規模と歩調を合わせ、制度改革の一步を踏み出さなければならぬと思っております。

そこで問題提起であります、人口が減少することで旧来持っていた地域社会を維持するメカニズムが成立しなくなってる今、初めて告示される一般選挙から議員定数を18名と改正をご提議申し上げる訳であります。

どうか、諸兄におかれましては現況を鑑み、ご献策のうえご賛同賜りますことを心からお願い申し上げまして、提案理由に代えさせていただきます。どうかよろしくお願い致します。

議 長 （大谷内義一）

以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

25番、多田君。

25番 （多田喜一郎）

今、提案の理由を聞かせて頂いた訳でございますが、その中に1つ2つ確認させて頂ければと思います。

まずこの文面の中に、このことは直接住民の日常生活に接し、心を砕かねばならない地方自治体としては合併併合を機に自ら検証し、改革改正をしなければなりません。ということになっておる訳なんです、私達、合併前には旧町村が内浦・能都町・柳田とこの問題に関しては真剣に討議した訳であると考えておる訳でございます。

今、発議をして頂きました議員さんにおかれましても、柳田議会としても真剣に、答弁・討議されたことと思っております。なおかつその20として柳田から出てきたと、先ほどの全協にも議長さんが言われていた訳であります、その20を決めたときの議長が、今の発議者であると聞いております、その辺を答弁して頂ければ幸いかと思います。

議 長 （大谷内義一）

山岸昭夫君。

24番 （山岸昭夫）

ご質問ありがとうございます。多田議員の答えでお前も柳田議会で決議したんじゃないか。というふうにご質問だと思います。

確かにそのとおり全員一致で定数20名を決議いたしました。それは1年以上も前かと思います。その中に大きな住民生活、議会生活を含めまして住民生活の今期の国勢調査によりますと、数字は定かではありませんが1年間に700名以上の人口減が生じております。今もって人口の増える要素がないふうに自分で思いましたもので、この発議が自分なりに正しいと思って発議をさせていただきました。

よろしくお願いします。

議 長 （大谷内義一）

以上で質疑を終わります。これより討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

25番、多田君。

25番 （多田喜一郎）

私はこの定数条例案に明確に反対をさせていただきます。

なぜならば先の質疑にもあったように、旧3町が真剣に討議をした訳でございます。その中には当然、民間の有識者も入っておる訳でございます。

またこの間の全協で議長さんの答弁もあったように、柳田の事情を考えて、是非18を20にしてくれというようなその状況を内浦も能都町も合併協議会の中で、じゃあそれでもいいだろうということで1回目は20、次から18ということで合併協議会も決めた訳でございます。その決めた中を1回の選挙もせずして議会だけが、この条例案を改正するということは私は全く民意に反していると思う訳でございます。責任を持って議会が決めた以上、そして民間の方々が入っていて決めた以上、私達はこれを守らなければならないということだろうと思います。

なおかつもう1つ述べれば、18、20、何が問題なのか。数が駄目なのか、その人間に人数についてくる金額が駄目なのかということだろうと思います。究極の

目的は、私は人件費であるとするならば、次の洗礼を受けた方々が18でも16でもいい。その全金額を次の決めた20なら20、その数字に割ればいいと思います。例えば16人の定数の給与、報酬を20に18に割ってもいいと思います。

また逆にもう少し大げさに言わせて頂ければ、議員自らが1日のその日の費用弁償だけで例えばここにおられる皆さん41名が出て、この能登町の多くの皆さんの民意を吸い上げて、議会とはこうなんだよと、議論する場なんだよということで決して少数で声が大きくなって、多数決でものを決めるんじゃなく多くの人間の中で正論が通るように、そしてなおかつ金額にしては決めた総額で分けていくというようなものが理想でないかと思います。繰り返して頂くならば、私は金額は今のよう

に皆で決めてそれをまた決めた人数で割ればいいと思います。

それから今のものはやはり今の段階で決して問題が生じておりませんので、現行20になって、そして20の方々が審判を受けた中で皆さんの理念をまたその議会に述べればいいと思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。

議 長 （大谷内義一）

次に原案に賛成者の発言を許します。

39番、山崎君。

39番 （山崎元英）

私はただ今上程されました、条例案につきまして賛成の立場から私の考えていることを述べさせて頂きたいと思います。

まず大きく分けまして、2つの面から眺めてみたいと思います。

まず1点は、この定数、そしてまた議員の期間に関する特例につきましても合併協議会において審議されました、その過程を踏まえた面と、それから審議されましたから2年間近くが経過しております。その経過の時間の経過における社会現状の状況の変化というものも捉えながら、お話をさせて頂きたいと思います。

まず1点目であります。合併協議会における審議過程の中ですけれども、この合併の議員に関する条例案が協議がされましたのは、平成16年の4月に1回目がありました。そうして継続審議になりまして5月に持ち越された訳でございます。その中で先ほど多田さんがおっしゃいましたように、各議会の中で色んな審議をされながら審議が尽くされて同一意見としてその協議会に示されて、そして合併協議会の会長であります現町長が提案をされた訳でございます。その中に大変議会以外の

方々から、民間の方々から大変強硬な反対意見が出されております。

その時に私が感じたことは、議会と住民の意識の乖離というものがすごいんだなということでございます。ただ、合併協議会としては契約をはやくしなければならぬという時間的な要請もございました。そういう状況の中で、合併協議会の会長は提案された中で、これをひとつ通してもらいたいと提案どおりに通して頂きたいと、その代わり私は住民の直接請求もあろうであろうし、また議会の自主解散もあろうということも想定されますという発言がございました。私はそういうことをきちんと身に受けまして我々議会としてどういう風に対応すればいいかということで頭を悩ますこともございました。

今、この案が提案されまして、私は何かのアクションが起きたんだなということを思っております。

もう1点の社会状況の変化でございますけれども、協議されましてから合併協議会で協議されましてから約2年近くを経過しております。その中で色んな社会状況の変化がございました。先ほどもありましたとおり、人口が減少しております。それは推計以上の減少であろうかと思えます。

また次に財政の逼迫というものもございます。建設計画の中で財政についての説明もございましたけれども、国の色んな三位一体の改革というものも伴いまして、予想以上の逼迫があり18年度予算でもそういうものが出てまいりました。その中で、特別職や一般職員の方々の給与の改定というような大変厳しい状況にもなっております。

また県内における議員定数の変遷でございますけれども、減少、減少という方向に向っているのは皆さんもご承知のことと思えます。そのような観点に立ちまして私はやはりこの際、住民の付託に応えるためには一旦決めた大事なことであるけれども、それに適応しながら対応するのが議会の宿命ではないかと思っております。

ということで、提案されたものに対して賛成をいたします。以上です。

議 長 （大谷内義一）

他に討論ありませんか。これで討論を終わります。

これより発議第2号、能登町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。

22番、久田君。

22番 (久田良平)

議長にお願いをしたいと思います。この発議第2号は議員の身分に関わる大事な問題でございますので、無記名投票でなくして起立採決か、挙手をお願いしたいと思います。賛同者も先ほど議長、発議第1号のときには3名以上の賛同者がおれば、出来るちゅうお話をされたもんですから確認したうえでよろしく願いいたします。

議長 (大谷内義一)

17番、鍛冶谷君。

17番 (鍛冶谷眞一)

その件に関しては、先ほども申しましたように、能登町議会会議規則のほうで、82条で3名以上から要求があった時は、記名または無記名の投票で票決を取ると、その2項として同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長はいずれの方法によるかを先に無記名投票ですべし。というふうになっております。このルールのとおりによって頂くのがいいかと思います。

議長 (大谷内義一)

25番、多田君。

25番 (多田喜一郎)

はい。同じく私もですねえ、これはやはり議員が正々堂々として自分の心を表さなければならないということですので、無記名投票をお願いします。

(賛成の声) あり。

議長 (大谷内義一)

あのう、議長の無記名投票についての反対意見はお一人であります。

それでは記名、無記名の両方の意見がありますので、それをどちらにするかを無記名投票で決めます。

議場の出入り口を閉めて下さい。

ただ今の出席議員数は39人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規程によって、立会人に青木豊治君、石岡安雄君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

なお、念のために申し上げます。無記名投票に賛成の方は投票用紙の賛成に○を。反対の方は反対に○をお願いいたします。

(もう1回言うてくれ) との声あり。

議 長 (大谷内義一)

これは、今の投票は無記名投票にするか、記名投票にするかを決める投票でございます。無記名投票に賛成の方は投票用紙の賛成に○を。反対の方は反対に○を付けて下さい。

配付漏れありませんか。

配付漏れがなければ投票箱を点検いたします。

投票箱に以上なしと認めます。ただ今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

事務局長 (仕明哲)

それでは議席番号とお名前を読み上げますので順番に投票願います。

1 番河田議員。2 番南議員。・・・・(順々に)・・・・41 番道下議員。

議 長 (大谷内義一)

投票漏れございませんか。

投票漏れ無しと認めます。以上で投票を終わります。

ただ今から開票を行います。青木豊治君、石岡安雄君、開票の立会をお願いいたします。

(開 票 中)

議 長 (大谷内義一)

投票結果を報告いたします。

投票総数 38 票、有効投票のうち、賛成 26、反対 12 票、以上のとおり賛成が過半数です。従って発議第 2 号は無記名投票で行います。

ただ今の出席議員数は 38 人です。

次に立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規程によって、立会人に青木豊治君、石岡安雄君を指名いたします。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は投票用紙の賛成に。反対の方は反対に○印をお願いいたします。もう一度念のため申し上げます。賛成の方は投票用紙の賛成に。反対の方は反対に。間違いの無いように○印をお願いいたします。投票用紙を配布いたします。投票用紙の配布漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。投票箱を点検して下さい。

投票箱に異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

事務局長（仕明哲）

議席番号とお名前を読み上げますので順番に投票願います。

1 番河田議員。2 番南議員。・・・・（順々に）・・・・ 41 番道下議員。

議長（大谷内義一）

投票漏れございませんか。

投票漏れ無しと認めます。以上で投票を終わります。

ただ今より開票を行います。青木豊治君、石岡安雄君、開票の立会をお願いいたします。

（ 開 票 中 ）

議長（大谷内義一）

開票の結果をご報告いたします。

投票総数 38 票、有効投票のうち、賛成 16、反対 22 票、以上のとおり反対が多数です。従って発議第 2 号、能登町議会議員定数条例の一部を改正する条例については、原案を否決されました。議場の出入り口を開きます。

暫時休憩をいたします。休憩の際にご相談を申し上げたいことがありますので、

全員協議会室のほうにご参集のほどよろしく申し上げます。

議 長 （大谷内義一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第3、岩住福二君の議員辞職の件を議題といたします。局長に辞職願いを朗読させます。

事務局長 （仕明哲）

朗読いたします。

平成18年3月24日、能登町議会議長、大谷内義一殿。能登町議会議員、岩住福二。辞職願い。この度、一身上の都合により議員を辞職したいので許可されるようお願い出ます。ただし、平成18年3月31日付けでお願いいたします。以上でございます。

議 長 （大谷内義一）

お諮りいたします。

岩住福二君の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）あり。

議 長 （大谷内義一）

異議なしと認めます。

よって岩住福二君の議員辞職を許可することに決定いたしました。

追加日程第4、常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）あり。

議 長 （大谷内義一）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定い

たしました。

以上で本定例会に付議された議案は全部終了しました。

ここで、持木町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長、持木一茂君。

町 長 （持木一茂）

平成18年能登町議会第1回定例会の終わりにあたり、一言ご挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、提出案件に対しまして熱心なご審議を賜りいづれも原案どおり可決頂きまして誠にありがとうございました。可決頂きました案件につきましては、誠心誠意執行に努めて参りたいと存じております。国の三位一体改革と、地方分権推進の流れの中で、町の財政は大変厳しい状況にあり平成18年度予算は苦悩の中での予算編成となりましたが、能登町民、皆様のご理解とご協力を頂き、この難局に取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

議 長 （大谷内義一）

これもちまして、平成18年第1回能登町議会定例会閉会いたします。

議員の皆さんには16日間という長き帳場に於たつてご審議ありがとうございました。特に議事進行に対しては、議長の応援をして頂きましてありがとうございました。大変ご苦労様でした。

閉 会

（14時13分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年3月24日

能登町議会議長

大谷内義一

署 名 議 員

久田義平

署 名 議 員

石井良輝

